

519

147



始



21992



皇太子殿下御慶典記念

和歌山縣西牟婁郡

串本町誌

大正
13. x 30
内交

579-147

序にかへて

出来上つてしまへば「何だこんな物」と思はれるけれども是でも編纂の衝に當つた者にとつては此中に實にいひ知れぬ苦心の追憶がひそんでゐる。

由來郷土誌編纂の事業たるや決してしかく容易簡單なものでは無く、實に一大事業である郷土に對する此の大任を擔ふべきものとしては地理、歴史學に對する深遠なる造詣と地方産業に對する正確なる理解とに加ふるに過去現在より推して悠久の將來に及ぼすべき妥當にして明快なる批判力とその思ふ所を誤なく叙述すべき文筆力とを具備しなければならぬ。最初委員の重任を囑せられた際は等の資格を思合し乍ら内に自ら省みた時、思はず冷汗の脊に普きものを感せざるを得なかつた。幾度か逡巡したけれども既に精力旺盛識見高邁なる北野順吉君の大半集成せられたものに補成すれば足りるのであるのであるし、又徒に時日を遷して此の大切なる事業の完成を遅らせるべきで無い事をも考へ、前叙の資格に缺くる處があつても、幸に郷土に對し燃ゆるが如き熱愛を有し、此種事業に多大の趣味を有して居る點に於て亦人後に落ちざる自負を有してゐる立場から敢て蠻勇を鼓して筆を執る事にした。

筆を起したのは大正九年の四月であつたけれども、當時の筆は極めて遅々として進まなかつた。大に仕事の捗つたのは大正十一年の夏休みからで、殊に最大のヘビーをかけ出したのは皇太子殿下御成婚の記念事業としよるときまつた十二年の夏休みからで、文字通りに分陰を惜しみ寢食を忘れ日夜之に全精力を集中してあせりにあせつた。之が爲却つて粗漏杜撰の跡を多く残したことは否むことの出来ない事實である。

梓に上ずるに當つて之を讀むに、その材料の上に、論斷の上に、將又文辭の上に自ら意に満たぬ部分が尠くないことに心づく。併し今一々之を訂正することは發刊の時日の差迫つた今日許されない事情にあるので、之は他日の機に譲ることゝした。之に就ては幸讀者諸賢の懇篤なる御指教を希ふてやまぬ次第である。

憶へば本誌がかうした體裁を以て世に出る迄には随分色々な事情をもくゞつて來た。編纂者にしても暫く各自の本務を捨て、專任的に之にかゝり得る身ならば、さまでしたばたと七轉八轉する必要もないかも知れぬ。併し編纂員は各々人一倍に多忙の公務を脊負つてゐる者ばかりで、その仕事だけでも三面六臂の活動をしなければ到底やり切れない身柄である。そこへ

此の大事業を引受けたのである。だから休養を擲ち、來客を謝し、訪問を缺き、文通を失敬した事は固より、苟も時間を要すべき所謂人の世の義理のあらゆるものを缺いて、而も精力のありつたけを此の事業に捧げた。従つて此事業は編纂者にとつては實に懸命のものであつた。八月の炎天に寫眞師を連れて汗と渴とにあへぎあへぎ境界線の踏査に廻つてへたばつてしまつた事や、師走の夕暮を北風に慄わ乍ら圖板をさげて寅谷平見の杉林に迷ひ込んで苦しんだ事など今から憶出すと、考へ方によつては面白くないでも無いが、日の永い焼け焦がす様な夏休中を毎日々々早朝から腰辨當で役場の二階に陣取り、煎り付く様な夕日がきらきらと西側の硝子戸を透して天井板に照らし付ける時刻まで、更に夜は夜で毎晩夕食をすますと又候同じ役場の二階へ詰めかけて蚊軍と戦ひ乍ら十時、十一時、時には十二時まで蟲ばんだ古文書を寫したり、山と積上げた雑多の書類を繰りひろげたり、圖面を引いたり、書き綴つたり……その間時には参考とすべき古記録や材料やの貧弱なのに悲觀し、時には筆先が滲つて行文が意の如くに進まず懊惱したことも亦幾回あつたか知らぬ。中途にして筆を焼き稿を裂かうとした事も亦一再には止まらなかつた。

編纂中の苦心は單に是のみでは無かつた。茲に之を詳述するを好まぬけれども、時には記事の内容に就き極めて不條理なる壓迫をさへ加へられ、實に忍ぶべからざる不愉快を忍んだこともあつた。或は殆ど脱稿に垂んとするに及び、危くも「不急の事業」の奇名を負はされて再び梁上に塵を嘗むるの非命に陥らんとした事もあつた。是等はもとより編者の不徳から醸したものは思ふけれども今の世に尙かゝる事業の意義と價值に對して充分なる理解の徹しないものゝあることは困つたことだと思ふ。

併しかうした際にも他面又極めて熱心な方々があつて、陰に陽に此の事業の完成に對し多大の援助を與へられた事は實に感激止む能はざる處であつた。特に神田清兵衛氏其他の數氏が數日、數十回編纂室を訪はれ献身的の援助を與へられた事に對しては全く感謝の辭さへ無い位であつた。兎も角本誌が生まれ出でるまでには實に崎嶇たる經路を閱歷し來つたもので拙いながらも茲にかうして各位の前に提供し得たといふことは全く是等援助者の方々を始め大方町民諸君の御同情の賜と稱するより外はないのである。

大正十三年一月二十六日

編者識す

本誌編纂の經過

國に國史地誌の大切なる如く地方には又それぞれの郷土史、郷土地誌が緊要である。政治上、産業上其他に於て郷土誌の必要を感じることに頗る切なるものがある。就中教育上その緊切なることは最近教育に於ける地方色の必要が叫ばれ教授材料の郷土化が重要視せらるゝに及び一層痛切に認められるに至つた。

我串本町に於て夙に郷土誌編纂の急務を覺り始めてその計畫を立てたのは明治の末年であつた。即ち當時町長、助役、小學校長、神官、僧侶及町内二、三の長老を以つて委員に任じたのであつた。併し委員等は各自その公務、私務多端で遂に稿を草するの餘暇を得ず徒らに日月を送るの外はなかつた。然るに大正三年一月偶々北野順吉氏自ら郷里郷黨を思ふの誠より進んで此の大事業に當らん事を申出でられ、同月中旬始めて此の編纂に第一筆を着け、以來數十日漸く大體の記述を完成された。仍て四月上旬之を謄寫版に附して半紙版約百七十枚(一枚二十四行 一行二十四字語)の冊子となし之に「串本町郷土誌原稿」の標題を附し、町内有力者に配布して意見を徵するに至つた。是實に我町郷土誌の濫觴である。次で同年十一月北野氏當町助役の任に就くや更に右郷土誌の増補完成を期し専念盡瘁、大正六年に至り終に前稿を更めて新に半紙約五百六十枚の寫本を完成した(七冊に分綴)

當時該寫本を町内の古老舊家に廻覽し意見を求め機を見て上梓すべき目論見を立て、町長神田佐七氏又左の序文を草して之に加へられた。

郷土誌序文 (草稿)

惟フニ掌大ノ村落合スレバ邦土ヲ爲シ、肩摩轂擊ノ市井モ素ト寒村ニ胚胎ス。果シテ然ラバ郷土ノ沿革

ヲ紹述シテ之レヲ後昆ニ垂レ以テ考古ノ資料タラシムルハ則チ經世ノ企圖ヲ稗補セシムル所以ナリトス。況ンヤ我が熊野ハ地邊陲ニ僻在シ、社會交通ノ道甚ダ疎ナリト雖モ、然カモ舟楫ノ便ハ往古皇祖ノ大業ニ資シ、東西靴痕ヲ印セル靈跡ナルニ於テヲヤ。

本町曩ニ郷土誌編纂ヲ企圖シ本町助役北野順吉君公務ノ傍ハラ筆硯ノ勞ニ任シ致々奮勵其引用書冊ノ如キ數十ヲ算シ或ハ先輩ノ批評ヲ求メ或ハ古老ノ傳説ニ質シ日子ヲ重ヌル實ニ七百有餘專ラ記事ノ正確ニ努ム。今ヤ稿成リ將ニ梓ニ上サントス。余偶職ニ町長ニ在リ其編者勞苦ノ空シカラズ頗ル完成ノ積アルヲ見ル。蓋シ一言ノ茲ニ及ブ復タ必シモ徒爾タラザルヲ信ズ。誌シテ以テ卷頭ノ辭ニ代ユ矣。

大正七年戊午一月

申本町長 神田佐七 謹識

併し乍ら右の印刷計畫は其後各種の事情に支へられて又世に出すべき時機を失し、徒に町役場の倉庫に束ねて塵埃に委するの外は無かつた。

大正九年四月町長田島喜八氏大いに考ふる處あり。時勢の要求に鑑み前記『申本町郷土誌』を訂正増補して必ず印刷刊行せんことを期し左記三氏に『編纂委員』を囑託した。

- 申本實業學校長 金 廣 勇
 - 申本尋常高等小學校長 森 慶 三
 - 同 校 訓 導 田 島 周 次 郎
- 之と同時に材料の調査蒐集に便宜を請ふべく小原徳藏、矢倉甚兵衛、神田清右衛門、矢倉源兵衛の四氏に

「顧問」を囑託した。

仍て四月十日第一回委員會を町役場樓上に開き大要左の諸件を議定した。

- 一、北野氏編輯にかゝる『申本町郷土誌』の脱稿後に於ける記述材料は全部調査蒐集すること
- 二、既に『申本町郷土誌』に記述せられたる材料と雖も、なるべく一層精しく、深く且つ廣く調査蒐集すること。
- 三、編、章、節等の組織に就いては慎重に考慮した上で必要に應じ新たなる構成をなし書き改めること。
- 四、全部書き直して口語文體とすること。
- 五、寫眞及圖面をも加へること。

かくて委員は各々分擔を定め爾來四星霜齊々として實地の踏査に、資料の蒐集に、古老舊家の訪問に、地域街路の測量に、將又撮影に、編述に、夏冬の休暇を抛ち、日曜を廢し、夜間を捧げ、殆ど休息の餘暇なくその精力を傾注した。此間町長は田島嘉四郎氏となつたが氏亦本編纂事業に對し、極めて熱心の態度を示され大に委員の活動を激勵する處があつた。而も我皇室には皇太子殿下御婚儀のことが定められてよりは是非とも本誌をこの芽出度き佳節の記念事業として完成せしめ度いと町長の熱心に對し各委員も一層の緊張味を加へ奮勵活動した。然るに完成の豫定期日が目睫の間に迫り各委員最高の活動能力を發揮すべき時に至り速に命廣委員の退任を見森、田島の兩委員のみでは到底期限内に脱稿し難い事情となつたので大正十二年八月二十日新に雇員として田島眞三一氏を聘し兩委員の事業を援助せしめることとした。

爾來本誌脱稿に至るまで同雇員は或は時間外勤務に、或は夜業に、或は廢休に精勵その事に當り全く兩委員

とその勞苦を共にして毫も不滿としなかつたことは一にその郷黨を愛する徳といはなければならぬ。斯の如き経過を以て完成した本町誌は、その原稿紙數實に一千三百枚(一枚二十四行)に達し外に寫眞及圖面も數十枚を算するに至つた。串本町の郷土誌としては先づ大抵の事項を網羅し得た事とは思ふけれども尙殘されたもの不當不備の箇所も尠くはあるまい。是等は他日改版をするか續編を出すかの時に於て修正し増補することにしたいと考へる。

最後に本誌完成に際して特に多大の好意を寄せられ、或は材料の上に、或は編纂の上に陰に陽に援助せられた方々の芳名を録して感謝の意を表し永く記念とする。

- 神田清兵衛氏 田島俊平氏 矢倉甚兵衛氏
- 吉本松藏氏 小山彌太郎氏 山崎敬道氏
- 小原徳藏氏 中瀬伊太郎氏 濱直一氏
- 中松光次郎氏 鈴木市松氏 田島芳太郎氏
- 田島浦太郎氏 橋爪一味氏 西義次氏
- 川島隆氏 久保正義氏 植松岩市氏
- 松原善次郎氏

和歌山縣串本町誌概目

第一篇	自然誌	目次	一頁	本文	一頁
第二篇	人文誌	目次	一頁	本文	九頁
第三篇	古文誌	目次	五頁	本文	四頁

和歌山縣串本町誌 目次

第一篇 自然誌

第一章 位置	一
第二章 境界	二
第一節 疆域	二
第二節 串本浦對上野浦山林並に海面境界論争	四
第三節 串本浦對二色浦境界論争	四
第四節 (其一)袋港支配權に關する古文書 (其二)關野川との境界協定	六
第三章 面積及廣袤	六
第四章 地勢	六
第一節 概説	六
第二節 海岸	七
第三節 山丘	七
第四節 川沼	七
第五節 補説(運河計畫と埋立)	七
第五章 地體	七
第一節 地體の成生	七
第二節 地質	七

第六章 氣象

第一節 概説	一〇
第二節 氣温	一〇
第三節 雨量	一〇
第四節 氣流	一〇
第五節 濕度	一〇
第七章 動植物	一〇
第一節 動物	一〇
第二節 植物	一〇
第八章 天變地異	一〇
第一節 概説	一〇
第二節 變異	一〇
第三節 約説	一〇
第二篇 人文誌	一〇
第一章 沿革	一〇
第一節 串本地名起原考	一〇
第二節 串本沿革史	一〇

和歌山縣串本町誌 目次

第二章 字名

二三

第十三節 有勳者、恩給、年金等受領者

一五

第三章 戸數及人口

二三

第十四節 公示施設

一六

第一節 戸口發達の概観

二三

第十五節 町歌及町章の制定

一八

第二節 最近に於ける連年戸口の増加

二三

第十六節 雜件

二〇

第三節 最近に於ける人口出入の狀態

二五

第十七節 官衙公署

二〇

第四節 最近に於ける生死婚姻及離婚の狀態

二五

第十八節 田邊區裁判所串本出張所

二〇

第五節 町民職業別戸數

二五

第十九節 田邊警察署串本分署

二〇

第六節 外國出稼者

二七

第二十節 帝國水陸救濟會串本救護所

二〇

第七節 第一回國勢調査

二七

第二十一節 專賣局串本出張所

二〇

第四章 自治行政

二七

第二十二節 串本常高等小學校

二〇

第一節 行政沿革の概要

二七

第二十三節 串本商業水産補習學校

二〇

第二節 行政機關

二七

第二十四節 和歌山縣水産試驗場と同講習所

二二

第三節 行政補助機關

二七

第二十五節 串本實業學校

二二

第四節 常設委員

二七

第二十六節 串本實業學校

二二

第五節 議政機關

二七

第二十七節 和歌山縣水産試驗場と同講習所

二二

第六節 役場廳舎

二七

第二十八節 串本實業學校

二二

第七節 選舉有權者

二七

第二十九節 串本實業學校

二二

第八節 戸數及人口

二七

第三十節 串本實業學校

二二

第九節 財政局

二七

第三十一節 串本實業學校

二二

第十節 兵務

二七

第三十二節 串本實業學校

二二

第十一節 稅務

二七

第三十三節 串本實業學校

二二

第十二節 町有財産

二七

第三十四節 串本實業學校

二二

第六章 經濟及財政

二二

第一節 經濟發達の原因

二二

第二節 近世に於ける財政

二二

第三節 歲入の大觀

二二

第四節 歲出の大觀

二二

第五節 協議費

二二

第七章 産業

二二

第八章 教育

二二

第一節 概説

二二

第三十五節 錦江山無量寺

二二

第二節 寺子屋時代の教育

二二

第三十六節 矢倉神社

二二

第三節 小學校教育

二二

第三十七節 祇園神社

二二

第四節 補習學校教育

二二

第三十八節 キリスト教

二二

第五節 實業學校教育

二二

第三十九節 天理教會並金光教會

二二

第六節 保育事業

二二

第四十節 其他

二二

第七節 社會教育

二二

第四十一節 其

二二

第八節 教育後援團體

二二

第四十二節 其

二二

第九章 社寺宗教

二二

第一節 宗教概説

二二

第四十三節 衛生組合

二二

第二節 湖塔木之宮神社

二二

第四十四節 衛生組合

二二

目次

二二

衛生組合

二二

例言

- 一、本誌は長くも我が 皇太子裕仁親王殿下御成婚の慶儀に際し我町奉祝記念事業の一として刊行するものである。
- 二、本誌に收めた事歴は概ね大正十二年八月を以て限つてゐる。しかし中には幾等か同年十二月あたりまで筆の及んでゐる處もあり、稀には八月以前で筆を止めた部分もある。能ふ限り最近の記事をも録したいとは思つたけれども、何分記念出版として剞刻を急いだ爲め遂に思ふに任せなかつた。
- 三、記事の中に挿入した各種の統計についても、なるたけ新しいものと努めたけれども、前述の事情から、止むを得ず少々古いものを用ひた處もある。
- 四、本文中の人名には、極めて特段なる場合を除く外、一切敬稱を附けぬことにした。
- 五、「人物傳」中に(被表彰者の項は別として)現存の人物を擧げて之を評傳することは全然避けることとした。
- 六、本誌編纂に際し参考とした圖書記録の中主なるものは左の通りである。

吉田 東 伍著	大日本地名辭書	日本百科大辭典
吉田東伍外二名著	大日本讀史地圖	帝國人名辭典
佐伯 有 義著	大日本神祇史	世界大 年 契
青木 武 助著	大日本歴史集成	吉田東伍著 地理的 日本歴史
徳川紀伊藩主家編	紀伊續風土記	春日賢一著 和歌山縣地誌
萩野山之監輯	國史大辭典	古 事 記

和歌山縣編	日本書紀	木村憲太郎著	大日本建國史
日高郡編	和歌山縣誌	東牟婁郡編	東牟婁郡誌
濱端榮造著	日高郡誌	鈴木宥陽著	田邊要史
住吉神社々務所編	熊野郷土讀本	神田清兵衛編	一樹の蔭
	官幣大社住吉神社要史	土師惟朝著	住吉松葉大記
加納諸平著	紀伊名所和歌集	土井吉十郎著	紀伊國名所圖繪
齊藤拙堂著	柿園詠草	土方久元著	紀伊繁昌誌
玉川玄龍著	南遊志	松本芳夫著	南紀遊草
農商務省編	熊野巡遊記	陸軍參謀本部發行	熊野民話集
海軍水路部發行	水質圖	和歌山縣編	五萬分一地圖
西牟婁郡編	西牟婁郡統計書		和歌山縣勢一斑

週間朝日 サンデー毎日 大阪朝日新聞 大阪毎日新聞
 牟婁新報 南潮新報 申本町報

其他町有舊記及町内外各方面各家所藏の舊記

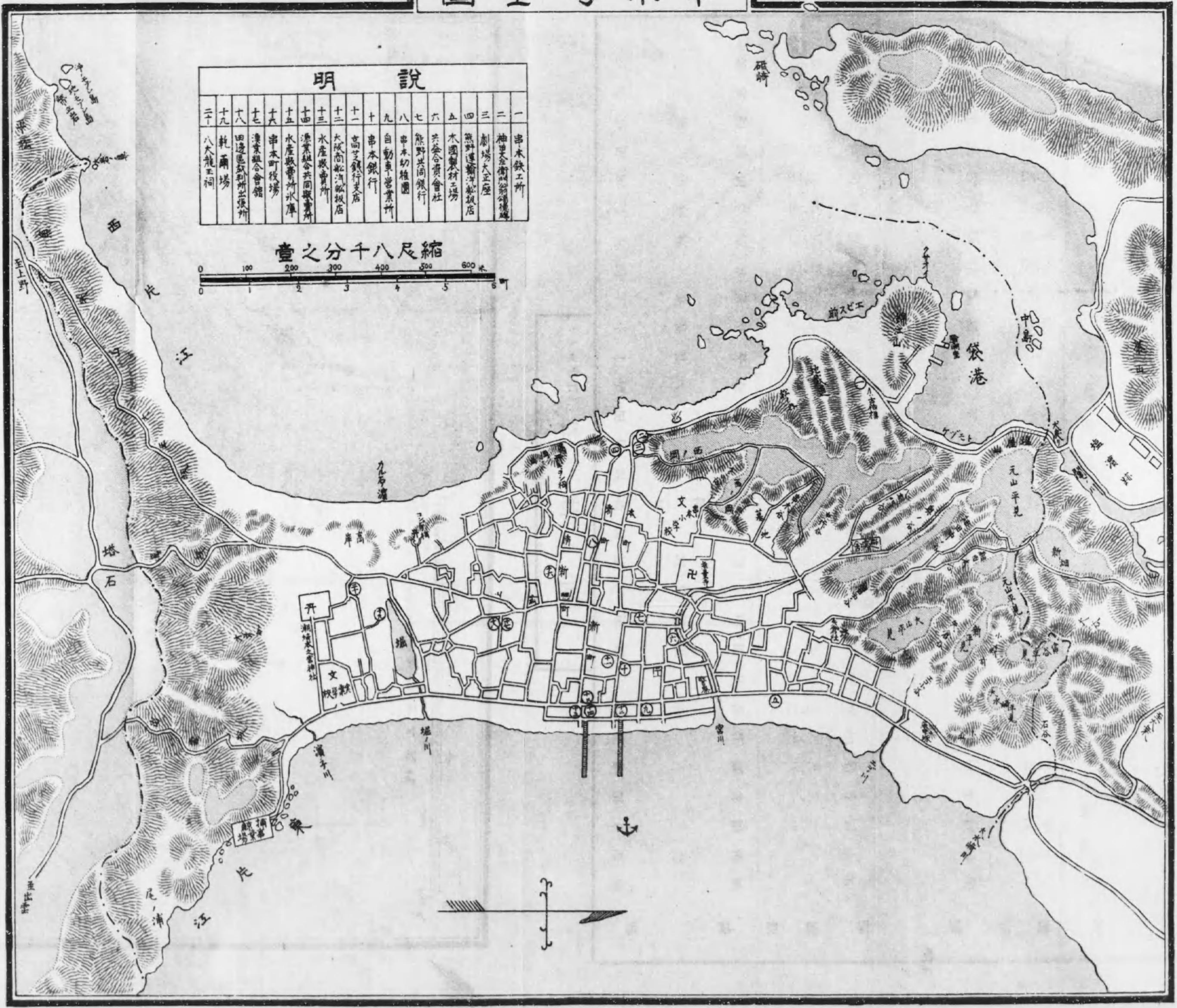
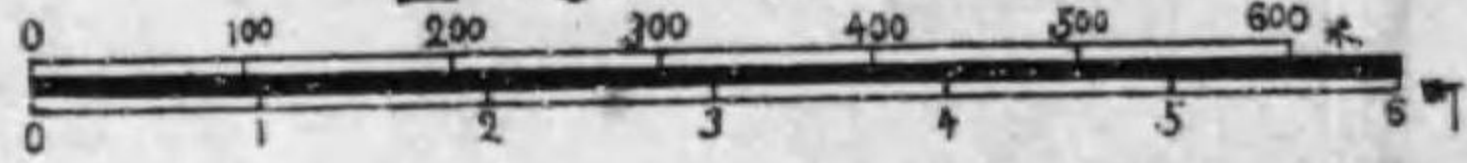


串本町附近圖

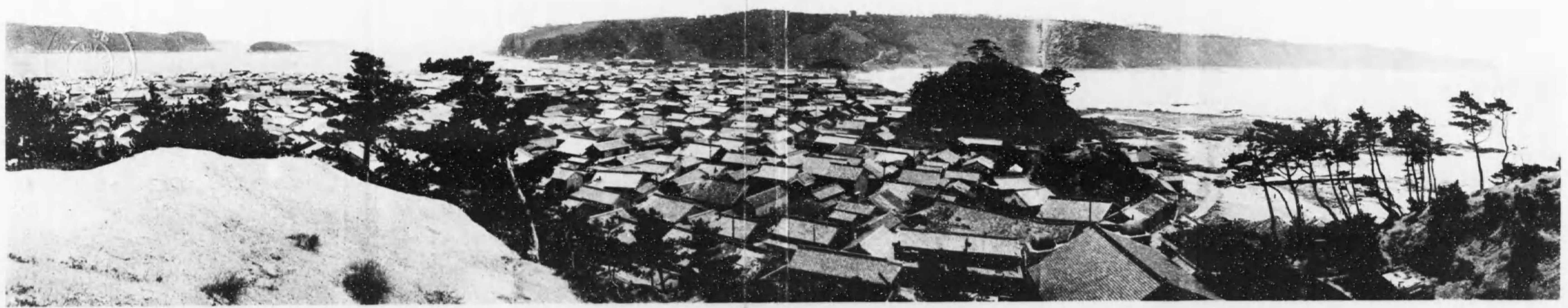
串本町全圖

明 說	
一	串本鐵工所
二	神皇正統記繪巻
三	劇場大正座
四	無形運轉洋紙店
五	木國製材工場
六	共益合資會社
七	熊野共同銀行
八	串本幼稚園
九	自動車營業所
十	串本銀行
十一	高芝銀行支店
十二	大坂商船汽船飯店
十三	水産販賣所
十四	漁業組合共同販賣所
十五	水産販賣所水庫
十六	串本町役場
十七	漁業組合會館
十八	田邊區裁判所出張所
十九	乾兩場
二十	八大龍王祠

縮尺八千分之一



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25



町本串ルタメ瞰リヨ岡ノ西

0.25
0.20
0.15
0.10
0.05
0.00
0.05
0.10
0.15
0.20
0.25
0.30
0.35
0.40
0.45
0.50
0.55
0.60
0.65
0.70
0.75
0.80
0.85
0.90
0.95
1.00
1.05
1.10
1.15
1.20
1.25
1.30
1.35
1.40
1.45
1.50
1.55
1.60
1.65
1.70
1.75
1.80
1.85
1.90
1.95
2.00



景全町本串ルタメ瞰リヨ方南

歷代村町長肖像



第四代第四代岩島森之助



第一代第十代清田右衛門



第五代第二十代佐田神七



第二代第七代文田左衛門



第六代第六代喜島田八



第三代第八代八十代源兵衛

歷代村町長肖像

第十五代 神田清右衛門



第九代 柏木楠太郎



第十八代 島田喜八



第十六代 中筋正良



第十一代 矢倉甚兵衛

第二十代 田島嘉四郎



第十三代 田島喜八郎



員 纂 編 誌 本



三 慶 森



吉 順 野 北



郎 次 周 島 田



勇 廣 金



串本町々歌

森慶三作歌

益山鎌吾作曲

mp

f

mf

f

5 5 5 5 6 6 6 6 5 5 1 2 3 2 2
 か り も と ほ く ー と ほ と き や し ろ

3 3 3 3 6 6 6 6 2 2 2 2 5 5 5
 と の ー み や を ば し つ め と あ ふ き

6 6 6 6 5 5 1 2 3 5 5 6 3 2 2
 い く よ ー へ に け ん く し き の も と に

5 5 6 6 3 3 5 5 1 2 3 2 5 0 3 0 1 ー 1
 た ち さ か え た る ー わ れ ら が き う ど ー

四 三 二 一

理^り熊^{くま}心^{こころ}来^き無^な智^ち過^か進^{すす}百^{ひゃく}神^{かみ}白^{しろ}鯨^{くじら}立^た幾^{いく}本^{ほん}由^{よし}
 想^{さう}野^のを^をれ^れ限^{かぎ}徳^{とく}去^きみ^みの^のの^の雲^{くも}並^{なら}ち^ち代^{しろ}の^の緒^{つづ}
 の^の合^あわ^わの^のみ^みを^をて^て生^{なま}恵^{めぐ}迷^{まよ}み^み榮^{さか}經^へ宮^{みや}も^も
 郷^{さと}涯^{はた}せ^せが^が富^{とみ}が^が顧^{かへ}み^みや^や業^{わざ}を^をふ^ふ浮^うわ^わに^にを^を遠^{とほ}
 土^{つち}の^の力^{ちから}友^{とも}も^もか^かみ^みま^まい^い豊^{とよ}み^みく^くた^たけ^けば^ばく^く
 建^た此^{こゝ}を^をわ^わ我^{われ}む^む未^{いま}ぬ^ぬそ^そに^に山^{やま}海^{うみ}る^るむ^む鎮^{ちん}曾^{そう}
 て^ての^のあ^あが^が手^て誠^{まこと}来^き御^ごし^し享^{たの}の^の原^{はら}我^{われ}靈^{たま}め^めき^き
 な^な町^{まち}つ^つ里^{さと}に^に心^{こころ}を^を代^{しろ}む^むけ^けな^なの^の等^ら木^きと^と社^{しゃ}
 む^む見^みめ^め人^{ひと}す^すこ^こ望^{のぞ}な^な我^{われ}て^てが^が幸^{さい}が^がの^の仰^{おほ}
 い^いじ^じと^とよ^よべ^べめ^めみ^みり^り等^らめ^め郷^{さと}下^{くだ}ぎ^ぎ
 ざ^ざと^とく^くて^て今^{いま}は^は郷^{さと}土^{つち}に^に

第

一

篇

自

然

誌

和歌山縣串本町誌

第一編 自然誌

第一章 位置

串本町の位置

我が串本町は和歌山縣西牟婁郡に屬し、本州本島の最南端たる紀伊・潮岬の咽喉部にあたり、岬の突端を距る約三十二町の北方に位してゐる。

町の略中央にある町役場の位置は、正しく東經百三十五度四十六分四十秒、北緯三十三度二十七分三十秒に當つてゐる。

潮岬の位置

潮岬は潮岬村なる潮岬半島一名上野半島の西南隅に在つて、東經百三十五度四十六分、北緯三十三度二十六分に位してゐる。是れが我國本土の極南點である。

串本は日本の略中央

我國の中央緯度は北緯三十五度で、中央經度は東經百三十五度であるから、之に比較して僅に東南に偏するのみである。従て我町は我國に於ける略自然地理的中心に在ると謂つても差支はない。

第二章 境界

第一節 疆域

串本町の四圍

串本町は東西兩面海洋に面してゐるので、陸続きの境界は南と北の二方面のみである。即ち南方は潮岬村大字上野、同村大字平松、同村大字塔石、同村大字出雲と境を接し、北方は富二橋村大字關野川、同村大字二色と接してゐる。

此の南北兩方面の町村境界に就いては古來屢々物議を起した沿革を有してゐるので、今確定せる所を左に詳記しておく。

一、串本町と潮岬村大字上野との境界

西片江船越大岩の尾通を以て境とする。

上は水流れ以西を潮岬村大字上野とし、以東を串本町とする。

海面は沖藻伏島を限り以東を串本町とする。

二、串本町と潮岬村大字出雲との境界

東片江、岐山の尾通り。

上は水流れ。

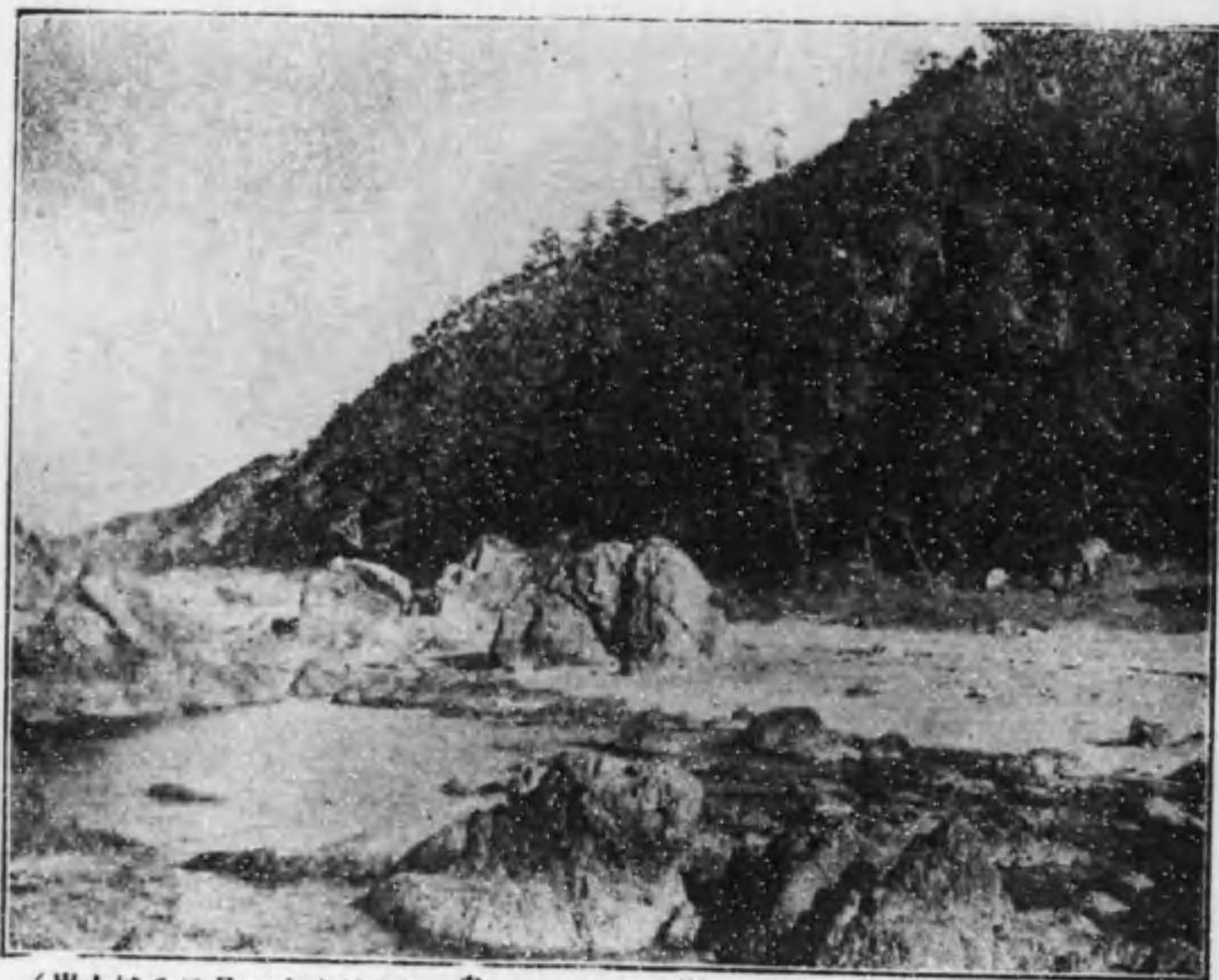
出雲との境界

上野との境界

橋杭との境界

二色との境界

境界事件



大岩の鼻 (鼻の右方に林森) (大岩は見る)

海面亦右の通り。

三、串本町と富二橋村大字關野川との境界

富二橋村大字關野川との境界は大水崎の川限り、以南を串本町とする。

四、串本町と富二橋村大字二色との境界

大戻の鼻以南を串本町とし以北を富二橋村とする。

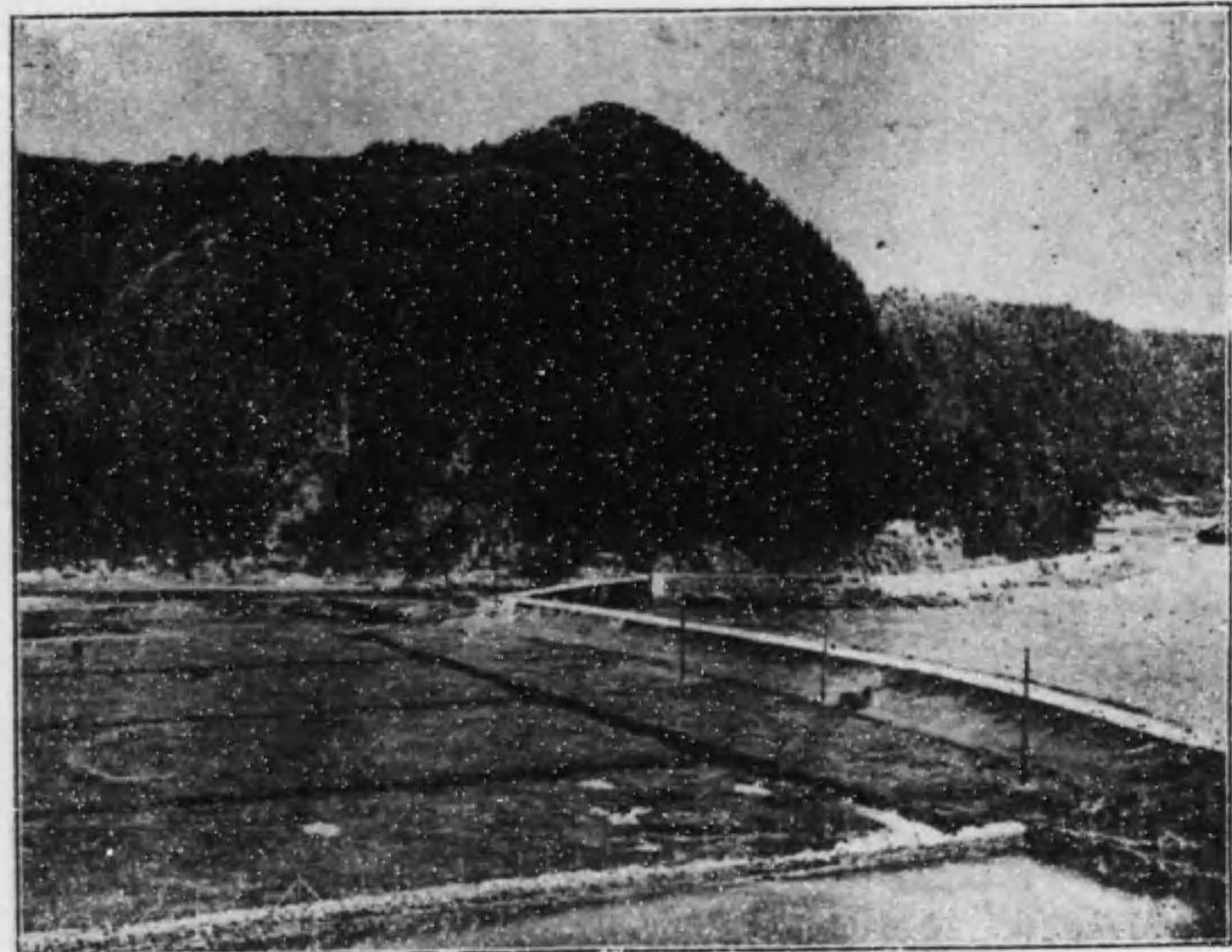
古來境界論争事件として、永遠に記念すべき大事事件が二三あつた。

一、串本浦對有田浦の海面境界問題

二、串本浦對上野浦の官林所屬並に海面境界論争問題

三、串本浦對二色浦の境界論争問題

今右の三事件の内此所では直接境界に關係ある(二)及び(三)に就て當時の記録を抜抄しておく。(一)は漁業の部に詳述することにして茲には之を省く。



(鼻の尻犬は面正) 界境のと色二村橋二富

元祿時代の網代山争論

第二節 串本浦对上野浦山林並に海面境界論争

四

(元祿十一年寅三月網代並網代山一件寫し)

乍 恐言上

串本浦

一、串本浦領地の儀は堀崎鼻より水流を限り當浦の領分にて往古より諸事所持支配仕候て磯草等取來り申候然る處去る子二月四日上野の者參り當浦よりふのりつみ參り女子共の籠を理不盡に取り候に付何共合點難仕上野庄屋方へ籠吃度持參爲致候儀に申出候へ共却て上野領分の由の儀に爲り申懸け候處大庄屋へ御斷り申上候共双方一度に罷出對決可致され御付候得共其節上野庄屋作次兵衛段々内濟に吳候儀參り候付當浦□□申候去る年籠取られ申場所は當浦御檢地之内本田之内に御座候毛付並荒場所にて御座候御事

一、當浦網代山の儀は往古より大切にはやし□□置候下も網代すみ崎の鼻より高見□□上野在中の者不殘押入諸水不殘切がちに仕を當浦より見付鷺入則頭二人止めに差遣はし候處に大勢入込み申に付手に合ひ不申候故上野庄屋元へ相斷候へば庄屋彌三郎申には在申相談にて切申に付早速大庄屋□□御止め降され候懸て梁の網代申候は山影に網を敷き相待り居申候得ばおのれさ諸魚參り網の内へ



川崎水大界境ノト川野園村橋士富

五

入候を□□付申候第一五月より九月迄大分の漁事仕候付大切なる網代山にて御座候を彼様諸木切荒し候事故年々漁事無御座奉存迷惑仕御座候

一、串本上野領地境の儀は南は砥石限り西はすみ崎のやな網代山の水流を限り串本浦領地に紛れ無御座候三十五年以前寛永四年辰の年村々領分境目□□之儀被爲御候時分江田にて委細の通り控候根津兵八郎様山田庄左衛門様へ書上げ申候當春山本善右衛門様御領地御改に御越之節も先年の通り境目書差上御座候御事

一、串本網代の儀は往古より串本一ト浦の網代にて毎年罷立網仕來り候處申頃彼網代の上に里はたなみの者はたが屋敷浜人仕少々の間罷在其後佐本大鎌へ參り候處彼はたが屋敷串本の網代の人數にて候さて大がまをだまし賣候由又大鎌は山中にて網代入不申候さて□□賣可申と□□小山殿より串本へこぼり御座候處串本の者鷺さ入我々網代大鎌□□無御座候□□串御無用と押さめ申候左候へは網代人数不仕候得ば串本の者迷惑及候儀に有之候に付網代の人數に入申候小山殿は其時代の地頭にて候故不及是非人数に入れ申候て小山殿手下高濱退轉仕候に付高濱の□□慶長五年迄は串本一分所持仕候然る處慶長六年の年有田浦より高濱の分すなごり致可申と申懸け候間出入に罷成り和歌山に其時の御船奉行補木小左衛門

門殿の預り御裁許に□□□□□□串本一ぶんの網代山に
極り申候其節上野村をも人数に入れ次郎分に致し候て若山
へ連れ登り申候夫より以來串本太郎初め一番網を立て上野
は明る日二番網を立てさせ申候右之通證文御座候處十九年
以前も串本へ無斷押て一番網を立可申さやから申懸け候に
付大庄屋殿へ御斷申上双方對決仕右證文通り被仰付相濟候
御事

諸事控御座候御事
右奉申上候通串本浦領分に紛れ無御座候處近年度々やから
申懸り奉迷惑仕候生恐先□□□□□□串本浦領に被爲
仰下候は、難有可奉存候
以上

元禄十一年寅三月

串本浦

惣

申

和歌山

御奉行様

一、四十九年前慶長三年寅の六月有田衆網代にて網立て懸取
申出入仕候節も串本勝申候目安の控御座候御事
一、寛文七年未之年すみ崎のやなにて懸三千二百四十本と又
二百七十三本と取申候節にも有田浦と出入仕候て□□□□に
て濟し候節も別て當浦に支配仕候證文御座候御事
串本西浦へ□□□□□□節は袋よりすみ崎迄當浦に支配
仕田邊御注進申上候四十一年以前□□□□明暦四年戌年
松平大隅守殿の御手船すみ崎へ流寄候節も當浦に支配仕候
以上見る如く、本問題は遠くその端を慶長年間に發したもので、寶曆三年禁伐林となる迄永く互に争つたもの
であるが、明治六年に至つて終に本縣の反別調査を動機とし茲に境界論争の再發を見、愈正式裁判を仰ぐことゝ
なつたのである。今之をその發端から順次に述べよう。

一、對上野境界論争發端

寶曆三年以來禁伐林となつた串本浦の所領西片江魚梁山（舊來の所謂）に就て、明治六年和歌山縣反別調査の際、串本上野兩
浦見解を異にし、明治七年官林（留山を指す）境界争の名義を以て双方より同時に出願した。

二、事件の經過

和歌山縣は上野浦を原告とし、串本浦を被告とした。
一、明治八年一月二十四日左之通り裁判相成る。

今後官林ハ東松木限リ西大岩ノ尾通り境界ニ相定メ兩浦
掛テ廢止更ニ上野浦屋那官林ニ他上野浦榜示ニ相定メ且
是迄兩浦ニ記傳スル縱横間數並ニ榜示等曖昧ニ屬シ確書

無之ニ付取消ス間此旨可相心得但シ海面境界ハ海洞ノ端
藻伏島ノ間申限リト可相心得事

- 一、明治八年二月二日和歌山縣廳の添簡を附し司法裁判所へ控訴す。其判決「双方共確書無之ニ付取消ス」云々
- 一、明治八年五月十九日和歌山縣廳へ出頭す。採用難相成旨指令あり。
- 一、明治八年五月二十四日再歎願書を呈せるも受理されず。
- 一、同 八年七月十八日内務省へ歎願書を差出す。
- 一、同 八年八月十二日原願書並に畫圖面相添へ差出す。
- 一、同 九年十一月十八日御沙汰伺旁願書を提出す。
- 一、同 九年十一月三十日「願ノ趣取調中ニ付歸縣ノ上何分ノ沙汰可待」旨指令あり。
- 一、同 十年十一月二十一日「願ノ趣難開屆最前縣廳處分ノ通可相心得」の指令書あり。
- 一、同 十一年三月十五日内務省へ願書を提出す。
- 一、明治十一年四月一日「願ノ趣難開屆」旨指令あり。
- 一、同 十一年六月二十四日願書を提出す。

一、同 十一年七月十八日「難聞届」旨指令あり。
一、同 十一年九月五日和歌山縣令を引合として内務卿へ係る官林所屬並に海面境界處分不服の義を東京上等裁判所へ出願す。

一、明治十一年十一月十一日御召喚により出頭せし處該官牧野殿より「本訴ハ司法卿ヨリ太政官へ相伺ヒ已ニ御決議ニ相成リ候ニ付不日被告者ヲ召喚シ追々審問ニ可及」旨相達せらる。
一、同 十一年十二月三日太政官の御達に依り本訴却下を受く。
一、最後の手段

和歌山縣紀伊國西牟婁郡串本浦同浦平民

原告 神田 文左衛門

右代理人大阪府西區江戶堀上通り一丁目寄留

長崎縣士族

原告 木村 恕平

官林所屬並海面境界處分不服ノ訴

和歌山縣令神山郡廉代人同縣五等屬

被告 十川 武治

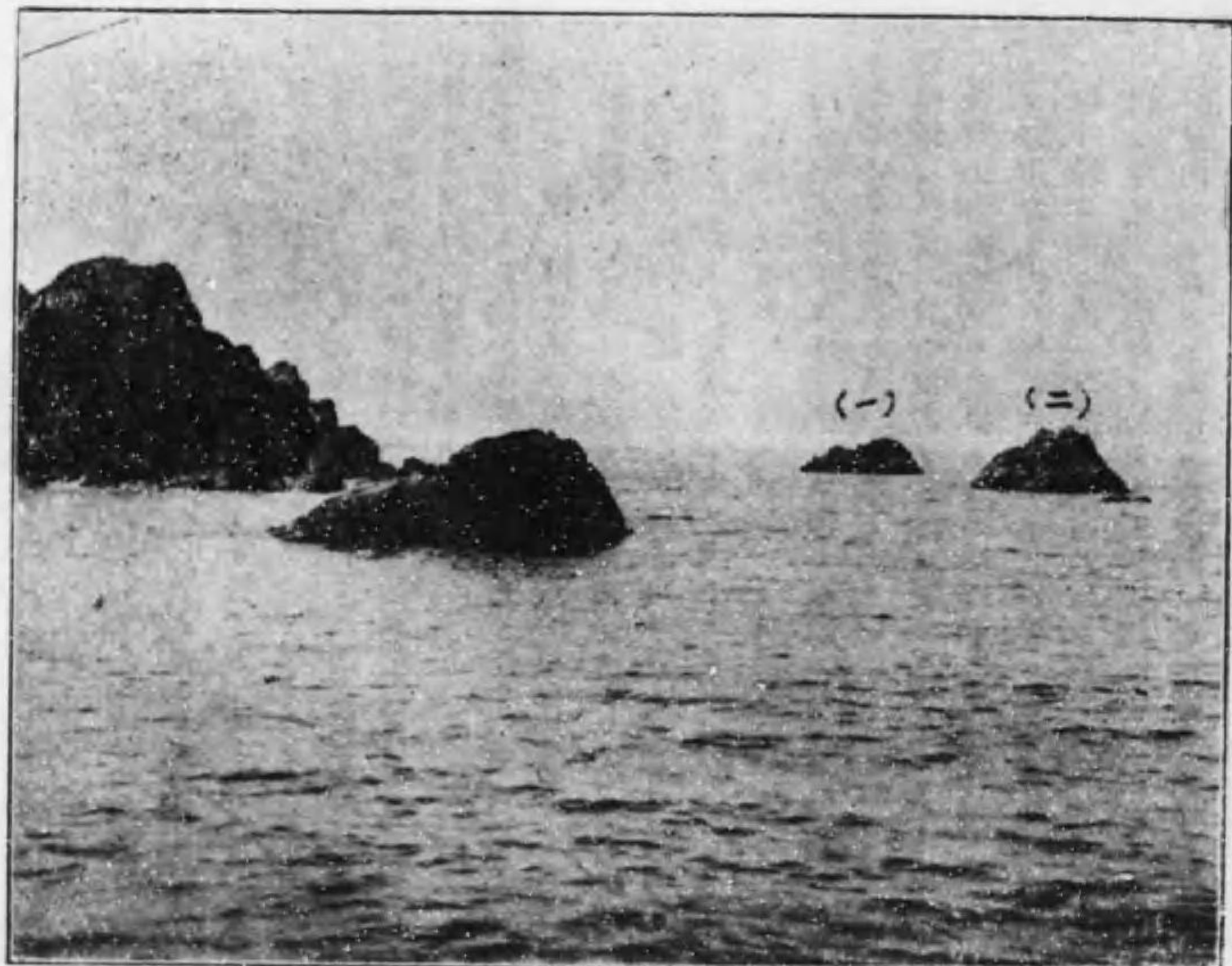
同 縣紀伊國西牟婁郡上野浦總代同浦平民

引合人 鈴木 伊三郎

同 鈴木 民八

同 和田 林助

明治十四年四月二十七日大阪上等裁判所



島伏藻の地は(二)島伏藻の沖は(一) 島 伏 藻

竟魚梁山官林ノ地ハ當時串本上野兩浦爭論ナシ實曆三年舊和歌山藩ニ於テ之レヲ官有トナシタル事ハ原告引合人ノ陳述相同ジキ而已ナラズ原告證據物被告證據物第一號第二號ニ於テ(串本上野網代山論所實曆三西曆月御留山ニ被仰付候)トアリ且又被告證據物第三號上野浦山林名寄帳ニ(一雜木山一ヶ所網代御留山是ハ串本浦立合御預リ)ト記載アリ最原告ハ右被告ノ證據物ニ對シ故障ヲ述アル所アルモ公正ノ證ハ輕易ニ無効ト爲スナ得可カラザルハ論ヲ俟タズ且其當時串本上野兩浦ハ該地ノ所領ヲ爭ヒシモノナルニ舊藩ニ於テ其所領ヲ分タズ官有留山ト定メ其局ヲ結ビタルハ何レノ所領ニモ非ズト定メタルモ同一理也然ルニ兩浦ハ之ヲ甘諾シテ爾來被告證據物第四號第五號ノ如ク該立木風折等ニ付キテノ斷書ニ立合又ハ持合ノ名義ヲ以テ兩浦ノ庄屋連署セシ如キ事情即チ被告ノ陳述ノ如ク該地ハ地籍曖昧ニシテ兩浦兩屬ノ委ナリシモノト看認ベキ筋ナルニ因リ原告及引合人ガ互ニ從來ノ所領ト陳述スルハ不當ノ事ナリトス

第二條 原告ニ於テ被告ガ主務ノ本省へ一應ノ稟議モナク臆測ヲ以テ變替ノ處分ニ及バレシハ職權外ニ涉リシモノナルニ被告ハ本縣ト主務者ノ間ノ關係ハ原告ニ於テ吻ヲ容ル、ノ權ヲ有スルノ理ナシト主張セリ然レ共施政處分上妨害ナ來ス時ハ其處分ノ改良ヲ歎キ或ハ其不服ヲ訴ルヲ得ベク若シ吻ヲ容ル、ノ權ナシトセバ壓抑ヲ受ケルモ

訴願ヲ許サレザルモノ、如シ新ノ如キノ理由萬々無之旨陳述スト雖モ本件ノ處分ハ既ニ內務省ニ於テ認可セシモノナレバ最初ニ稟議ヲ送ゲザルモノ今日ニ於テハ職權ノ事ハ之レヲ論ズルニ及バザルモノトス而シテ被告ノ陳述ハ至當トハ見做シ難キモ施政上妨害ヲ蒙ルルガ爲メ其所分ノ改良ニ歎キ或ハ其不服ヲ訴願スル事ト主務ノ本省ト縣廳トノ間ノ關係ニ吻テ容ル、事トハ較區別アルモノナルニ原告ハ概シテ壓抑ヲ受クルモ訴願ヲ許サレザル趣意ト爲スハ誤解ノ陳述ナリトス

第三條 原告ニ於テ證據物第二十號第二十一號地誌取調書ヲ以テ沖ノ藻伏島ハ原告浦ノ屬島ナル旨陳述スト雖モ地誌取調書ハ被告ノ陳述ノ如ク疎漏ノモノニシテ且其調書爲シタル原因ノ證アラザレバ之レヲ以テ直チニ所屬ノ證ト爲スナ得ズ畢竟原告ガ之ヲ證トスル所ノモノハ漁業場ノ區域ヲ證明セント欲スルニ止リテ漁業場ノ區域ハ第八條ニ論定スルカ如クナルニ因リ該證ハ精細ニ論定スルモ緊要ノ事ニ非ズトス

第四條 原告ニ於テ沿海ノ居里ニ於テ其地先ナル海面ハ其居里ノ漁場タルハ十中八九ノ慣例也猶遠江ニ沿タル海洋ヲ遼州洋ト唱ヘ紀伊ニ沿ヒタル海洋ヲ紀州洋ト唱フルガ如ク抑モ串本浦ハ該魚梁山内ニ數ヶ所ノ魚見場ヲ設ケ該山ノ地先ナル海面ヲ以テ古來原告浦漁場トナスノミナラズ該山ノ下面ナル海濱ハ西灣洞ノ鼻迄素ヨリ原告浦ノ所

ニシテ陸地ニ屬スル濱地ハ各地先村ニ於テ地先限リ遠退致スベキハ普通ノ道ナルニ因リ海濱ハ西灣洞ノ鼻迄原告浦ノ屬地ト陳述スルハ不當ノ事ナリトス

第五條 被告ニ於テ官林ハ實地検査ノ上天然ノ地理ニ基ヅキ之ヲ上野浦所屬ト處分ナ爲タリ抑モ上野浦ハ平坦ノ山地上ニ村落ヲ爲シ官林ハ上野浦家續ノ島地ヨリ海面ニ下ル傾斜面ノ崖上ニ在リテ別ニ山形ヲナスニ非ズ畢竟官林ハ上野浦ノ脚部ニシテ東松立木限リノ所ハ山骨隆起シテ其東下ニ大ナル谷アリテ串本ノ地ト連絡ヲ絶テリ然ルニ上野浦ニ於テハ前ニ述アル如ク家屋ノ傍下ニアル接近ノ地ナレバ之ヲ上野浦ニ屬セシハ天然ノ地理ト云ハザルヲ得ザル旨陳述スト雖モ實地ニ就キ検査セシニ東松立木限リニ當ル所ノ谷ノ西尾並リハ△印一番二番ノ杭ヨリ官林杭二番三番乃至七番ヲ經テ夫ヨリ直二十四番杭ニ至ル此レ即チ被告ガ山骨隆起ト稱スル所タリ然ルニ官林ハ該尾通リヲ越エテ東ニ跨リ串本浦ノ地所ハ反テ該尾通リヲ越西ニ跨リ官林ト串本浦ノ地所トハ共ニ傾斜面ノ同地位ニ接續シ毫モ連絡ヲ絶チシ所ナシ而シテ實際被告ガ劃定セシ境界ハ傾斜面ノ同地位中ヲ屈曲分割シテ併セテ西尾通リノ山骨隆起ノ地ヲ橫斷セシモノ也若シ被告ガ陳述ノ如ク傾斜面ノ地ハ上野浦ノ脚部ニシテ同浦ニ屬スベキモノトスルニ於テハ從來串本浦ガ所有スル傾斜面ノ地所モ共ニ上野浦ノ所屬トセザルヲ得ザル筋合ナルニ從來確定シ

屬ナルガ故魚梁山ハ原告浦ノ所屬ナルヲ陳シ尙又兩浦一ツノ網代ニ就キ漁業ヲ營ムモノハ網代山ハ他ノ所領ニモセヨ隨テ魚見場ヲ共ニセザルヲ得ザレドモ串本浦上野浦網代場ノ如キニ至リテハ一浦限リ判然分界アルニ因リ勝手ニ他領ニ跨リ魚見場ヲ設クル理由ハ之ナキ旨陳述スト雖モ實地ヲ點檢セシニ大岩ノ尾通ハ山骨隆起シテ天然ノ地理自ラ境界ヲ劃ス可シ而シテ被告陳述ノ如ク東松立木限リヨリ西松立木限リ即チ大岩ノ尾迄ハ七町ニ餘リ大指出帳ニ記載スル所ノ長サ七町ニ大抵適合スル而已ナラズ其間ニ於テハ松樹雜木等密生シテ容易ニ足ダモ容ル可ラザルノ繁茂ニシテ果シテ百數十年間留山ナリシ事一目瞭然タリ然ルニ大岩ノ尾ヨリ以テ西ハ雜木アルモ年數ヲ經タルモノナク且其下草ニ於テモ數十年間刈ヲ爲サルモノニ非ザルハ判然タルニ因リ從前ノ留山ハ大岩ノ尾ヲ以テ西境ト定メタルモノト看認ザルヲ得ズ且夫沿海ノ居里ニ於テ必ズ其地先ヲ漁場トスベキ定リナキハ無論ノ事ニシテ既ニ他領ノ地先ニ入會漁業ヲ爲シテ他領ノ網代山ニ魚見場ヲ共ニスル事アル上ハ入會ニ非ズトモ他領ノ地先ニ漁業ヲナシテ他領ノ山ニ魚見場ヲ設クルモ舊慣ニ因ルニ於テハ敢テ妨アル可カラズ何ゾ入會ニ非ザレバ他領ノ地先ニ漁業ヲナスヲ得ザルノ理アラシヤ故ニ海面漁業ノ區域ヲ以テ陸地ノ境界ニ及ボスヲ得ザルモノトス又海湖ノ浸スル所ハ海面ノ部分ニ屬シ其他ハ陸地ニ屬スルモノ

アルモノヲ故ナクシテ之レヲ變更シ難キヲ以テ同地位ニ接續シタル地所ヲ指テ連絡經ルト爲シ加之自ラ天然ノ地理ヲ證スル山骨隆起ノ地ヲ橫斷シテ強テ其境界ヲ劃シ尙天然ノ地理ニ基キタリト陳述スルハ甚ダ不條理ノ事ナリトス

第六條 被告ニ於テ原告ガ慶長年度ノ檢地ノ字(カマ)二筆ニ當ルト申立ル田地ハ官林處分以前ヨリ其境域外タル事明カニシテ地勢ニ因ルモ右耕地ハ僅カニ官林ノ東端一部分ニ掛ル而已ナレバ上野浦ノ官林全部ニ密接スルト同一視スベカラザル旨陳述スト雖モ全部ニ接スルト一部分ニ接スルトノ比較ヲ以テ所屬ノ如何ヲ定ムルハ甲乙ノ地所共ニ平坦上カ又傾斜面ニ在リテ其接スル所ノ地理略相同シキモノナ處分スルニ於テハ或ハ其理アルベキモ本訴官林ニ於ケルヤ上野浦トハ平坦ト傾斜面トノ區域自ラ判然ニシテ串本浦ノ地所ハ官林ト同シク傾斜面上ニ在リテ其間毫モ天然ノ區域アルナシ然レバ其地理ニ於テ官林ハ串本浦ノ地所ト相連絡シテ上野浦トハ連絡經エタルモノナレバ素ヨリ一部全部ノ比較ヲ爲スベキ理ナシ且其實際便益上ヨリ是レヲ論ズルモ該官林ノ禁伐林タルハ專ラ串本浦漁業ノ爲メナル事ハ被告ガ明言スル所ニシテ又官林内ニ於テ串本浦ノ人民ガ從來所有セシ耕地モ之レアレバ原告ニ於テハ官林ハ要用ノ地ト云ハザルヲ得ズ而シテ上野浦ニ於テハ官林ニ對シ毫モ關係ヲ有セザルモノナリ既

ニ如斯天然ノ地理ニ從フモ官林ハ原告浦ト接續シテ上野浦トノ連絡絶エ且ノ便益上ニ於テモ原告浦要用ノ地ニシテ上野浦ハ毫無關係ナ有セザル官林ナレバ原告浦所屬ト定ムル事當然ナルニ被告ハ同地位ニ連續スルモノヲ指シテ一部分ナリトシテ之ヲ抹殺シ反ツテ天然ノ區域判然トシテ連絡絶エタル上野浦ヲ全部ニ密接スルトシテ官林ヲ上野浦ノ所屬ト定メタルハ不當ノ處分ナリトス

第七條 被告ニ於テ官林ハ禁伐林ナレバ盜伐者アラバ告發シテ可也監守者ハ主務者ヨリ出張ノ係官ト協議ノ上適當ノ者ニ任ズル成規ナレバ必ズ所屬浦ヨリ監守ヲ負擔スベキニ非ズ元來所屬トハ地籍ヲ某村ニ編入スルヲ云ヒ入會トハ二村又ハ數村其山ニ入會シテ互ニ利益ヲ得ル者ヲ云フ今原告ニテ魚見場ヲ設ケ或ハ官林監守ヲ爲ス等ノ事ハ即チ入會ニ屬スルモノ也本縣ハ唯ニ其所屬ヲ定メシ而已ニシテ曾テ入會ヲ處分セシ事ナクレバ毫無原告ニ妨害ヲ與フル理ナキ旨陳述スト雖モ山林ノ如キハ繁茂ニ注意スト否トニ因リ大ニ榮枯ノ相違アルハ普通ノ事ニシテ殊ニ該官林ハ禁伐林ナルモ素ヨリ官ノ要用ノ爲メニ非ズシテ專ラ原告浦漁業要用ノ爲メニ官ヨリ特ニ保護ヲ與ヘタルモノ也然レバ官林ノ禁伐保有ノ權ハ原告之レヲ有シ且官林内ニ於テ原告浦人民ノ所有地アレバ原告ハ該官林ニ對シテ多少ノ權利ヲ有スル事明カトルヲ此時ヨリ爭論ヲ結ビ來テ實際官林ニ對シ毫無權利ナ有セザル上野浦ノ所屬

ト定ムルニ於テハ即チ權利ヲ有スルモノニシテ無權利ノ者ニ支配セラレ自ラ權利ヲ妨害セララル、筋ニ當レリトス故ニ本訴官林ノ如キ原告一個ノ爲メニ禁伐林ト爲シタルモノハ監守ト所屬ト併セテ原告浦ニ任スルヲ當然ノ事ナリトス

第八條 被告ニ於テ明治七年本縣へ出願ノ際上野浦ヨリハ海面ハ次第二侵奪セラレタリト申立申浦ヨリハ舊時ヨリ灣洞ノ鼻迄所有シ來レリト申立シ迄ニテ其遺左ヲ提供セシ事ナシ故ニ本縣ハ漁業ノ現場ヲ實檢シ其境界ヲ鑑定セシニ其當日申浦浦人民兩漁伏島中心迄網ヲ張り營業スルヲ以テ申浦浦副戸長ニ對シ日々ノ營業現場如此ナリヤ否ヤナ反覆尋問セシニ相違ナキ旨答ヘタリ故ニ現場ノ區域ニ基キ兩漁伏島中心限リト明記セシ迄ニテ舊城ナ更改セシニ非ラザル旨陳述シ引合人ニ於テハ官林西境大岩ノ尾ヨリ以西ノ海面へハ申浦浦ヨリ次第二侵入シテ明治七年出訴ノ際ハ灣洞ノ鼻迄漁業セシモノニテ決シテ沖萬伏島迄漁業セシモノニ無之既ニ十餘年前申浦浦ヨリ妄ニ沖ノ漁伏島へ網ヲ張り小鯉ヲ漁リタルヨリ上野浦ヨリ申浦浦田嶋嘉四郎ナル者へ談列ノ上獵魚幾分ヲ取揚タル旨申立ルト雖モ原告ハ被告ノ陳述ノ如ク灣洞ノ鼻迄申立シ而已ニ非ザルハ明治七年四月廿四日付ニテ原告ガ和歌山縣ニ奉呈セシ答書ノ寫中(沖ノ獵伏島ヨリ下リノ網代ハ上野浦支配同所ヨリ上リノ網代ハ申浦浦ノ支配ト境

界相立有之處云々)トアリ尙又(境目書ハ双方確乎タル證據無之候得共沖ノ獵伏島ヨリ網代ノ分界判然タルニ付テハ同所地方ノ野山ハ云々)トアルヲ微スベク且被告ガ實檢ノ際申浦浦民兩漁伏島中心迄網ヲ張り營業スルヲ以テ日々營業ノ現場如此ナルヤチ尋問セシニ申浦浦副戸長ハ相違ナキ旨答タリトノ陳述ハ無證ナル而已ナラズ答辯書第三條ニ兩浦ノ申傳ニ因テ灣洞ノ鼻ヲ見通シ兩漁伏島ノ中心ヲ界ト定メシトノ陳述ト相抵觸スルヲ以テ共ニ信用ヲ爲シ難シ又上野浦ガ先年沖ノ獵伏島へ網ヲ張り漁リタルヨリ談列ノ上獵魚幾分ヲ取揚タル旨陳ズルモ原告ハ該時ハ潮ノ變動ニ隨ヒ沖獵伏島以外上野浦ノ網代場へ張網流レ込魚ヲ得タリシ故ニ幾分ノ魚ヲ分與シタリト陳ジ今日ニ於テ雙方共口頭ノ爭ナルニ因リ其眞否ヲ微スルニ由ナシ而シテ上野浦ニ於テ今般初メテ原告ガ沖ノ獵伏島迄漁業セシコトナキチ陳ズルモ明治七年ノ訴訟結局ニ至

以上記せるが如く本訴訟は明治七年に其端を發してから、年を隔すること八年、其間法廷に立つこと數回、判決に至るまで各自主張に關する理由書を奉呈すること幾冊、其内容に於ても亦實に復雜を極めたものである。蓋し、古今境界論争中最大最激のものゝ一であらう。今茲に特に最後の判決文を掲げたのは是に依つて各自主張の主眼點及之に對する判官の態度を見ることが出來、又此事件が如何に變轉し來つたかを窺ひ知るの便があらうと信じたからである。

神田文左衛門
と濱田治平と
の効績

ル迄唯ニ侵奪セラレタル事而已ナシ遂ニ曾テ現場ノ漁業區域原告ガ陳述ニ相違アルヲ爭ヒシ事ナキニ因テ之レヲ觀レバ當時現場ノ漁業區域ハ原告ガ陳述スル如ク沖ノ獵伏島ヲ限リシモノナルヲ微スルニ足レリ然レバ被告ガ兩漁伏島中心限リニ漁業ノ區域ヲ定メシハ不當ノ處分ナリトス

前條ノ理由ナルニ因リ論所官林ノ内大岩ノ尾通チ境界トシ以西ハ上野浦所屬以東ハ申浦浦所屬ト定メ海面ハ沖ノ獵伏島ヲ限リ以東チ申浦浦ノ漁業場ト相定ムルモノ也
但訴訟入費ハ原告引合人共各自費タルベキ事

大坂上等裁判所
判事 原田 種成
同補 堀内 利貞

明治十四年四月二十七日

れたのは故神田文左衛門(人物傳參照)その人で同時に又常に此を補けて東奔西走本件の爲めに盡力したのは濱田治平であつた。記して千載に傳ふべきである。

魚梁山は寶曆三年以來前述の如く藩主の所有にかゝるものであつたが、廢藩後官有となり、明治三十五年終に拂下げ命令があつて串本に落札したものである。其代價は金壹千八百八拾九圓餘であつた。現在串本町有財産中最も大切なものである。

又巢組山は明治三十八年拂下命令があつたので、串本は網代に對する魚見場の必要から、又潮岬は所屬地の關係から、双方運動員を上阪させ拂下運動をなし、入札の手續をしたが官の勸告によつて串本町は後にその入札を取下げた。惟ふに、之よりして復び彼の梁山の如き論争を起さしめてはとの考慮に出でたらしく郡にも亦首席郡書記岡本米治を特派し、串本町長矢倉甚兵衛潮岬村長谷川市太郎を串本に會し、双方協議の結果串本町の入札を取下げ、潮岬村へ拂下げることとし、而して之を兩町村の共有といふことに決した。潮岬村に於てはその後之を大字上野名義に書換へた。即ち串本町と潮岬村大字上野との共有となつたのである。尤も將來此山林に作業を施す場合には必ず双方の協議に依ることとなつてゐる。

第三節 串本浦對二色浦境界論争

一、發端

串本浦北方の境界は富二橋村大字關野川及び同村大字二色に接續してゐることは前既に述べた通りで、大字二色とは一帯の青苔川を隔てゐるのみで、更に境界を接してゐないのに、去る明治七年地券發行の際、和歌山縣

對二色浦論争

地券係鹽谷武之助區長城彦太郎の取調に依り、串本浦所有シホヤ山全部の内以北一町七段六畝歩を以て串本浦所有と定め、各地券を下附せられたのであつた。所が該地券は往昔の疆域と甚だしく齟齬してゐるので、終に訴願することゝした。

二、其主張點

串本浦は青苔川(一名關の川)境まで凡て自己の疆域内に屬し、川以内は一步も二色浦の所屬に非ずと主張し、二色村は青苔川を境とする以外、錦江山共一圓其所領なる旨を主張したのである。

三、裁判の經過概要

- 一、明治七年縣廳へ兩方願出。
- 二、明治八年十二月六日同縣令所部内巡行先きに於て「字シホヤ山南尾通リヲ以テ浦村ノ境界ト可相心得」旨指令さる。
- 三、明治九年一月十四日縣廳へ再調方出願。
- 四、明治十年四月二十三日「内務省ヨリ達ノ次第有之更ニ裁判所へ可申立」旨指令せらる。
- 五、明治十年七月大阪裁判所和歌山支廳へ訴訟。

原告 串本浦 被告 二色村

裁判

- 六、明治八年十二月六日和歌山縣廳ニ於テ確定ノ處分ナシタルモノナレバ當廳ニ於テ裁判不及候事(理由書略ス)
- 六、明治十一年大阪上等裁判所へ控訴。

裁 決

原告 串本浦 被告 二色村

(前略)和歌山縣廳ニ於テ確定ノ處分相成タル上ハ原被浦村互ニ相爭論スルノ理由無之事
七、明治十二年二月八日大阪上等裁判所裁判不當上告。

原告 串本浦 被告 二色村

明治十二年二月八日大審院判決

(前略)大阪上等裁判所ノ裁判ヲ破毀シ東京上等裁判所ヘ移スニ付更ニ同所ノ裁判ヲ受クベキモノ也
八、東京上等裁判所ヘ移さる。

原告 串本浦 被告 二色村

明治十四年十二月二十七日東京上等裁判所裁判言渡(第一條ヨリ第九條迄略ス)

第十條 上文ノ理由ニ付論所字犬尻リノ鼻以南ハ原告浦ニ
屬スル地所ト可心得且又同所以北ヲ原告ハ隣村岡野川村
ナリト云ヒ被告ハ自村ノ地ナリト相爭フト雖モ到底原告
九、右の判決を不法なりとして破毀をなさんと大審院へ上告す。

原告人 串本浦 被告 二色村

判 決

上告十ヶ條(略之)ノ旨趣ヲ節約スレバ東京上等裁判所ガ
原被告ノ證據ニ對シ斟酌取捨セシ理由多クハ上告者ノ意
見ニ背馳セシヨリ不法ノ裁判ト云フニ過ギズ自己ノ意見

被告 串本浦

ニ背馳セシヲ以テ不法ノ裁判トナスヲ得ザルハ固リナリ
ト雖モ若シ由ルベカラザルノ證據ニ由リ取ルベカラザル
ノ證據ヲ取リ爲メニ事實ノ錯誤ヲ生シ裁判ノ結果ニ影響
ヲ及ボセシ事アラバ破毀ヲ求ムルノ原由ト爲スナ得ベシ

依テ原被双方如何ナル證據ヲ提供シ原裁判所ハ之ヲ如何
取捨セシヤチ審査スルニ上告者ガ主ナル證據ハ左ノ如シ

第一、慶長六年ノ檢地帳第三號ニアル字袋向ヘ下々畑二畝
十八歩彦十郎ノ名受地ハ論所ノ中ニ在リテ其彦十郎ナル
者ハ上告村民松井千六ガ先代ナリトノ事

第二、現今被告串本浦ニ存スル錦江山無量寺ハ松井千六ガ
弟ニシテ佛門ニ入り光岳ト稱セシ者ノ開基ニ係リ當初千
六名受地ノ近傍ニ堂宇ヲ建立セシ處實永年度數誤ノ爲メ
ニ流失シ爾後今ノ所ニ移セシ事ハ無量寺ノ棟札(第二號)
ニヨリ之レヲ證スルトノ事

第三、千六ガ名受地二畝十八歩ハ其所得ノミ往昔千六ヨリ
無量寺ヘ寄進シ賃租民費等ハ今ニ千六ヨリ辨納シ地券モ
亦千六之レヲ受ケタリトノ事

第四、シホヤ山尾廻リ古樹石地蔵等アルハ串本浦トノ境界
標ニシテ夫ヨリ以北犬尻リノ鼻ト稱スル所迄ハ上告村ノ
所屬ナリトノ事

被上告串本浦ニ於テハ犬尻ノ鼻以南本浦ニ接續シテ都テ本
浦部内ニ屬シ上告村トハ境弁ヲ接セズ昔昔川ヲ隔ツト云フ
證據ハ左ノ如シ

第一、論所中ニアル數ヶ所ノ耕地ハ皆本浦人民ノ所有ニシ
テ慶長六年ノ檢地帳第八號字「カタヘ」ノ名受地ノ一部也
往昔ハ此海濱ナ「カタヘ」ト總稱セシトノ事。
第二、論所ニアル數多ノ松樹ハ慶應元年ノ補附ケニ係ルト

ノ事

第三、慶長六年ノ檢地帳ニ字「カタヘ」ニ於テ屋敷十二歩持
主寺トアリ本浦ニハ無量寺ヲ除ク外寺院ナキヲ以テ十二
歩ノ即チ無量寺ノ敷地ニ適當シ又同檢地帳ニ袋坊主等ノ
名受地アリトノ事

第四、安政二年賦納先願書第一號ニ字袋寺ノ木トアルハ
論所ニアル耕地ノ隱田ナラザル證據ナリトノ事。

第五、寶曆六年ノ讓リ證文ニ第四號ノ一ノ下ハ犬尻リノ鼻ト
アル事

東京上等裁判所ハ被上告串本浦ガ第一乃至第三ノ證據ヲ取
リ論所犬尻リノ鼻以南ハ都テ串本浦部内トノ判決シタリ。
上告者ニ於テ論所ニアル被上告ノ耕地ハ都テ私擅ニ開墾セ
シ隱田ニシテ其檢地帳ニアル字「カタヘ」ナル所々論所ヲ距
ル事凡ソ二十町餘南方ニ申リ其間數種ノ字ヲ隔テタルニ被
上告者ハ彼ヲ取リテ之ニ附會セシモノ也又慶應年度ニ松苗
ヲ植付ケタルハ被上告ガ暴行ニ係リ當時代官所ヘ哀訴セシ
旨申立ト雖モ其證據ヲ供セシ事ナシ抑他ノ人民ガ境界ヲ侵
シ年來數ヶ所ノ耕地ヲ開キ成ハ多分ノ松苗ヲ植ユル等公然
タル事業ヲ爲スニ隱田又ハ暴行ナリト默過スベキ情理ナシ
是レ原裁判所ガ執テ以テ確證トセシ所以ニシテ至當ノ推測
ナリトス

上告者ガ證據トセシ字袋向ヘ二畝十二歩ノ地ハ果シテ論所
ノ中ニ適スル證據モナク又其所得ノミチ無量寺ヘ寄附セシ

ト云フ證據モナシ其他無量寺ノ棟札ニ「錦江山無量寺禪刹者當邑西在於錦江山之涯」トアリ而シテ錦江山又ハ錦江ト稱フル所ハ串木浦ニ之ナキ事被上告者ガ己ニ自認スル所ナルヲ以テ無量寺ハ當初二色村ノ内ニアリシヲ證スト云フト雖モ錦江ノ文字ヲ以テ直ニ二色村ノ所屬地ニアリシト斷定スベカラズ其串木浦ニ存スル無量寺ノ棟札ニ當邑ノ西ニ在リトアルハ原裁判所ノ見解ノ如ク却テ串木浦ノ西ニ在リシトノ意義ニ通ズベシ又開基光岳ハ二色村松井千六ガ先代ノ弟ナリト云フヲ證スル無量寺ノ過去帳ハ原裁判所へ差出ササリシヲ以テ原裁判官ハ之レヲ知ルニ由ナシ且千六ガ弟ノ建立セシ寺ハ必ズ千六ガ居村タルニ限レルモノト爲スナ得ズ又古樹石地蔵ノ如キ果シテ境界標タルノ證據モナク地勢ハ却テ上告村ト隔絶シテ被告浦ニ接續セリ旁以テ原裁判所

一八
 同上告者ノ證據ヲ採用セザリシハ取ラザルヲ得ザル證據ヲ棄却セシモノニ非ズ其他原判文ニ二款十八歩ト記シ名受人袋坊主ヲ字袋坊主ト記セシハ誤謬タルベシト雖モ裁判ノ結果ニ影響ヲ生セシ事ナシ
 右ノ外証々論辯スル所緊要ノ點ト認メザルヲ以テ一々辯明ナナサズ
 上文ニ示ス如ク東京上等裁判所ノ裁判ヲ破毀スベキ理由ナシトス
 但シ上告入數ハ上告人之ヲ負擔スベシ
 大審院判事 幸田口通照
 同 中村元嘉
 同 中澤重榮
 明治十五年七月八日

對二色論爭代表

本問題も上野浦と論爭同時に發したるものにして又古來境界論爭の大事件である。其判決文に依つて内容の如何を窺ひ得べく殊に現今の無量寺開基を初めとし其舊地所及棟札に至るまで悉く論爭の材料となつて現はれた事は注意すべき事柄である。本浦の代表者となつて此難衝に當つた人は左の如くである。

第四節 補遺 (其一)

森島安兵衛
 神田文左衛門

明治七年より十二年の大審院判決迄
 明治十二年以後東京上等裁判所判決より十五年大審院判決迄

袋港支配權に關する古文書

袋港の支配權に關する古文書を發見したので爰に記して參考とする。

慶應元年丑六月

串木二色袋港縫筋御裁判双方御請書
 爲取替一切

爲取替書付之事

一、袋港之儀串木浦二色村隔年判番にて前年より難破船取扱仕來候處近年双方禮讓行届不申及爭論則此度港判番規矩之儀御苦勞御願申上候處周參見御代官所御呼出に相成始末御聞亂之上左一つ書之通り御裁判被成下双方納得致し御受書付差上候條々

恐入双方奉畏候事に候
 一、袋港之地片手大戻り野山の當春松苗其御浦方より御植込に付右は是迄野山に致し有之場所竹木植込之儀御定法も有之趣にて當春植込限此上植込増等不相成様被 仰付双方納得致候
 右之條々今般於御代官所嚴重に御裁判被 一、同恐入相畏候上は向後港判番仕譯之儀 聊か申分無之相互に納得致候勿論袋港之儀難破船之爲後證議定書付爲取替申慮依而如件

一、諸廻船沖合において難事に逢入津致候節又者港内において難破船有之節は其年々判番支配に可致様被 仰付双方納得致候

二色村庄屋 利兵衛 印

一、二色村判番の節串木浦領にて難破船有之則其場所におゐて諸事取計浦仕廻致候は二色村判番たり共故障無之若亦其場所におゐて浦仕廻出來がたく袋港へ漕入候節は港判番料として歩一銀之内二歩通二色村の差出串木浦の支配致させ候苦勿論串木浦判番の節二色村領におゐて右同斷之節は同様二歩通串木の差出二色村に支配可致答被仰付双方納得致候

同村頭立惣代 茂 八 印
 同村頭斷 林兵衛 印
 同村頭斷 源兵衛 印

一、諸廻船袋港の入津致候節張綱取のため双方海岸の樺杭植込有之樺杭料の儀向後 御上様の御引上げ可相成被 仰付

串木浦庄屋 政次郎 殿
 同 浦肝煎

伊兵衛殿

惣百姓中

右之通相違無之候以上

江田組大庄屋

浦 義太郎

乍恐御請口上

袋港之儀申本浦と隔年判番にて支配仕難破船等有之節者其判番之村方より支配仕來り御座候へ共兎角規矩相立難破船等有之節は双方及爭論大に迷惑仕候付領分御立分け成戴度尤二色村御檢地帳二百四十四番下に如二畝十八歩高一斗四合袋向と有之候付左候は、袋向は不殘二色村領分にて可有之奉存候付何分右之廉を以て領分御立分け奉成戴度段去子年已來御願奉申上候處此度周參見御代官所の村役人初頭立共御呼出し夫々始末御糺被成下候上右袋向田地の儀儘成證據等も無之只御檢地帳丈にては明白致兼候付追々儘成證據等相見へ候は、其節御裁判御願申上候様此度之儀若者隔年判番取計振左一つ書之通規矩御裁判御極被成下分けて御座被仰聞之御趣奉恐入御趣意之程村中一同申聞せ難有相長置可申候

港隔年判番取計振左之通

一、諸通船沖合におゐて難事に逢袋港に入津致候「港内に おゐて難破船有之節は其年之判番支配可仕様被 仰付奉

畏候

一、二色村判番の節申本領分におゐて難破船有之其場所にて難破船仕舞出來がたく袋港の漕入候節は港判番料として歩一銀之内二歩通り請取申本浦支配仕らせ勿論申本判之節二色領におゐて右同斷之節は同様二歩通差出二色支配可仕様仰付奉畏候

一、港樺杭種方並波網米取立之儀隔年判番に奉成戴度御願奉申上候處申本浦御得不仕付ては波網米取立之儀向後大庄屋御元にて御取締御引上可相成旨被 仰付尤港付之儀に付隔年判番支配に不相成儀に御座候は、御引上げ之儀奉畏候

一、袋港の地片手犬戻と申海岸柱古より野山に有之處當春申本浦に松木少々植込に付前餘奉申上候通袋港向田地等之儀領分難相分品に付ては右野山もいづれ之領分共難相分標奉存候付是又以前之通野山にて御掘置之儀御願奉申上候處當春植松限申本浦支配に仕其餘植増不仕野山に致置候様御被成下奉畏候

右之通今般於御代官所御裁判被仰付一同恐入向後御規則之通堅相守 申本浦書付爲取替双方相互に睦敷可仕候若御規則之内一ヶ條にては相背候儀有之候は、如何様にも仰付候ても一言之申分無御座候尤難破船を隔年支配に候得共漁業は一切差障り無御座候依之乍恐御請書付差上申候 以上 慶應元年丑六月二十七日

二色村庄屋

利兵衛

病氣に付代判

同 村頭百姓

茂

八印

同 村頭百姓惣代

源兵衛印

同村同斷

林兵衛印

浦義太郎殿

右之通御裁判被 仰付双方納得仕御請書付差出候付御達申上候 以上

江田組大庄屋

浦 義太郎

山林四郎左衛門様

河村彌九郎様

差入れたものには

申本浦より二色へ差出した書付は前文二色より申本へ差入れたと略同様で、只一つ書の第五に二色より申本へ差入れたものには
「一、袋港之地片手犬戻り野山へ當春松苗其御浦方より御植込みに付」云々
とあるを申本より二色へ差入れたのには
「二、袋港之地片手犬戻り之野山の當春松苗當方より植込に付」云々とあり又末、尾は

右之餘々今般御代官所におゐて嚴重に御裁判被仰付一同恐入相長候上は向後港判番仕譯之儀に付聊申分無之相互に納得いたし候袋港之儀は難破船之支配隔年判番に候へ共漁業は一切差障り無之旨爲取替書付之内に認込當浦の儘に受取承知致候爲後證據定書付差出申出依而如件

慶應元年丑六月二十七日

申本浦庄屋

政次郎印

同浦頭立惣代

文左衛門印

同浦同斷

長兵衛印

二色村庄屋

利兵衛殿

同村 肝煎

儀 入殿

惣百姓中

右之通相違無之候 以上

江田組大庄屋

浦 義太郎

乍恐御請書付

一、袋港之儀申本浦二色村隔年判番にて難破船取扱仕來候
處近年双方禮讓行届不申及爭論則今般港判番規矩立之儀
御苦勞奉願候所双方御呼出に相成始末御聞札之上嚴重之
御取扱成戴向後双方混じ無之儀左一つ書之通御裁判被仰
付誠にて御趣意之程浦一同申聞せ難有相異申候
一、諸廻船沖合におゐて難事に逢袋港の入津之節又は港内
にて難破船有之節は其年之判番支配可致様之仰付双方納
得致候

一、二色村判番之節申本領にて難破船有之則其場所におゐ
て諸事取計浦仕舞致候はば二色村判番たりとも故障無之
答若亦其場所におゐて浦仕舞難出來袋港の漕入候節若港
判番料として歩一銀之内二歩通二色村の差出申本浦の支
配に可致答勿論申本浦判番之節二色領にて右同斷之節は

同標二歩通申本の差出し二色村之支配に可致被仰聞双方
納得致候

一、諸廻船袋港の入津之節張綱取之ため双方海岸の棒杭補
込有之右棒杭料之儀向後 御上儀の御引上げ可相成旨被
仰付此段恐入双方相畏候事

一、袋港之地片手字大戻り之野山の當春松苗當浦より補込
に付右者是迄野山にいたし候場所付竹木補込之儀御定
法も有之趣當春補込限増等一切不相成様の 仰付承知
仕候

右者此度御代官所におゐて御裁判被仰付一同奉恐入候向後
御規矩通り堅相守可申其段二色村と書付爲取替仕御非分之
儀無之相互に納得致候亦御規矩之内一ヶ條にて相背儀
有之候は、如何様に仰付候ても一言の申分無御座候依て乍
恐御受書付差上申候 以上
慶應元年丑六月二十七日

申本浦庄屋

政 次 郎

同浦頭立惣代

文 左 衛 門

同浦同斷

藤 左 衛 門

同浦同斷

長 兵 衛

浦 義太郎殿

右之通御裁判被仰付双方納得仕御請書付差出候付御達申上
候 以上

江田組大庄屋

浦 義太郎

山林四郎左衛門様

河村彌九郎様

乍恐奉願口上

袋港棒杭張綱米取之儀先年より取來り、港判番に付彼
是出入に相成御座候處張綱米之儀は御上儀の御引上げ相成
候段、奉畏候全港棒杭之儀は諸廻船入津之節及難港
候樽綱取に補込有之候棒杭料、一艘にて候は、米三合程
づ、取申候、入津船之内に若儀不正々間敷船等入津無之
儀、旁々に附置御座候不審々間敷船入津し候は、浦中一
同難儀仕候様難計何卒張綱米少々づ、取立、御慈悲を以
私共の被仰候、爲村中難有奉存候已來港内之儀は、重
々取締可仕候乍恐御取立人之儀御仁恵を以て被仰付相成候
様仕度幾重にも奉願候明、而乍恐書付差上候 以上
丑七月 申本浦庄屋

補 遺 (其二)

政 次 郎

江田組大庄屋

浦 義太郎

山林四郎左衛門様

河村彌九郎様

内 存 口 上

二色申本袋港内論纏合之品は、御願奉申上候處早速御裁
判被爲成下年々規則御申付に相成於私共難有御儀と奉存候
然處波綱米之儀は元來申本浦より棒木補込年々、取來御
座候處此度御裁斷に相成候、張綱米御引上げに相成候
事に御座候右は何卒、判番付の御下げ被成遺候様仕度
奉存候は至當之儀と存向後何等之儀無御座方之、此段
、奉願上候、之内存書付、候

浦 義太郎

山林四郎左衛門様

河村彌九郎様

串本 關野川境界

對關野川境界協定

既記對上野浦對二色浦の境界論争に就いては何れも巨額の經費と多大の日子を費して法廷に争つたが關野川との境界については雙方示談で取極めた様である。當時に於ける論文の全文は左の通りである。

串本關野川境界字大水崎双方議論之末
示談相整明治八年八月兩浦約定爲取警證

明治八年亥八月

關野川村總代

知野茂右衛門 印
知野儀右衛門 印
岩橋才治 印

串本浦總代

矢倉甚兵衛殿
神田清右衛門殿
森島茂兵衛殿

右之趣相違無之候也

戶長 佐々木虎之助 印
小區長 伊藤宇右衛門 印

右地引網串本當番ニテ營業不致橋杭ヨリ網ヲ曳得漁候節ハ串本浦工金高一割相渡ス答橋杭當番ニテ右同様串本網ヲ引得漁候節ハ右同様也且臨時ニ寄來ル何魚ニ不限色ノ者ハ駆付先船木之事 然レ共非番之日ハ當番ノ方工前照定通金高一割相渡可申候
右者今般御改正ニ付區長並戶長衆御立合ニテ兩村示談之上境界相定一點書之通條約致候上エハ永々双方聊異論申間敷候得共爲念取警證書如件

大水崎境界定約爲取警證書
一、境界標柱ヨリ北ハ關野川村領也
一、同斷標柱ヨリ南ハ串本浦領也
一、同斷川ヨリ西南猪垣ノ外ト串本浦檢地帳面之通り一帯ニ番三番ヨリ串本浦耕地也
一、同所串本浦本田一帯ノ上エニ有之新開畑地並山林野山

トモ猪垣ノ外ト通り關野川村領也

一、海面地引網營業之儀ハ兩村日々隔番ニテ水々入合稼双方異議無之事尤地引網橋杭當番ニテ營業不致串本ヨリ網ヲ引得漁候節ハ當番ノ橋杭工金高一割相渡ス答串本浦ニテ右同様橋杭ヨリ網ヲ引得漁候節ハ右同様也臨時ニ寄來ル何魚ニ不限色ノ物見付次第斯附先船木之事然レ共非番ノ日ハ當番ノ方工前照定通金高一割相渡可申候
右者今般御改正ニ付區長御中並戶長中御立會ニテ兩村示談之上境界相定一點書之通條約致候上エハ永々双方ヨリ聊異論申間敷候得共爲念取警證書如件

第七大區六小區串本浦

總代

矢倉萬平
神田清右衛門
森島茂兵衛

關野川村總代

知野茂右衛門殿
岩橋才次殿
知野儀右衛門殿

右之趣相違無之候也

戶長 佐々木虎之助 印
小區長 伊藤宇右衛門 印

第三章 面積及廣表

串本町の地積

串本町は東西六町南北十九町、その面積約百數十町歩に達する。今之を各地目に細別すれば左の通り。

宅地 (第一、二期埋立地及芝鳩捕鯨場並に子外埋立地を含む)
畑地
田地
山地
山林 (保安林を含む)

町内
二四六、四〇八、九一
二九、二七、〇一、
八、五、二、〇三、
四六、五、六、〇八、

原野 一、六、三、〇、四、
雜種地 七、四、二、三、

官有地並に免租地は右の外である。(大正十一年三月三十一日現在)

尙参考の爲め大正五年一月一日現在による地目、反別、地價、地租、筆數を表示すれば左の通りである。

地目	坪數及反別	地價	地租	筆數
宅地	六、四、一、八	四、三、七、六〇	一、一、八、四、五五	八六
畑	三、九、八、四〇	四、六、九、一三〇	三〇、八、五、五五	一、〇、六
田	六、〇、九	二、六、三、四、四〇	一、七、九、八〇	一、六
原野	一、八、九、五	七、三	〇、一、四、五	四
山林	三、九、九、三	一、三、一、二、〇	六、三、三、〇	一三
雜種地	〇、七、三	〇、二、〇	五	一
以上				

第四章 地勢

第一節 概説

串本町の地たる、南は紀伊半島の最南海拔八十米の高臺地たる潮岬高原(面積約八方軒)の山麓より北は峯山脈

地形

の支脈末梢の丘陵西の丘一帯に至る長さ南北約八九町幅東西約六町の間の低平長方形なる(面積約一方軒)の砂原が其の主體地區である。海は東西兩面にあつて東岸は主として砂濱、西岸は主として泥板岩より成る岩礁と砂濱とである。主體地區は西方即上浦沿岸方面一帯に高く砂丘を成し、東方下浦に向つて傾斜してゐる。上浦砂丘中最も著しいのは「高岸」及び「金比羅の杜」であるが、それでも海拔九米の上に出でない。

尙上浦には、西の丘の分身ともいふべき高岡山(俗稱祇園山)及北高岡山(俗稱中山)の二つが屏風を樹てたが様に町の西方を斷續的に繞つてゐる。

第二節 海岸

海岸は東西兩方にあつて、東に面するを下浦、西に面するを上浦と呼ぶ。

海岸線は下浦二十四町上浦二十三町合計一里十一町である。之に更に串本町を中心として大島、通夜島、苗我島、袋港、潮岬等の海岸線を算入するならば實に十數里に達するであらう。之を陸地面積に比例をとると如何に我地方が海洋の恩恵を豊に受けつゝあるか、分るであらう。

下浦は東方海上約十七町を距て、大島(東牟婁郡大島村)及苗我島(大島)に對し、其間一小海峡を作つてゐる。之が即ち串本港である。

大島と串本との間に於ける海水最深部は二十八尋に達し、海面の殆んど半分は十尋以上の深さを有し、五尋の等深線は串本の海岸から五六町の所を通つてゐる。所謂串本港とは下浦の謂で、對岸の大島港と共に熊野灘航路の一要所に當つてゐる。前面の大島は周圍四里、

海岸線

下浦



出雲坂より下浦海岸を望む

之によつて太平洋直接の激浪を遮ることが出来る。南方は出雲崎と苗我島とによつて串本港の南水門を扼し、北方は奇景を以て有名なる橋杭列岩と大島とによつて北水門を作つてゐる。

串本港に於ける暗礁としては、只矢の熊から大水崎に至る數町の間に一二町海中に突出してゐる俗にドーキンバ（前芝道金なる者の釣場だつたから名付たといはれてゐる）といふのがあるだけである。併し之とても船舶旋盤地點を距ること遠く、航路の上には何等の障害ともならない。

此港は従來三等港灣であつたが、大正四年三月五日昇格を申請し、同年十月縣費支辨による二等港灣と定められたものである。

下浦海岸一帯は悉く白砂で、海底の勾配は極めて緩かである。従つて地曳網の漁場には好適である。又蛤を産する。本縣水産試験場では大正五年から同九年まで此海濱南半分を撰定し蛤の飼育を試みたこともある。港内は浪常に穏かで海水は頗る清冽であ

るから、夏期は海水浴場としても良好である。併し一旦東風の吹き荒ぶに會へば忽ち怒濤岸を噬む傾のあることは免れない。

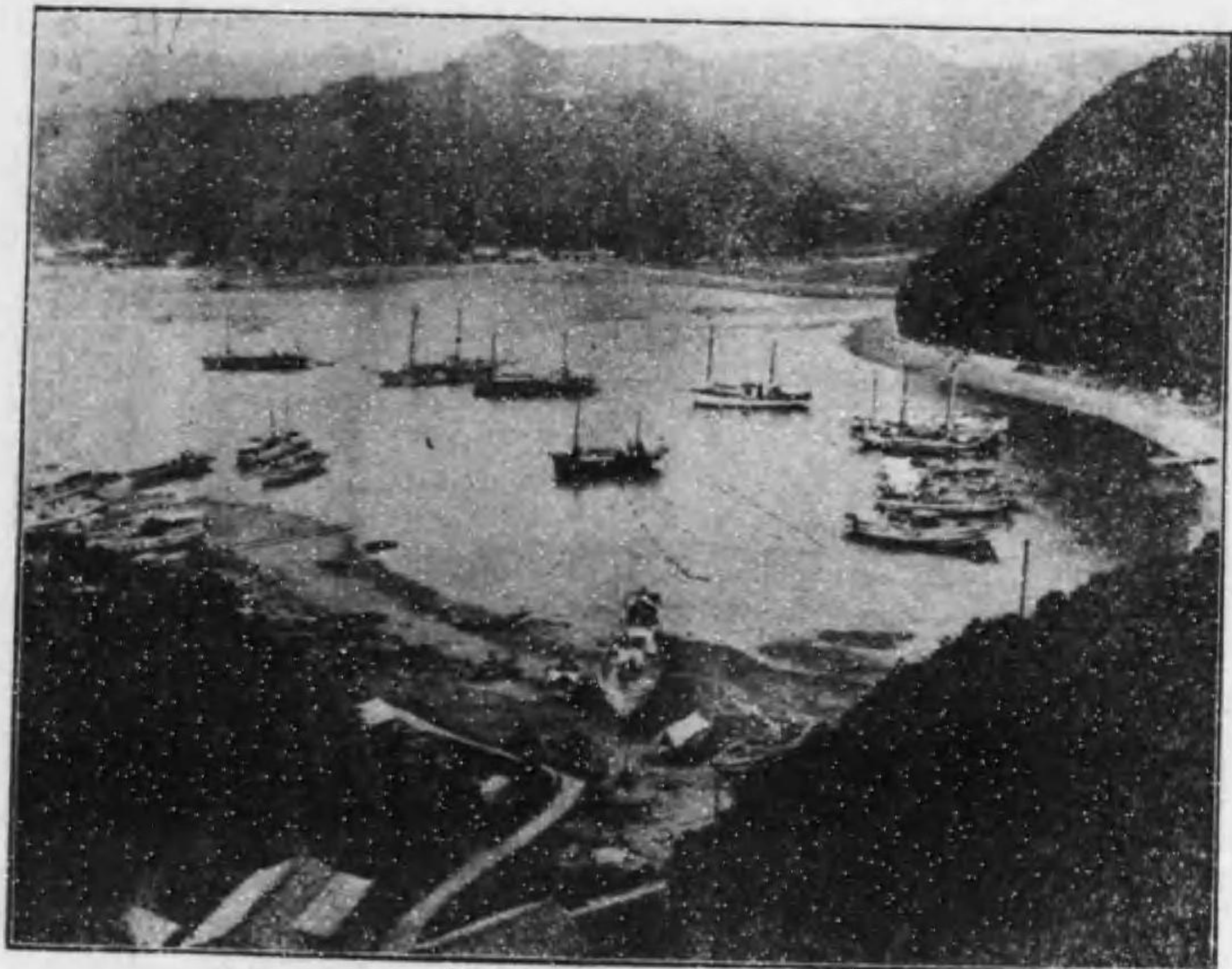


上浦海岸

した事は下浦に於ける加工の著しいものである。此外尙東片江に於ける捕鯨解剖場（第二編七章第九節）の設備と下浦海岸中央部一帯の埋立工事（第五節参照）とがあるが詳細は之を他章にゆづつておく。

上浦

袋港



袋港

三〇

上浦海岸方面は、南方に斗出せる潮岬と、西北方江住、和深、田並諸村との間に一大灣形を作つてはゐるけれども、直接渺茫たる太平洋に面接してゐるから一朝西風が捲き起れば忽ちにして狂瀾怒濤を呼び、凄愴名状すべきものがない。のみならず海岸近く一面の暗礁で船舶を碇泊せしむべき便に乏しい。併し上浦の北方は隣村富二橋村大字二色の東南二十五町に突出せる同村砥崎との間に一小灣袋港を作つてゐる。

袋港はその面積さまで大きくはないけれども四圍の山脚が直に港岸に迫り、従つて水深亦比較的深く大小幾多の船舶をも容るゝに足り、如何なる暴風怒濤に對しても極めて安全である。

紀藩の歌人加納諸平はその歌集「柿園詠草」の中に左の秀詠を遺してゐる。

むろの海のにしきの袋せばけれど

百船入江雨つみみけり。

袋港の南岸にはもと内外水産株式会社及日本捕鯨

蛭子の鼻

株式会社捕鯨解割場があつたのであるが、日本捕鯨會社は早く引拂ひ、大正五年捕鯨會社合併の際内外水産會社解割場も廢せられ、今はその跡に田島喜八の製材工場が建てられてゐる。昔網取捕鯨の行はれた當時、太地組の大納屋として、捕鯨事務所及解割場を置いたのも此地點であつた。現在その近傍に陸軍省が驗潮場を建て潮汐の満干を觀測してゐる。

上浦の袋港口に近いあたりを蛭子の前といふ。明治四十三年までは茲(俗稱寺の元山)に蛭子神社を祀つてゐたのである。蛭子の前の斷岩の下にもと一大岩窟があつて乞食などの好隠處で俗に「キンマガバ」といつてゐたが大正六年頃崩れてしまつた。袋の港口には生魚を貯ふる目的を以て溜池を造つてゐる。又中山の下に古くから幅一間長さ十五間許りの波止場を作つてゐるが尙不完全たるを免れない。串本田邊間の沿岸各小港を連絡する熊野運輸商會(並)の小汽船の起點は此波止場沖である。

上浦は一般に岩礁多く祇園山より西片江下までの間は砂濱であるけれども、地盤の岩礁は所々にその姿を現はしてゐる。

串本驗潮場

串本驗潮場 明治何年頃からであつたか今の東洋捕鯨笠嶋事業場の沖合に尺度を盛つた樺杭を建て、望遠鏡で潮汐の高低を觀測してゐたことがあつた。其後明治二十八年五月宇尾の浦今の解割場のある所の磯の上に石造の建築物が出来た。それを幾年かの後現在の袋港内に移したものである。これは陸軍省が地球各點の高程を表はす基準面たるべき中等海面を決定する爲め自畫驗潮儀を備へて潮汐の高さを測定してゐるので毎日二回監守人が見廻り一ヶ月に三回づゝ本省へ報告する。今の監守人は袋田佐十郎である。

備考 現在全國に於ける驗潮場の數は本州に八、北海道二、臺灣二都合十二ヶ所である。

第三節 山と丘

北方丘陵

平見

串本に於ける山と丘とは明に之を富二橋村に續く北方のものと、潮岬村に續く南方のものとの二つに分ち見ることが出来る。

北方に亘るものは紀伊山系中峯山脈に屬するものである。峯山脈は本郡周參見村附近より海岸に並行して當町附近に及ぶ約六七里に亘る一帯の山脈で、山勢概して卑低である。峯山がその最高峯であるけれども尙五百七十一米に過ぎない。谿谷は海岸に向て鋸齒状をなしてゐる。

當地に於ては北方に四十米乃至六十米の丘陵として蟠屈し丘上は大抵高原式に開墾し麥、甘藷等の栽培をしてゐる。俗にこの丘上の畑を平見と呼んでゐる。

今平見の主なるものを挙げると、

北方丘陵上では、

大水崎平見、寅谷平見、新平見、大山平見、元山平見、西の岡の平見等

潮岬方面では

上野平見、出雲野等である。

北方丘陵の最南端を西の岡と呼ぶ。西の岡の南方にその餘勢として二基の丘陵が平地に起つてゐる。北なるを北高岡山(中山) (海抜一〇米) 南なるを高岡山(一名祇園山) (海抜三米) といふ。北高岡山は最近土取りの爲め殆んどその三分の一の山體を取崩されてしまつた。

砂丘

錦江山

谿谷

上浦海岸には汀渚線に平行して砂丘が出来てゐる。主なるものは金比羅の杜及び高岸であるが最高點僅かに九米に過ぎない。

上浦袋港の南岸には丘陵脈と孤立せる一基の山が突出つてゐる。錦江山といふ。高さ七十米、袋港南風の障壁をなしてゐる。

北方山丘の下に造られた谿谷は何れも極めて淺くて小さい。そして何れも東西に向つて谷口が開かれてゐる。今東北方面から順次南方にその谷を列記して見よう。

寅谷、小森大谷、小森小谷、江川小谷、矢の熊谷、細田本谷、細田中谷、細田西谷、奥の谷、忠作谷、串木谷、古狐狸谷、五輪ヶ谷

現今右の内奥の谷には避難舎があり、古狐狸谷には串本小學校があり、五輪ヶ谷には劇場大正座がある。新墓地のあるのは串木谷である。

南方潮岬に續く山丘に就て見るに、潮岬臺地は低平なる串本の砂地の南方から甚だしき急勾配を以て隆起せる孤島的地貌を呈する約八十米の高地であつて、高臺地の北方に面する斜面の大部は即ち串本町の所屬である。

潮岬方面の谿谷も亦何れも小さい淺いものばかりで、特に取立てゝいふべき程でもないが、今之を東から西へ列挙するならば、

尾の浦谷、笠島谷、又平谷、御供谷、清水谷、瀧の谷

先づ是位である。尾の浦谷は東方苗我島の方角に向つて居り、その他は何れも北方に向つて居る。御供谷には氏神の供米を洗ふ良質の水が湧出して居る。

海蝕臺地に就

平見と稱せらる、臺地形の地貌は單に串本附近に限るにあらずして凡て紀伊半島の東及南の海岸には一帶斯る地形の處が相連つて居る。東は東牟婁郡宇久井灣邊より、西は本郡日置川口邊まで、約二十里の海岸は大抵斯る地形を見る事が出来る。是は海水の侵蝕作用の結果、海底深く出来たものが、ある土地の隆起作用に因つて陸上に表はれて來たので、地文學上の海蝕臺地の一好例である。串本北方丘陵上の平見も、潮岬も全くこの海蝕臺地であることが解る。此海蝕臺地は日本ばかりでなく世界には其例が澤山ある。印度半島の東西兩海岸、アフリカの東南及南の海岸のものには有名である。彼の南阿のテール山の如きは其中でも最も能く人に知られて居る。

第四節 川と沼

串本町には川と稱すべき様なものは殆んど全く無いといつても過言ではない。町内では川と呼んでゐるものも無いではないけれども、それは寧ろ溝ともいふべきものばかりである。但し参考の爲め今等は等細小の流水をも左に列挙しておかう。

串本小川
大水崎川
宮川

大水崎川 町の東北端、富二橋村大字關野川との堺をなす小流である。是も串本の領域に沿ふ部分は極めて僅かであつて、川としても極めて小さなものである。長さ凡そ四五町、川口に架設せる橋の長さは約四間、以てその大きさは推すべしである。

宮川 之は細田の谷、奥の谷、串木谷等の水を集め、更に之に町内各所の下水を入れ無量寺の北側から矢の熊と北地との境を劃しつゝ串本分署と矢倉甚兵衛邸との間に於て海に入つてゐる。川幅凡そ二間半。宮川の名稱起源に就ては左の諸説がある。

(一)宮川の邊りに宮本某なる家があつた。先祖傳來鎮守の神として一祠を祀つてゐた。此家はもと姓山本であつたが、後此祠を祀ることから宮本と改めたといふ。宮川の稱も是より出たと言傳へらる。宮本家の東に架せる橋をアザセ橋と云ひ、宮川に架せる橋の嚙矢だといふ。(宮本家は他に移轉したが、その元の屋敷は現在の八百八十五番地だといふ。)

(二)往昔宮川の上流串木谷に於て神社の幣串を作るため伐木したことがあつた。それで、その谷を串木谷と言ひ、又茲に流出る川を宮川といふことになつたといふ。

(三)その昔無量寺の東に架れる橋から西を寺川と稱し、北をエゴの川と云ひ、此川の西の田地をエの田といつた。今の無量寺北部一帯の田地が是である。又寺の橋から下流については、宮本嘉八の東に至るまでの川をミヤゴ川と云ひ、以下を彌次兵衛川、最下流を文四郎川と云つたと傳へられてゐる。

(四)宮川は宮川でなく、三谷川である。その流源が三つの谷に亘つてゐるから出た名であるといふものもある。

以上四説何れが是なりと斷定はし難いけれども第四説の如きは餘りに巧に過ぎて却つて眞に遠い感がある。恐らくは後世の智者の附會したものであらう。

エゴの川 矢の熊方面字江川生にある小流。長さ一町、川幅四尺、附近水田の水落しの溝である。

瀆の子川 瀆の子生にある小流、長さ二町。川幅四尺、附近の水田の餘水を落す溝である。

次に擧ぐべきは湖沼池澤の類であるが、串本町としては殆ど數ふべきものはない。只俗稱堀の川を擧げるに止めておかう。

堀の川 常町堀と笠島との間に東西七十八間南北十九間、段別三畝十二歩の沼がある。深さは中央部に於て一尋半位であるが俗に之を堀の川と呼んでゐる。昔から沼地であつたのを明治二十一年養魚の目的を以て時の

神田清右衛門が全村民と相計り、共力掘鑿して非常に立派な大い深い池を作つた。併し思つた様には利益が揚らぬ爲め自然放棄するに至つた。その後段々と淺くなり、體裁も崩れて今の有様となつたのである。今回申本町から此堀生一七五四番地の官有地溜池全部無償拂下を當局に願出た所、大正十一年三月二十日付を以て許可せられた。遠からず埋立に取かゝることと思はれる。

〔備考〕 前述明治二十一年の掘鑿に付き「町民申合せ」及「由縁誌」を發見したので是に附記することにした。

由 縁 誌

夫吾村内南方ニ位セル所謂天道ノ一回泉ノアルアリ當時之レヲ呼テ堀ノ川ト云ヒ傳ヘタリ是以前ニ不當ノ稱呼ニシテ後來ニ適合ノ名稱ナリト謂ベシ何トナレバ當時人力ヲ以テ掘リタルニ非ズ又川源アルニモアラズ唯天然ノ回泉ナレバナリ又現今人力ヲ以テ浚深シタルレバナリ然レモ其唯天然ニシテ嘗テ人力ヲ以テ修補セザルニ先キ堀ト云フ名ヲ貢ハシメタルヤ抑亦由縁アルカ如シ却說當時天造ノ一回泉ナリシ辰孰レカ鯉魚ヲ放チテ飼養ヲ試ミタル成跡アリト雖モ何ノ功績ダモアリシチ聞カズ徒ニ炎暑ノ候兒童ノ水遊場ニ過ギズト然ルニ嘉永七甲寅ノ大地震ニ際會シ四邊崩レテ凹チ埋メ或ハ噴浪ノ爲ニ白沙ヲ送リテ處々ニ堆地ヲ生シ忽チ舊來ノ風景ヲ失ヒタリ最該地タル素ヨリ官民有ノ區別ナク暗ニ村有ノ如キ狀況ヲ呈セリ然リ而テ更始以來地所改正ノ令降リテ卒然官有地ニ屬セリ雖然官亦爾來何ノ着眼モ無カリシヤ徒ニ十有餘ノ星霜ヲ經タリキ是於乎神田清右衛門氏ハ夙ニ見ル所アリテ官ニ請願シ該荒蕪地ヲ拜借セン「」チ企望シ直ニ許可ヲ得タルニ因リ即チ氏ガ該地ヲ浚深シ養魚ヲ以テ利セント欲スルノ目的ヲ懸々時ノ村總代某氏ニ語リテ曰ク若シ村民ニ於テ此事項ヲ善長トシ欲望セラルバ外ハ氏ガ名義ヲ以テシタル拜借地タルモ内ハ村民一同ニ讓與セントニ依リ村中一同評議ノ末半ハ氏ニ屬シ半ハ村民一同ニ屬セシメ其浚深費且後來ニ得ル所ノ利益モ亦之レニ准スト協議一決シタルヲ以テ即時之レガ浚深ニ着手セリ此時ニ方リテ某氏ヲ以テ該工事係リ總宰ニ任シ八組長某氏ヲ以テ副員トシ時ノ村總代某氏等モ亦非常ノ粉骨ヲナシテ全ク落成ヲ奏シタリ因テ左ニ確約ヲナシ相共ニ之ヲ保守シ以テ永遠ニ福利ヲ占ント云爾リ

確 約

一、養魚場高十分ノ五ハ神田清右衛門持チ同十分ノ五ハ村民所持トシ則左記調印セル人員ヲ限リ同等ノ所有ニ係ルベキ事

一、村中持ノ分後來ノ收益金ハ左記ノ人員中等シク分當ノ上村費ニ充ツベシ若シ過金アルモハ其ノ年度限リニ配分シ不足ヲ告ルモハ追徴スル勿論ノ事

一、何レニ限ラズ他工轉賣スルモハ收益配當ノ權ヲ消滅シ送籍ト共ニ該帳簿上チモ除名スル事

但シ一時寄留スルモノハ此限ニアラズ

一、現今無關係者ト雖モ後來ノ加入チ乞フ者ハ養魚係リ取締人及時ノ村總代相談ノ上相當出金チナサシメ以テ該加入チ許スベシ

一、養魚係リ取締人一名ヲ置ク事

但シ本務ハ無給料ナリト雖收益金計算ノキニ方リテ村會議員協議ノ上相當謝儀チナスベシ

一、養魚係取締人ハ村民ノ投票ヲ以テスル事

但シ任期ハ滿三ヶ年トス止ムヲ得ザルノ事故アルニ非ザレバ辭スルヲ得ズトス

一、養魚係リ取締人ハ其ノ本務トスルモノハ魚種ヲ買入レ收穫魚ヲ賣捌キ其他養魚ニ係ル一切ノ事ヲ擔當スル事

但シ本文ノ如ク擔當スルモ持合人神田氏ハ勿論時ノ村總代人トモ相談スベシ

一、養魚場見張番一名ヲ置ク事

但シ給料ハ一ヶ年ニ金貳圓四拾錢トシ一月七月ノ兩渡ニ渡スベシ

一、見張人ハ時ノ村總代及取締人村會議員中協議ノ上其當人エ示談シ定ムルモノトス

但シ無任期ト雖モ若シ不都合ノ所爲アリト認ムルモハ何時チ間ハズ解雇スベシ

一、孰レニ限ラズ村民ニ於テ若シ見張番ヲ不適當ト見ルカ又ハ勤務上不都合アリト認ムルモハ直ニ養魚係リ取締人エ申告スベシ又取締人ニ於テ不都合アリト認ムルモハ時ノ村總代人及持合人神田氏エ申告スベキ事

一、孰レニ限ラズ將來收益ノ見込ミヲ立以テ他エ抵當又ハ賣渡讓與等ハ堅ク禁止ノ事

一、何人チ間ハズ何時チ論セズ養魚場ニ於テ水ヲ汲ム事ヲ許サズ

但非常ニ係ルモハ此限リニアラズ

一、活魚ハ勿論假令死シテ浮ビタル魚タリト雖モ管テ捕ル事ヲ許サズ

一、動物類ヲ游泳サセ又ハ鴨捕縛ノ如キ流テ何品ニ限ラズ這入チ許サズ

向つて山を切り開き、常町奥の谷に出で、矢倉甚兵衛邸附近で下浦に接続せしめようとの計劃であつたといふ。之に對しては大阪商船會社も出来る限りの協力をしようといふ意氣であつたらしい。併し是もどういふ都合であつたか遂にそれなりで終つてしまつた。

次で大正十一年五月五日稻葉(健之助)本縣内務部長管内視察の目的を以て來町の際にも、特に此問題に注意を拂つて視察された様であつた。此視察後間もなく大阪の大新聞には本縣にこの計劃再燃せるやに發表せられ、次で縣下各新聞紙に喧傳せられたが、いつの間にか此の噂も消え失せた。果して今後はどうであらうか?

第一回下浦埋立工事

二、埋立工事

(第一回埋立工事) 町幾年間の大懸案であつた下浦埋立工事は愈々大正五年十二月十九日附を以て許可を申請した所、大正六年六月二十九日附を以て、左の認可指令があつた。

大正五年十二月十九日附及大正六年五月三十日附願官有地開墾並に豫約拂下ノ件左記各條件ヲ附シ許可ス

大正六年六月二十九日

和歌山縣知事 鹿子 木 小 五 郎

- 一、開墾地ハ西牟婁郡串本町字笠島生千五百四十七番地ノ一海岸地五畝廿一步及同郡同町同字千五百四十七番地ノ二海岸地二段三畝四歩八合七勺五オトス
- 二、本指令ノ日ヨリ三十日以内ニ開墾ニ着手シ着手ノ日ヨリ百八十日以内ニ竣成スベシ
- 三、豫約拂下代金ハ本條件第一號開墾ニ筆ヲ合シテ金千貳百九拾八圓八拾貳錢トス
- 四、前各號ノ外明治三十四年十二月縣告示第二百七十四號官有地開墾並に豫約拂下規程ヲ遵守スベシ

扱て愈許可指令が來たので、七月三日協議會を開いて左の決議をした。
一、下浦官地開墾並に豫約拂下願許可ニ付キ之レカ埋立ニ關スル件

(決議) 埋立ニ關スル工事費用ハ協議會ヨリ支辨ノ儀決案ス
但其形式手續等ハ法律上違算ナキ様町當局者ニ於テ研究シ定ムベシ
工事監督委員 選舉ノ結果當選者左ノ如シ

用 係	前 芝 嘉 次 郎
町 會 議 員	森 島 龜 松
同	矢 倉 龜 松
組 長	島 野 吉 松
同	北 野 春 松

七月十日現場に杭入をなし、七月十六日工事受負競争入札契約をなす。契約金貳千五百九拾參圓也。之れより續々工事を進めて大正七年四月十日附を以て縣知事へ左記開墾完成報告をした。

記

- 串本町字笠島生千五百四十七番ノ一
- 一、海岸地五畝二十一歩
- 同 所 同番地ノ二
- 一、海岸地二反三畝四歩八合七勺五オ

(第二回埋立) 引續いて第二期埋立工事を計劃して大正七年十一月二十五日付を以て許可請願したが、左の指令があつた。

和歌山縣指令土第三、五五七號ノ一二
 大正七年十一月二十五日附願官有地開墾並に豫約拂下ノ件左記條件ヲ附シ許可ス
 大正八年九月二日
 和歌山縣知事 池 松 時 和

第二回下浦埋立工事

- 一、開墾地ハ西半郡串本町字中地生千七百三十三番地海岸地一畝八歩及同字千七百三十三番地海岸地一畝八歩及同字千七百三十四番地海岸地八畝十歩七合五才同字千七百三十六番地海岸地八畝五合五勺五才トス
 - 二、本指令ノ日ヨリ三十日以内ニ開墾ニ着手シ着手ノ日ヨリ一年以内ニ竣成スベシ
 - 三、豫約拂下代金ハ本條件第一號ノ開墾地四筆ヲ合シテ金貳千三拾五圓五拾五錢トス
 - 四、前各號ノ外明治三十四年十二月縣告示第二百七十四號官有地開墾並豫約拂下規程ヲ遵守スベシ
- とあつたので、九月二十五日より用係森島龜松監督の下に人夫を督して工事に着手したが、翌九年八月竣成を告げた。

以上二回の埋立工事は總て四反六畝十五歩一合八勺でこれを二十六口に分ちて賣却した。

即ち第一期賣立分の賣上金高及口數は

金貳萬壹千六百五拾九圓四拾參錢 十 一 口

第二期賣上分は

金貳萬八千六百六拾六圓七拾六錢 十 五 口

第一期第二期分工事費支出額を示せば

金壹萬六千八百六拾參圓也 埋立及修繕費

金壹千貳百六拾九圓六拾參錢 借入金利息

金五千九百七拾壹圓八拾錢 豫約拂下代金及囑託登記費

金百七拾圓七拾七錢 雜費

金千〇九拾圓也 雜給

計金貳萬四千〇九拾五圓貳拾四錢

となる。追て第三期埋立を計畫してゐる。

第五章 地體

第一節 地體の成生

潮岬大島はも
と一つの島

串本町の地體の成生を見るには、先づ潮岬大島の成生を考へるのが順序である。

潮岬半島と大島とは一寸その外觀を瞥見しても同形同大の地體で二個の大きな兄弟分の島としか見えない。それもその筈で此の二つの地は嘗ては全然連続した一大島であつたにちがひない。此事は二者の地形及地質の上から判断が出来る。然るに其後地變により中間地帯が陥没した結果分離して二つの姉妹島となつたものである。而して通夜島、妙我島及幾多の暗礁岩角はその名残として残留したものである。

所で、離れ島であつた潮岬が、どうして今日の如く串本といふ砂地によつて陸地に繋がり、所謂半島をなすに至つたかといふに、第三紀層たる串本北方の丘陵及岩礁が、ずつと潮岬附近まで延びて來てゐる所へ、直ちに東方には大島が横はり東方の荒波を遮り止めて呉れるものだから、海水の持運んで來た各河川の土砂は漸次に此處に沈積し、更に土地の隆起作用も手伝つて遂に今日の沖積地を築き、串本の地體が成生されたものと見ることが出来る。

斯る地形の成因は内外其例に乏しくはない、出雲の島根半島、備前の兒島半島、羽後の男鹿半島、函館の臥牛半島などは皆之と同一の成因である。大きなものを挙げると支那の山東半島なども矢張り出來方は同一である。

串本の成生

第二節 地 質

串本町の地質を論ずるには、之を南部潮岬高臺地に屬する部分と、中部低平地に屬する部分と、北部丘陵地に屬する部分との三つに分ち見る必要がある。

第三期水成岩

一、北部丘陵地一帯
北部丘陵地一帯及び下浦矢の熊方面の岩礁(俗稱ドーキン場)並に北高岡山(中山)高岡山(祇園山)より上浦一帯の岩礁にかけての地質はすべて地質學上第三紀層に屬し、悉く水成岩たる泥板岩である。而して下浦海中の岩礁の間に處々石灰岩の薄層の露出がある。

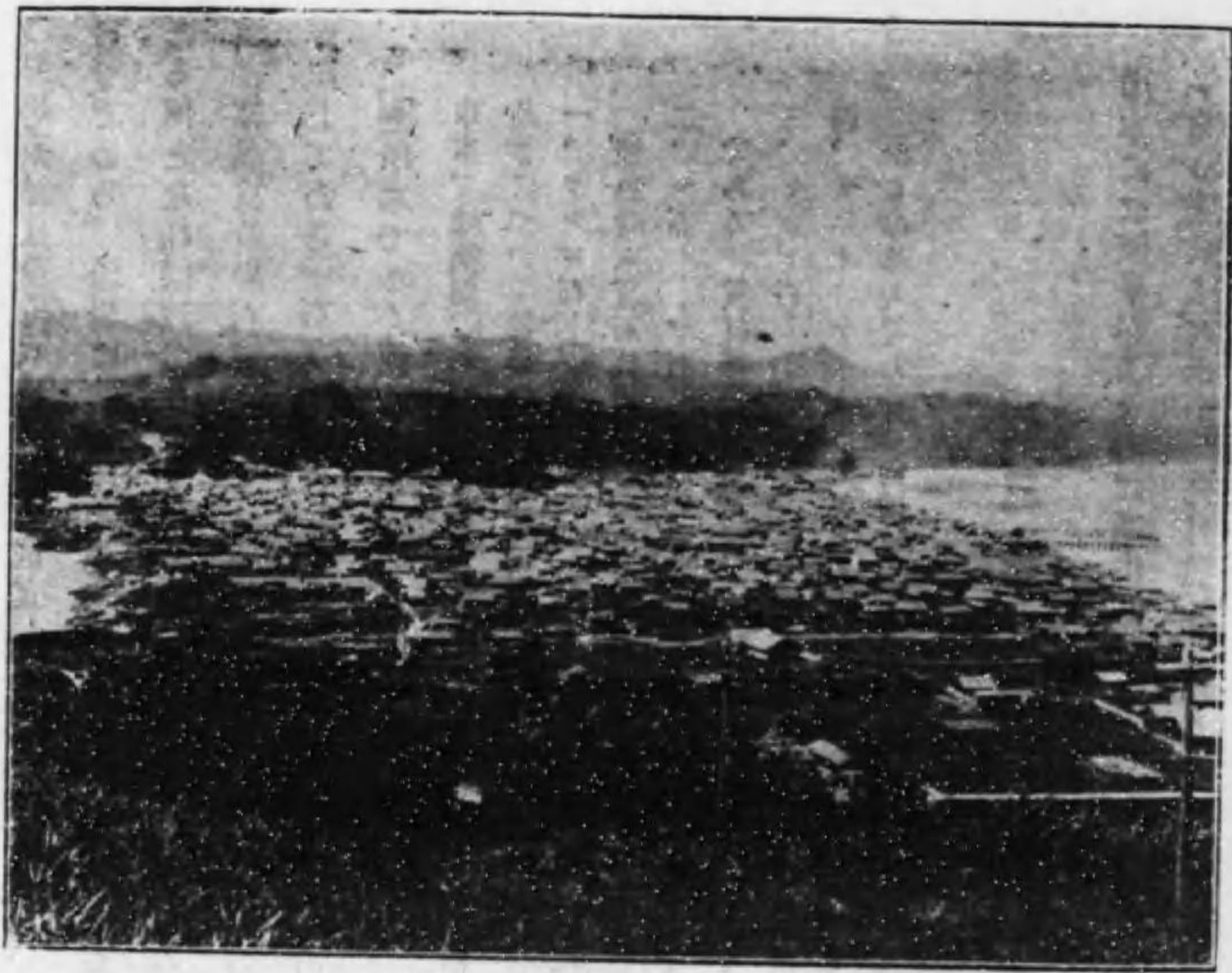
由來第三紀層は東西兩牟婁郡の大部分に亘つて面積約百方里にも及んで居るのであるが、此地層は各所に多くの弱點を有して居るので、彼の橋杭列岩の如きも此の弱點を突破した石英粗面岩である。

第四期沖積層

二、中部低平地一帯
北部丘陵地と南部高臺地との中間に亘る一帯の低平地は現在串本町の殷盛を誇りつゝある地區であるが、此の地質は第三紀層泥板岩の上に堆積された第四期沖積層の砂地であつて今尙時々刻々此の堆積作用が繼續せられつゝある譯である。砂は悉く白砂であるが、古來各所の井戸掘に際し數尺又は十數尺の深所から埋没せる大木を掘り出した例は尠くない。

尙、字名の上に沖の芝、沖の元など傳はつて居るのも此邊の消息を有力に物語つてゐるものゝ様に思はれる。明治二十五年頃宇中地生下浦海岸を距る一町半の地點九五七番地に井戸を掘つた際地下十二尺許りの所に厚

潮岬高臺地一帯の火成岩



串本町全景

さ八九寸幅二尺餘長さ二間位の樫材の横はるを發見、斧を以て中斷して取出し、之を以て櫓を作つたことがあつた。地下水も同じく十二尺許りの所から湧いて出た。

又大正十二年五月串本小學校運動場の南部學校正門の傍に深さ七尺の貯水池を掘つた時、地下三尺の處に厚さ五寸許りの緻密な粘土層がありそれ以下は堀の底に至るまで全部雀卵大の丸小石混りの荒砂ばかりが出た。小石は全部波にもまれて丸くなつたもので岩質は潮岬附近に多い石英閃綠岩、輝綠岩、玢岩で、當地上浦方面に多く打ち寄せられてあるものと異なる處の無いものであつた。此邊は明治三十七八年頃までは水田であつた地點であるから、前記の粘土層は水田の床として人工で作つたものであらう。これから見るとこんな古狐狸谷まで昔は波打際であつた事は明かである。

三、南部潮岬高臺地一帯

東西牟婁郡が大部分殆んど水成岩であるのに、之

の潮岬臺地は全く火成岩から成立してゐるのは面白い現象である。潮岬の岩石の種類は玢岩、石英閃綠岩、輝綠岩等である。玢岩は北部申本地峡に近く現れてゐるが、石英閃綠岩に屬して、石英閃綠岩の周邊相をなす様である何となれば成分上より見るも、現出状態より見るも同一岩漿の進出と見られるからである。輝綠岩は暗綠色緻密結晶質の岩石であつて、潮岬半島の中央及南部の二ヶ所に石英閃綠岩の地質中に東西の方向に岩脈となつて露出してゐる。石英閃綠岩は此半島の南方大部分を占めるもので、實に地質上此地の主成岩石である。

申本の石材

申本で建築用、石垣用、墓石用等として現在使用せられてゐる石材はウツギ石、マ石、ミカゲ石、オニミカゲ等である。今是等について簡單なる解説をしておかう。

- 一、ウツギ石——主として溝渠、土臺、堤防、石垣等に使用せられてゐるが、産地は古座川畔高池町大字宇津木で、岩質は綠色凝灰質石英粗面岩である。
- 二、マ石——マ石は眞石の意であらうが、元より俗稱で、潮岬、大島方面から得て來た玢岩、石英閃綠岩、輝綠岩等の總稱である。質は極めて堅緻で、多く粗末なる石垣に積まれたり、屋根石に使はれてゐる。
- 三、ミカゲ石——云ふまでもない花崗岩のことで、多く墓石に用ゐられてゐる。多くは瀬戸内海方面からの移入である。
- 四、オニミカゲ——多くは見ないが近頃段々用ひられる様になつた。岩石は粗粒石英粗面岩で、多くは北牟婁郡新鹿村附近からの移入である。尙橋杭岩は全部此石であるが、橋杭では石材採取を禁じてゐる。

第三節 鑛 泉

下浦鑛泉

申本には鑛泉が二ヶ所に湧出してゐる。一は上浦海岸大洞で、他は下浦矢の熊海岸小森生四十番地である。下浦の鑛泉は大正十年九月發見したもので、目下洞久松より當局へ分析試驗出願中であるから詳細は記述する

大洞の鑛泉

由もないが温度は一般井水と變らない。
大洞鑛泉 何時の頃誰が掘つたものか上浦海岸大洞街道を去る約十五間の磯に小井戸の如き窪地が作られてゐる。誰れでも、欲する時には干潮時砂利海水等を去つて、湧出する鑛泉を汲み採り、自家で沸かして皮膚病等の治癒に用ひ來つたものであつた。大正四年十二月に至つて大岡鶴一は之れが鑛泉試驗を本縣警察部に出願した。その結果左の成績表を下附された。

試 験 報 告

和歌山縣西牟婁郡申本町一、一四七ノ二
出 願 人 大 岡 鶴 一

一 鑛 泉

一 種

但和歌山縣西牟婁郡申本町字上浦大洞海岸湧出

右ハ大正五年一月三十日探酌ノ上發見届出タルモノ、本鑛泉ニ就キ試驗スルニ其性状及試驗成績左ノ如シ

無色澄明微ニ鹹ク著シキ硫化水素臭ヲ放ツ放置スル時ハ潤濁ヲ來ス反應ハ微弱酸性ヲ微ス温度ハ外氣攝氏九度ニ於テ攝氏十四度ヲ示ス

比	試 験 成 績
固 形 物 總 量	一、〇〇七
硫 酸 カ ル シ ウ ム	一四、六四八九グラム (一リートル中以下微ク)
硫 酸 マ グ ネ シ ウ ム	〇、九グラム
ク ロ ー ル ナ ト リ ウ ム	〇、三三一五グラム
ク ロ ー ル カ リ ウ ム	五、五九〇グラム
	五、四九五グラム

鹽化アルミニウム	五、四九五グラム
硫酸アルミニウム	〇、二一〇グラム
重炭酸鐵	〇、〇三九六グラム
重炭酸鐵	〇、八三〇グラム
硫酸鐵	〇、一五五〇グラム
硫酸鐵	〇、〇三二五グラム
遊離炭酸	〇、〇二四二グラム
遊離炭酸	〇、〇五四八グラム
遊離硫化水素	
其他「アンモニア」ノ反應ヲ檢出セリ	

右

大正五年四月十一日

和歌山縣警察部技手

高崎 勝 治

此ノ源泉ノ効能アル諸病

慢性癱瘓質斯	神經痛	慢性癱瘓
濕疹	疥癬	慢性潰瘍
象皮病	慢性下痢	膀胱加答兒
痛風	鉛毒痛	慢性便秘
中風	慢性淋疾	慢性婦人病
微毒性潰瘍	腰痛	腎結石

右大洞海岸源泉分析表ニ對シ證明候也

大正五年四月二十日

串本町醫師

濱中 鹿二 郎

大岡氏は以上の成績を得たるにより、大正五年五月二十三日認可を受け温泉浴場を設け、句玉湯と稱し、主として冬季に之を開いてゐたが、最近に至り休業してゐる。

第六章 氣象

第一節 概 説

串本の氣候

串本町は位置地勢等の關係特に海洋的影響就中日本海流即ち黒潮の影響によつて頗る他地方に比し特異なる氣候を有してゐる。

即ち、四季寒暑の差は極めて少く、甚だ温暖である。熱帯植物たる榕樹の如きでさへ本之宮境内に於て頗る良好なる生育を遂げてゐる位である。冬季でも殆んど降雪を見ない。併し、地は太平洋中に突出し、而も何等の障壁となるべきものがないから風は年中甚だ強烈である。又暖流の關係上濕氣が多く、従つて降雨量も中々に大きい。以下之を各節に分つて詳説しよう。

湖岬測候所

當地方の氣象を観測することは全國の氣象を考察する上に極めて重要なこととされてゐるので、明治三十三年一月以降當局では湖岬海軍望樓に於て氣象觀測を行ひ、更に大正二年一月以來は特に中央氣象臺直轄の下に湖岬測候所を設置し、日々六回宛の觀測を行つてゐる。本章各節に亘る調査の大部分は同測候所より得たものである。

第二節 氣 温

氣 温

氣温に就ての説明を試みる前に先づ平均月次氣温表を掲げよう。

○八ヶ年間毎月平均氣温表 (大正二年より同九年に至る八ヶ年平均。)
 (度数は攝氏寒暖計による。)

月次	一ヶ月平均氣温	最高氣温	最低氣温	備考
一	七、二	一〇、九	三、九	最寒月
二	七、六	一一、二	四、五	
三	九、九	一三、七	六、六	
四	一四、七	一八、一	一、七	中 温
五	一七、九	二二、四	一、九	中 温
六	二一、七	二四、三	一、四	
七	二五、二	二八、一	三、八	
八	二五、七	二八、五	三、四	最暑月
九	二三、七	二六、七	三、二	
十	一九、三	二三、五	二、五	
十一	一四、八	一八、三	一、九	
十二	九、六	一三、〇	六、五	
全年平均	一九、七	一九、七	一三、六	

今試に夏(八月)及び冬(二月)並に全國平均に於て我地方が全國他地方と如何に氣温を異にするかを調べて見

よう。但し申本町は他地方と異なり、氣温は二月よりも一月の方が低いので左表も申本町の方は一月のを探録した。

月次	項	全國に於ける最高温地	全國に於ける最低温地	和歌山市	申本町
八月(平均)		二七、〇(臺灣)	一五、四(北海道)	二五、七	二五、八
二月(平均)		一九、〇(臺灣)	零下二、〇(大泊)	四、八	(一月)七、二
全年(平均)		二〇、三(恆春)	三、三(大泊)	一五、三	一九、七

平均温度

最高最低温度

降 霜

降 雪

他地方との氣
温比較

更に我町の平均十九度七分を本縣の平均温度十五度に比する時には如何に我地方が暖いか、分る。次に最高最低の差を見るに最高二十八度五分最低三度九分此差僅かに二十四度六分、之を和歌山市の差四十二度なるに比較すれば如何に氣候が和順であるか、知られるであらう。

尚降霜について調べて見ると(大正二年一月より大正九年十一月まで)八ヶ年平均測定)

初めて霜の見ゆるのは 十二月十八日頃
 最終の霜は 三月二十二日頃
 降霜の日数は 一ヶ年十五日間位
 十二月中 三日 一月中 六日
 二月中 四日 三月中 二日
 又降雪について見ると(同前八ヶ年間)
 初めて雪の降るのは 一月十二日頃
 最終の雪は 二月十一日頃

降雪の日数は 一ヶ年 四日間位
 十二月中 一日 一月中 二日
 二月中 一日

近畿地方中降雪降雪の最も少ない地といはれる和歌山市が降雪日数十七日、降霜日数五十四日といはれるのだから、之に比べて見るだけでも我地方の温暖さは直に分るであらうと思ふ。

第三節 雨 量

我地方は殆んど四面皆海ともいふべき地勢にあるのみならず、暖流日本海流（一名黒潮）は殆んどその沿岸を流れて流れ、陸上には海岸に迫る山脈が横はるを以て降水量は甚だ多い。
 今左に最近八ヶ年間に於ける雨量統計を各月別にして示さう。

回八ヶ年間毎月平均雨量表 (大正二年より同九年に至る八ヶ年間平均。数字は一ヶ月間雨量計に入つた雨量ミリメートル)

月次	項	雨	量	備	考
一	月		八、三	最少雨月	
二	月		二九、〇		
三	月		一七六、〇		
四	月		二二一、六		
五	月		二四一、七		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		一六四、八	最多雨月	
二	月		三七、三		
三	月		二七、九		
四	月		三六、三		
五	月		一八三、八		
六	月		一一三、四		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三	月		九		
四	月		十		
五	月		十一		
六	月		十二		
月次	項	雨	量	備	考
一	月		七		
二	月		八		
三</					

風力

地勢が太平洋の眞只中に突出し前後左右殆んど何物の遮るものが無い關係上年中風力は随分に強い。殊にフィリッピン群島附近に發生する低氣壓の一進路に當つてゐる爲に暴風も中々多い。今最近八ヶ年間に於ける毎月別平均風速及方向を表示しよう。

回八ヶ年間毎月平均風速並ニ風向表

(大正二年より同九年に至る八ヶ年間平均。數字は一秒時間に於けるメートル。)

月次	風速	常月最多風向	備考
一	七、五	北	
二	六、九	北	
三	七、〇	北	
四	六、五	北	
五	五、九	北	
六	六、二	東	
七	五、六	東	
八	六、六	東	
九	五、九	東	
十	六、三	東	
十一	五、九	東	
十二	六、八	東	
全年平均	六、四	北西	

之によつて見るに平均風速の大きいのは一月から三月まで、八月より十月の間普通暴風襲來の期節に却つて

平均風力の小を示してゐるのは、此期節の通常風が甚だ弱いといふことを語るものであらう。

我國に於ける全國平均風力は、表日本が二、五、裏日本が三、〇であるから之に比して我地方の六、四を見るならば如何に風の多い處であるか、分る。更に之を縣内に比較をとるならば、和歌山は三、一、日ノ御崎が七、七である。日ノ御崎の方が當地よりも風が烈しい様である。

一秒時間十米突以上を強風と稱するが、大正十年中に於ける此強風以上が一ヶ年を通じて二百六日に及んだ。その内烈風(秒速十五米突から廿九米突までの風)が八十日、二十九米突以上のものが四日もあつた。多い年になると強風以上の風は二百二十二日にも及んだこともある。

暴風として大正二年潮岬測候所創立以來一番猛烈だつたのは大正十年九月二十六日拂曉前の暴風で一秒の風速四十八米突、氣壓七百二十米突であつた。四十五米突以上の風となると只もう物凄いと云ふより外に形容の仕方もない程で破壊力もなか／＼に猛烈である。

風向に就ては北東俗に所謂キタコチの風が一番多く、次には北西及西である。今串本で一般民間で使はれてゐる風向に關する用語は次に示す通りである。

- 正東風 || アイダゴチ
- 北東風 || コチ
- 北々東風 || キタゴチ
- 東南風 || イナサ
- 西南々風 || マセ
- 正西風 || マニシ
- 西々北風 || ニシ
- 正北風 || キタ

ウネリと海鳴について

測候所長の山澤さんは更に暴風の豫知に關し、潮岬の特色とするウネリと海鳴に就てお自慢の面白い研究談を續けた。

ウネリト低氣

ウネリの事を一般に土用波と稱してゐるが、この土用波がやつて來ると漁師は大きな風が近くにやつて來るものとして早くも警戒する。

大洋の中に著しい氣壓の低い部分が出来た場合その低部一體の海面がふくれ上る様になり、之れが總てウネリとなつて打よせて來るのだが、大洋の突鼻であるかうした潮岬では大洋からの大きなウネリがはつきりと周期を作つて來るのがよく判る。そこで山澤さんは颱風豫知の法として赴任以來ウネリの研究に没頭し研究が積んで今ではウネリの工合で氣壓計よりも早く颱風を豫知するまでに熟練を積んだといふてゐる。此頃の山澤さんは土用波のウネリを唯一の氣壓計にしてゐるから面白い。その研究に依るとウネリの周期、即ちウネリの峰から次の峰にまでうれる速度が十五秒以上の時は既に小笠原島方面に颱風がやつて來た時であるといふ。

そこでウネリを良く研究するにルソン附近やヒリツピン方面の遠距離のも豫知することさへ出来るやうであるが、唯方向を知ることに就ては未だ研究の餘地があるさうだ。ウネリの周期を計測して之はきつと颱風發生の兆であるを豫期してゐるが、それから二三日を經つてから漸く中央氣象臺から颱風の豫知が出来る。氣壓の低部が大洋に生じた場合地殼が細かく振動するの外の外に、潮岬では振動計に依つても颱風を豫知することが出来る。氣壓の低部が大洋に生じた場合地殼が細かく振動するのを地質學的原則から突鼻であるコノ潮岬では明瞭に振動が感じ、颱風が近づくに従つて震幅が次第に大きくなつて行くのがよく判るさうだ。この振動計によつて颶風を豫知することは學界に對しても多大な貢獻で山澤さんの誇りの一になつてゐる。ウネリと振動に依つて颱風を豫知する頃には潮岬一體の海岸にはウネリが岩に打ちよる作用から海岸線が騒がしく鳴り出す。さうなるに漁師等は海が鳴り出したぞと一層警戒する。それでも眞物の颱風が來るまでには餘日があるから沖合の海面は未だ静かである。ところが二三日すると忽ち雨を交へた荒れ海と變じ、空は恰も墨汁を流したやうに暗くなり、海嘯が狂瀾怒濤と變じ颱風襲來の物凄い場面が展開されるのである。(大正十一年八月八日大阪毎日新聞) (本州の南の突鼻から)より抜抄)

第五節 濕 度

空氣中に於ける濕氣の量

濕氣は常に空氣中に含有せられるもので、我地方の如き四圍殆んど海洋といふ所では特に多い。

濕氣の量は一年間を通じて蒸發の盛な夏季に最も冬季に少ない。濕氣が空氣中に包含せられる最大極量に達した時の状態を飽和と稱し、之を一〇〇%としてあらはす。我國の湿度は表日本に於ては全年平均約七九%で、裏日本にあつては八一%である而して我國の湿度の變化を見ると時に甚しく乾燥して三〇%以下に下ることも珍らしくない。明治初年以來宇都宮に於て七%となり東京及函館に於て八%になつたことは我國に於ける乾燥のレコードである。

和歌山市に於ては平均七二、二である。

今潮岬測候所で觀測した當地方の湿度は左の通りである。

回八ヶ年間毎月平均湿度表 (大正二年より同九年に至る八ヶ年間平均) (數字は湿度のパーセントを示す)

月次	項	温 度	備 考	月次	項	温 度	備 考
一	月	六三、〇	最少温月	八	月	八八、〇	多温月
二	月	六六、〇	少温月	九	月	八五、〇	
三	月	六八、〇		十	月	七七、〇	
四	月	七六、〇		十一	月	七二、〇	
五	月	七九、〇		十二	月	六六、〇	
六	月	八八、〇	多温月	全年平均		七六、〇	少温月
七	月	八九、〇	最多温月				

右によつて見るに十二、一、二の三ヶ月間は乾燥期で六、七、八、九の四ヶ月間は湿度の多い時期といふことが分る。

次に雲量につき調べて見よう。雲量は氣象學上滿天秋毫の雲無い時を零とし、滿天雲に蔽はれるのを十としてその分量を計るのである。

今當地に於ける雲量を左表によつて示さう。

回八ヶ年間毎月平均雲量表 (大正二年より同九年に至る八ヶ年間平均。數字は雲量一〇を滿點としてあらはす。)

月次	項	雲量	備考	月次	項	雲量	備考
一	月	四	最少雲量	一	月	七	
二	月	五		二	月	八	
三	月	六		三	月	九	
四	月	七		四	月	十	
五	月	七		五	月	十一	
六	月	八	最多雲量	六	月	十二	
				全年平均		六	

之によつて見れば雲量の多いのはやはり梅雨期たる六月であることが分る。そして十二月、一月、二月の頃は一番に雲が少い。

全國の雲量は平均七、二であり。和歌山の平均六、六であるのに比較すれば我地方が雨の多い割合に雲に覆はることが少いのは寧ろ不思議な位である。之は即ち雨に強雨の多いことを語るものである。

次に快晴日數及曇天日數を研究して見よう。

回八ヶ年間毎月平均快晴及曇天日數表

月次	項	平均一ヶ月中の快晴日數	平均一ヶ月中の曇天日數	備考	月次	項	平均一ヶ月中の快晴日數	平均一ヶ月中の曇天日數	備考
一	月	一	六	快晴最少	一	月	三	一四	快晴少し
二	月	七	八		二	月	五	一三	
三	月	六	八		三	月	六	一二	
四	月	四	一四		四	月	八	六	快晴多く曇天少し
五	月	四	一四		五	月	六	一二	
六	月	二	二二	快晴最少	六	月	六	一二	
七	月	四	一五	曇天最多	七	月	六	一二	
八	月	四	一三		八	月	一七	一七	
					全年合計		一七	一七	
					比對する百分に		一七	一七	

之を更に表日本裏日本及和歌山地方に比較して見よう。

地方別	項	快晴日數百分比	曇天日數百分比	備考
串本	項	一七、五	四〇、〇	
和歌山	項	一二、〇	三八、〇	
表日本	項	一三、〇	三六、〇	
裏日本	項	六、〇	五六、〇	快晴日數は串本の約三分の一である、又曇天が多い。

之によつて見れば、我串本は一般他地方に比し快晴の日が多く、曇天は大差なしといふ事がいへる様である。

第七章 動物植物

第一節 動物

串本附近及近海に産する普通なる野生動物及飼育動物

○脊椎動物 (○は飼育動物)

哺乳類	食肉類 齧齒類 有蹄類	○れこ、○いぬ、きつね、いたち、てん ねづみ、のうさぎ、のねづみ、○しろうさぎ ○うま、○うし、○やぎ せみくぢら、ながすくぢら、ささうくぢら、いわしくぢら、まつこうくぢら、こくぢら、い るか、こんど、しやち もぐら、ぢねづみ さび、みづづく、ふくろう
鳥類	猛禽類 攀禽類 鳴禽類 鳩類 鷄類	○あうむいんかう ひがら、みそさやい、○めじろ、もす、よたか、○うぐひす、からす、すいめ、せきれい、ひ よどり、びばり、かれせみ かはらばさ、○いへばさ、○でんしよばさ、やまばさ ○ちやば、○れんぼん、みのるか、○しやも、○こうちん、○ぶらま、○ぶりとうすづつく、○しち めんちやう、さじ、○ちび、やまどり

爬虫類	涉禽類 游禽類 龜類 蜥蜴類 蛇類	しぎ、ちどり ○かも、○あひる、かいつぶり、かもめ、う いしがめ、うみがめ さかけ、やもり あなだいしやう、しまへび、やまかぎし、まむし このさまがへる、ひきがへる、あまがへる、つちがへる ゐり
兩棲類	無尾類 有尾類	くろだ、さば、さばら、かつな、まぐろ、べら、ぼら、ぼせ、ほうぼう、かながしら、こ ちぶ、あぢ、たらのうな、ひらめ、かれひ、○さんざり、さんま、さびのうな、 まいわし、うなぎ、はも、あなご、ごじやう、ふぐ、たつのおとしこ、ふな、○こひ あなざめ、しゆもくざめ、れこざめ、しほざめ、のこざりざめ、あかひひ、なながざめ
魚類	硬骨類 軟骨類	(魚類に就ては此他多数あり水産の部参照せられたし)

○節足動物

昆虫類	鞘翅類 鱗翅類 膜翅類 雙翅類	かつをぶしむし、かぶさむし、がむし、くはがたむし、ほたる、みちしるべ、みすまし、 んたうむし、てんたうむし、こめつきむし、かみきりむし、くわさむし、こくさうむし、て あげほのてふ、きてふ、もんぎてふ、もんしろてふ、いちもじせり、しやみてふ、こくが むし、すぬむし、ひだしやくどりてふ、ねきりむし、みのむし、かひこ、うめけむし、いら くまばち、あしながばち、みつばち、あり、ちがばち いわばへ、かひこのうまばへ、あなばへ、さしばへ、しまばへ、あぶ、か、きりうじかんだ、のみ
-----	--------------------------	--

有吻類	擬脈類	脈翅類	直翅類	彈尾類	多足類	蜘蛛類	甲殼類
あめんぼう、くさかめ、たがめ、ありまき、かひがらむし、つまぐろよこばい、いなづまよこばい、せいらみ、けじらみ、あぶらぜみ、くませみ、つくつくぼうし、はるせみ、みんみんぜみ、あたまじらみ、けじらみ、しらみ	かげろ、しろあり、ほむし、むぎわらさんば、やんま、おほぐさんば、さうすみさんば、なつかれ	うすばかげろふ、くさかげろふ	きりぎりす、くつわむし、けら、こほろぎ、すむし、まつかし、あぶらむし、ちやばねあぶらむし、けさみし、おほかまきり、かまきり、はらびかまきり、こかまきり、ひめかまきり、なふしむし	しみ、さびむし	むかで、げらげら	馬陸類 やすで	真正蜘蛛類 壁蝨類 胸甲類 節甲類 切甲類
ありぐも、こみぐも、てながぐも、はへどりぐも、さたてぐも、ふくろぐも、じよろふぐも	いぬだに、にきびのむし、ひぜんむし	いせのむし、くるまねび、しばねび、てながねび、やごかり、しやこ、へいけがに、もくすがに	たひのむし、ふなむし、わらじむし、さびむし	みらんこ、うなじらみ、ふちつば、ねぼしがひ、かめので、かぶさがに			

○軟體動物

頭足類	鳥賊類	章魚類
やりいか、するめいか、まいか、みずいか		またこ、いひだこ

腹足類	有肺類	前鰓類	後鰓類	有管類	無管類
かたつむり、なめくら	あかにし、あはび、こやすがひ、さゞね、さらがひ、たにし、てんぐにし、まこぶし、ながに	し、ばい、ほらがひ	あめふらし、うみうし、ちいがせ	あげまき、あさり、しやみ、しやこ、はまぐり、ふなくひむし、まてがひ	からすがひ、あこやがひ、かき、ほたてがひ

○蠕形動物

環蟲類	圓蟲類	扁蟲類
み、す、いそみ、す、こかい、けやりむし、せるぶら、ひる、やまびる、ゆむし	くわいちゆう、十二指腸虫、せんまうちゆう、ぎようちゆう、はりがねむし	ぶらなりあ、さなだむし

○棘皮動物

海膽類	海星類	沙嚙類
むらさきうに、たこのまくら	いそまきひこで、くもひこで、あかひこで、もみぢがひ、てづるもづる	なまこ、きんこ

○腔腸動物

同 同

同 同

同 同

車前科 蓴科 胡麻科 紫葳科 狸藻科 玄參科 茄科 唇形科 馬鞭草科 紫葳科 旋花科 蘿藦科 夾竹桃科 龍膽科 木犀科

おほば... きつれのま... 〇いせ... 〇のうぜんかづら... たぬき... 〇まのはぐさ、あせごうがらし、かわらき、あせな、あぶのめ、いのふぐり、〇きんぎょまう、〇きり、まぎこけ、しそぐさ、しほがまぎく、〇まほ、〇ほ、〇ほ... 〇あなす、いぬほ、づき、くこ、〇し、たうがらし、〇じやがたらい、〇せんたりほ、づき、〇たうがらし、〇つくはれあまがほ、〇なし、はだかほ、づき、ひよどりじやう... 〇あきのたむらさう、かきごほし、くるまばな、〇しそ、じふにひさへ、たつなみさう、たふばな、なぎなた、〇じゆ、はくか、ほとけのざ、やまほつか、めはじき、やまじそ、なごり、〇まうくさぎ、くまつら、はまこう、むらさきさきぶ... たびらこ、〇ちしやのき... 〇あさがほ、〇まつまいも、れなしがづら、はまひろがほがよいも、すんさいこ... 〇けふちくたう、ていかづら、〇にちらさう... あげほのさう、りんたう、せんぶり... いぼたのき、〇もくせい、〇おほいぼたのき、〇れつみもち、〇ひらさき

同 同

同 同

同 同

離瓣花區
樟樹科 櫻草科 紫金牛科 石南科 繖形科 五加科 桃金娘科 安石榴科 千屈菜科 胡蘆子科 瑞香科 仙人掌科 堇菜科 檉柳科 溝繁縷科

〇かき... 〇なすび、かかざらのを、ぬまさらのを、はまぼつす... 〇まんりやう、やぶこけ... あくしじ、あせび、いはつ、じ、〇きりしま、〇まつき、れちき、ちつじ、やまつ、じ... 〇あしたば、おほばらごめぐさ、せり、せんとうさう、ちごめぐさ、ごくせり、〇にんじん、のだけ、はませり、みつば、やぶじらみ、みしまさい... 〇うごぎ、〇うごぎ、かくれみの、きづた、〇やつで、たらのき... 〇ゆふかり... 〇さくろ... 〇さばたのみそはぎ、〇みそはぎ、〇さるすべり... 〇あきぐみ、なつぐみ、なはしろぐみ、〇こふせんぐみ... 〇ちんちやうげ、〇がんび... 〇かにさぼてん... すみれ、たちすみれ、つばすみれ... 〇さよりう... みぞはこべ

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

金絲桃科 山茶科 梧桐科 錦葵科 田麻科 葡萄科 鼠李科 鳳仙花科 無患樹科 槭樹科 衛矛科 冬青科 漆樹科 黃楊科 大戟科 遠志科

○びやうやなぎ、おさざりさう、ひめおさざりさう
○さかき、○まきんくわ、○ちや、○つばき、はまひさかき、ひさかき、○もつこく
○あなざり
○せにあふひ、○たちあふひ、はまほう、○ふよう、○むくげ
○ほだいじゆ
○びづる、つた、のぶだう、やぶがらし、○ぶだう
○なつめ、はまなつめ、くまやなぎ
○ほうせんくわ
ふうせんかづら
○かへで
○にしき、つるうめもぎき、○つるまさき、○まさき
○もちのき、いぬつけ
ぬるで、はせのき、○うるし
○つけ、○ひめつけ
あかめがしほ、ふのきぐさ、かんこのき、こみかんさう、たかさう
だい、さうだいぐさ、にしきさう、ゆづりは、なつさうだい
ひめはぎ、かきのはぐさ

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

樟科 芸香科 金蓮花科 酢漿草科 牻牛兒苗科 豆科 薇薔科 金縷梅科 海桐科 虎耳草科

○せんたん
いぬせんせう、○うちわらさき、○みかん、○からたち、○きんかん、
○くれんぼ、○だいたい、○なつみかん、○ゆす、○さんせう
○のうぜんはれん
かたばみ
げんのしやうこ、○てんじくあふひ、○もんでんじくあふひ
○あづき、○いんげんまめ、いぬはぎ、○おにじしだ、○おぢきさう、か
すまぐさ、かほらげつめい、○からすのねんさう、くさねむ、くさ
くすまき、れんげさう、こめつ、ぶらまごやし、こまつなき、○さい
きはぎ、○しろつめぐさ、すまごのねんさう、○そらまめ、○さい
づ、たんきりまめ、のあづきまめ、○なたまめ、なつふらぬすび
はぎ、れんげまめ、のあづきまめ、○なまめ、なつふらぬすび
なたまめ、○ふぢ、みやこぎ、みそなほし、めまほんさう、はま
まごう、やはすさう、○ねんさう、○しろばねんさう、○なんじん
まめ、○はりねんじゆ、ぶんさう
あんず、○うめ、○おらんたいちご、○かぢいちご、きいちご、みつ
ばつちぐり、きんみつびき、○こでまり、へきんさし、○しもつ
すもも、つちぐり、はまもつこ、なつな、○なほいちご、へびい
しろいちご、のいばら、○びば、きちむしろ、○ふいば、○か
らうめ、われもかう、○ゆきやなぎ、○いざよいばら、○かいたう
○いす
さへら
○あちさい、うつき、さりあしやうま、れこのめさう、まるぼう
つき、ゆきのした

舊記が無いため其損害程度を知ることが出来ぬけれども、察するに慥に尠からぬ被害があつたことであらう。

二、寶永の大地震と大津浪

寶永の大地震
と大津浪

寶永四年十月四日(陽曆十月二十八日)の大地震は大森博士によれば震源は紀伊と阿波との中間より約二十里の南方海中で、時刻は午後二時より二時半までの間であつたらうといふ。其時の震域は實に廣大で、東は駿河より北は甲斐信濃に及び西は九州東部に亘り、直徑約二百里の間に及んだ。此時紀伊にあつては地震後約一時間を經て大津浪の襲來を受けた。

此津浪は震域内の沿岸には悉く波及し、特に紀伊水道には非常なる勢を以て突進し、大阪灣を衝き、大阪の如きも甚だしい災害を蒙つたものである。他の方面には豊後水道に突入して遂に長門の海岸に迄及んだと謂ふから其震源に最も近接せる我地方沿岸の如きは其津浪の如何に猛烈なものであつたかを想像することが出来る。

我申本では袋港南岸近くに建てられてゐた錦江山無量寺の堂宇が不幸悉く流失の厄に遭ひ爲めに申本の舊記一切を滅失してしまつたのも此時である。

過去帳及舊記等を寺内に預けた申本の舊家は之が爲め遂にその祖先の系統所縁を知るに由なきに立ち至つたことは最も惜しむべきことである。

三、天保の饑饉

天保の饑饉

天保七年全國に亘つた所謂天保の大饑饉は随分甚しかつた様で、古老の言に徴しても我地方なども可なり悲惨を極めた様である。此年五、六月頃に至つて霜雪止まず寒さ厳冬にも劣らぬ程であつた。然るに七、八月に至つて暴風屢々至り従つて五穀は實らず忽ち全國に亘る大饑饉となつて、當時の記録の中に「穀物盡きて人々野に山

に苟も取りて口にすべきものは採り盡して殘すなく、餓死するもの頗る多し。」と出てゐる。古老は此年の事を三百目歳(米價昂騰の謂)といひ、之を口にするさへ戰慄するといふ程であつた。

小山氏所藏の記録によると

「一、天保八百年米價高直最高貳百八拾匁(金壹兩は錢七貫文但し鍋錢銅錢差込也銅錢銀錢の差)貧民飢死す。我水村(西向)に於て日々飢死するもの五人以上十人以下(本村他村より)喰物になるべき草類木ノ葉礫草を採盡し蜜柑生ケ名附ける草の根に芋あり、之を食したる者は中毒して忽に腫脹死したる者あり大根種刈取たる古大根を粟により遺したるに大に喜悅載いて謝す。貧民の困窮中々筆紙に記する遺なし。本年の飢饉は米穀賣買少々、有と雖金錢拂底(底)錢儲するは壹錢のこども無し農家は申西二ヶ年凶作打續、稼一方労働者にありては稼業一切無之不時節飢饉たるは天のしからしむる所なる哉實に不思議の至也。翌戊午より弗々時節立直りたり本村に於て飢死絶家せしは凡十戸餘あり、飢死凡百餘名其當時本村總戸數(西向)百戸内外(今の新)廿五戸。とあり其儘實に思ふべきである。

彼のお救ひ米のあつたのも當時の事であらう。「お救ひ米」とは天災地災により耕作を害せられ物價騰貴し生活する能はざる時には藩政府は常に米穀を支出し、粥を作り或は米穀のまゝ給與した。普通一人宛一日一二合宛の定めであつた。その給與する米穀は藩政府の穀倉より出し、或は富豪に命じて之を助けしめたものである。

此後嘉永慶應時代にも時々飢饉があり、當地方ではツワブキ或は海藻等をまでも採つて食料としたことは現在の多くの古老の證言する所で、又申年にお救を願ひ出したものは百七十餘軒七百幾十人もあつたといふ記録も存して居る。

四、天保九年の暴風

天保の暴風

小山氏所藏の記録に依ると「天保九年戊八月大暴風本村(西向)中潰家凡二十軒其當時七十歳の老人の曰く「生來覺知せずと曰。」とあり我町には此當時の記録なきも必ず其害を被りしには相違なからう。

五、嘉永五年の饑饉

嘉永の饑饉

嘉永五年には當地方に飢饉があつたと見え、故神田清右衛門直堯の書き遺した記録によると左の通りに出てゐる。

「嘉永五年壬子正月十七日ヨリ三月一日迄、父爲成居士追善ニ饑饉飢渴人多キニ付、白粥白米三斗ヅ、焚出シ二月中頃ヨリハ三斗六升ヅ、ナリ」

「亡父ノ追善ノ爲正月十八日ヨリ三月節旬前迄粥ヲ焚施行村貧者達へ二月十日ヨリハ三百二十人ニ及白米十二石二斗。三層ニ五日半手傳吳候也」

六、安政の大地震と大津浪

安政の大地震
と大津浪

安政元年十一月四日五日の兩大地震は世に所謂安政の大地震と稱するもので、四日のものは東海道の海底に震源を有し、紀伊から上総に及んだ。又五日のものは南海道の南方海底に發し、前日の繼續地震とも見做すべきもので、紀伊から以西、畿内、中國、四國の全部、九州の北半にまで及んだ。兩日共大津浪を伴生し、兩回共我國の沿岸のみならず、太平洋の彼岸アメリカまでも波及したといふことである。如何に激甚であつたか、想察される。

當地に於ては、四日(陽曆十二月二十二日)朝五ツ時(午前八時)頃地震があり、五ツ半(九時)頃大津浪が寄せて來た。此際海水の大満千四五度に及んだ。津浪は海岸から一町許りの陸上に及び、多數の人家を浸したけれども、流失したのは僅に下浦宮川尻に於て一戸あつたばかりである。當日上浦の被害は稍輕かつた。

翌五日には夕七ツ半(午後五時頃)大地震あり、引つゞいて大津浪が寄せた。袋港内に繋留せる船舶十五六艘港外に引き流され随分破損も甚しかつた。中には關野川八幡神社の下にまで押流されたものさへあつた。その破損船中には禁裏御用材積船もあつて、木材は上浦須賀の濱及西片江の磯邊に打上げられたのを陸上に運び警衛五六十日後御用船に積んで送つた。當日の被害は下浦の方が輕かつた。此兩日の天災によつて、塙壁石垣等の崩壞、家屋の傾斜等は擧げて數へ切れぬ程であつた。

又故神田清右衛門直堯の手記には左の如く記載されてゐる。

「安政改元甲寅我四十歳の霜月冬至四日五日古來稀成る大地震津浪で大阪より勢州地尾張邊迄建物家藏は言ふに及ず浮船揚船迄も無難は一艘もなく割合には沖線の小船は怪我も夥く港々で大船程破船は多く別て大阪では圍船が多き故夥數大破當邊では大切成る居宅をも打捨山々々々小家を補理山小家住田邊などは町中山の逃町内空家より出火で不殘焼失す湯淺邊大流。當袋は一軒も不殘關野河八幡前へ二百石五百石積の回船三艘も打あげられ言書筆紙には盡せぬ前代未聞稀成大變。別而銘々は山小家で寒氣は嚴敷故老衰は絶兼るに歌は數折節時節からは惡敷質流の蒲團二百枚程持合せ故其時母は六十五歳ゆへ吾母の年より上の老人有家へ蒲團一枚づゝ貸遣すゆへ銘々借に來い申賜させ百八十枚程貸した時或人の言ふに戻して來るは覺東ないと言たが人間に恩を知らぬばなきもので繰三四枚不足で中には町噂に洗濯迄して來たも有ました云々」

「大地震津浪とは常の浪とは大きに違ます千潮滿湖の大そふなのなり直堯體に見たに引潮には古座のば(島(るぐゐ島)黒島)も下た根迄に潮なく黒島の足は五徳の鼎の如し、滿湖には吾店の前道の溝は少々差込夫故沖合に居る磯にも船にも障らぬ船は少しも怪我なし大沖に有た船は津浪を知らぬ位申本は一軒も流れず、袋は惣流都而入江の所は大流田邊湯淺大暴家も磯居迄潮が滿れば流す此譯故必々狼狽の様にしく火の用心が大切なり大地震には潰家より出火して田邊は町中惣焼なり」

尙小山氏所藏の記録を轉載して其當時我地方附近の狀況を知るの参考としよう。

浪 際 目

一、十一月四日は川内明神之上み迄五日には高瀬村前迄折好古座川口度々之平高浪にて至る□ゆへ當家へは浪隊より二間程

も間有之當浦濱筋平浪より小く平地並迄至りし所もあり不至しあり神野川には文平宅床より三寸依て彌平二、勘三郎流失
 其外無難伊串姫無難橋杭大牛流失残る處半流失串本少々半潰尤流失なし袋不殘流失二歩も同様有田半分流失田並四五軒流
 失夫より上灘右に順し大坂大損地震恐れ橋へ逃出し然處津浪にて川内之船不殘川上みへせり込橋々落去且は船へ逃船々
 破舟死人夥敷廣湯淺迄人家皆流失夫より下も筋古座浦六十三軒流失潰込高川原に岩舟御仕入役所〔裏崩家二軒納屋三軒皆
 潰込込奥筋所々に右休之筋敷有津荷無難下田原五十軒程流失或は潰込浦神向通り大牛流失夫々しも、上筋筆紙に難記江
 田組二色にて凡浪重五丈餘奥野新鹿邊にて凡七丈も申事に候
 右之通り後世爲知荒増段に記置もの也(安政三年辰正月、小山彌八郎陸房記)

七、明治三年の大暴風雨激浪

明治三年庚午九月十八日より十九日夜にかけて大暴風雨があつた。今當時の被害を知るため庄屋の調査を左に
 掲げよう。

回九月數度の死亡諸損失速控		江	田	組
御	遠			
一、人	家	潰	家	四十軒
一、同	流	失	一軒	外、納屋一ヶ所
一、田畑作物傷高	蕎麥			凡二十五石餘
	草			凡三萬五千貫目
	大			凡四千本餘
一、畑地床棚荒				三畝五歩
一、浪除、川除破損				二十一ヶ所
一、米	流	失		凡二十石程

明治十三年の時化

八、明治十三年の暴風激浪

明治十三年舊正月十日暴風襲來し、村内民家の破損災害を蒙つたのも少くなかつたが、此の時は殊に海上波浪
 高く所謂海時化で、下浦では帆走船大寶丸、東京丸、小早丸の三艘海岸に吹き付け打ち上げられ、各大破損し、
 其他漁船の遭難したのもあつた模様である。

九、明治十四年の大暴風雨

又翌十四年の夏にも一大暴風雨あり、舊閏七月二十日の午後十時頃より拂曉に掛けて吹き卷く暴風強雨はさな
 がら阿修羅の狂うが如く、空中に火の柱立ち瓦礫宙に飛んで、轟々たる狂亂怒濤の響と共に實に悽愴を極め
 た。當夜袋港及び對岸大島港に碇泊の帆船、漁船大小十數艘悉皆破碎し、死者、行方不明の者等十數名に及び

明治十四年の大暴風雨

一、橋 破 損 三ヶ所
 一、他國入津 難 船 二艘
 一、破 船 十五艘
 一、内イサバ 五艘 漁船 一艘 竹船 一艘 小舟 八艘
 一、御 口 役 所 大 破
 右は去る九月十八日より十九日夜九つ時迄大風雨高浪大荒にて諸損失に相成候付其節御遠申上候處猶又此節取調可相違旨被
 仰越候に付再調仕候處此の如くに御座候 以上
 庚午 十月 申本浦庄屋 矢 倉 万 平 圓

藤本源三郎殿

(袋港、下浦海岸に散開の屍體) 村内人家の被害も夥しく、當時草葺屋根の民家が尙點在してゐたが、この種のもの
の破損は數ふるに遑ない程で、潰家數軒あり、祇園山(高岡)上の老松一本其他大小の倒木、塙垣の倒塌等、被害
慘憺たるものがあつた。當時老人の言ふ所によると、四十年來未曾有の風害であるといふことだ。

一〇、英船ノルマントン號の沈没

英國汽船ノルマントン號(三〇〇噸)は、横濱を發し、神戸に向ひ航海中、明治十九年十月二十四日夜東牟婁
郡勝浦近海(東牟婁郡一帯の海面を探りしも遂に確實なる沈没箇所を求めざるを得)で沈没し、船長以下乗組員大抵無難上
陸したが、乗客たる日本人二十餘名は凡て本船と共に沈没行衛不明となつてしまつた。當時英人十四名ボートに
乗り當地下浦に漂着上陸し矢倉甚兵衛方及其他に滯留休養した。

右に就き矢倉甚兵衛氏の語る處を聞くに

「私が未だやつと三十四歳の頃だつたと覚えます。暴風雨のあつた後の日で、その日も雨が降つておりました。朝、パツテラ
二艘で宮川尻へ着いて私方へ來ました。當時私方ではフラフル掲げてゐたもので、それから大方役所までも思つて來たのかも知
れませぬ。私方へさめたのは船長と機關長と水夫長といつた格の男三人でした。其他の水夫等はたしか金兵衛にまじつたこ
思ひます。服はビシヨ濡れになつてゐたので、着物を貸しました。最初私方の着物を着せた處がエキも丈も短くて餘りお
かしいので分家の儀八郎は背が高いのでその着物を借りて来て着せました。それから靴も水につかつてゐたので、下駄をは
かせますと三人ともこけるのでせう、それではさいつて草履をやつた處が、之は又ようばかない。しまひに「わらぢ」を買
て来て足へくくりつけてやりました。處が雨ふりの戸外を歩いて來た土足で直ぐ坐敷へ上られて困りました。又疊の上へ遠
慮なく唾を吐かれるのにも耐つたのです。何か大切な物を包んであると見れて一つの風呂敷包を持って申々肌を離しません
でした。其外に荷物として茶を籠に入れて持つておりましたが、その茶は水につかつて駄目でした。無論言葉が通じぬので双
方非常に困難を感じました。當時次郎兵衛の源右衛門君が神戸かごごかで一才英語を覺れて來てあつたので通譯をしたので

すが、それでも殆どまお言語不通でした。遭難の場所も地上に線をかいて尋ねて見たが是れもさつぱり要領を得ずに終つた事
を覚えてゐます。あの時のパツテラは二艘共半年か一年位も下浦へおいてゐました。云々」

一一、トルコ軍艦エルトロール號の沈没

(編者曰、本項は直接串本町に關係するところが淺いけれども、前項ノルマン
トン沈没と共に世界的に有名であるから参考の爲め採録することとした。)

トルコ帝の特派使節オスマン・パシヤの乗つた同國軍艦エルトロール號(一一〇噸)が我皇室に對する修好の
使命を果して歸國せんとし、明治二十三年九月十六日夜大島村檣野崎沖にさしかゝるや一大颶風の襲來に遭ひ遂
に同燈臺下に觸礁破砕沈没してしまつた。艦員六百五十名中生残る者僅に六十三名(無事五名負傷五十八名)其他五百八十七
名は悉く軍艦とその運命を共にしてしまつた。

當時屍体一個當地下浦海岸に漂着したので、之を字神地(ジノジ)に假埋葬したが、其後檣野に合葬すべく發掘移轉し
た。

一二、明治三十年の下浦大火

明治三十年十一月一日午前一時當村北地九三九番地堀野新太郎宅より出火、折柄東北風強く火は三方に延焼し
猛火近づくべくもなく、全村將に灰燼に歸せんとする有様であつたが、附近村の應援を得協力消防に盡した結
果午前六時三十分に至り(一二五三番地田島又平宅迄延焼)漸く鎮火した。偶々縣知事久保田貫一氏地方巡視の爲
當夜海月旅館(火元堀野)に投宿中であつたが倉惶海岸に避難された。

燒失戸數	五十八戸	類焼家屋の重なるもの
燒失棟數	百四十六棟	串本尋常高等小學校
		串本銀行

土耳其軍艦の
沈没

明治三十年の
下浦大火

燒失坪數	千八百三十八坪五合五勺	熊野貯蓄銀行	串本漁業株式會社
燒失價格(家屋並に物)	見積 七萬圓	串本米株式會社	串本魚商組合入札場
牛 燒	三戸	海 月 旅 館	濱田辰 旅館
掃除人夫	一日目 千二百人 二日目 六百人 三日目 二百人		

附近村より手傳に來るもの多く有志の焚出亦夥しかつた。

村内有志並に他町村同情者より罹災者に對し附られた義捐金品は左の如くで、その分配方法は村會議員組代並に罹災者より五名の委員を選出し會議の上之を分配した。

- 一、白 米 三十五俵(四斗入)
- 一、焚 出 米 十八石二斗七升
- 一、酒 二樽及四斗八升
- 一、金 五百八拾四圓四拾壹錢
- 一、薪 千四百四十把及同五千五百零
- 一、薪 二十六束
- 一、梅 一 樽
- 一、澤 慶 漬 一 樽

尙罹災者中備荒貯蓄規則により救助を請願せしもの三十四戸、夫々願書を調製し、時の村長矢倉源兵衛携帶郡衙に出頭種々陳情した所、幸ひ縣知事及郡長等罹災現場を目堵されてゐた爲め速に詮議せられ出願の通り全部採用された。かくて該救助金並に小屋掛料雜穀合計金四百九拾七圓七拾九錢參厘の下附を得たので夫々出願者に交附した。

此火災につき串本村より慰勞金を贈つたのは左の通りである。

- 金拾圓也 串本消防組へ
- 金拾圓也 大島消防組へ
- 金五圓也 神田清右衛門消防組へ
- 金五拾錢宛 賞 狀 矢倉伊之助、北野龜吉(森島龜松)土井敬次郎、北野常松(前芝常三郎)

一三、明治三十五年下浦再度火災

下浦再度の火災

明治三十五年二月十一日夜北地海岸附近九三四番地より出火六戸棟數十餘を燒失し、海月旅館、串本精米株式會社等再度島有に歸した。

此時の消防に際し功を以て賞せられた者は何名もあつたであらうが詳しくは分らない、が其の中に森島龜松があつた。その賞狀を寫すと左の通りである。

- 串本町消防組
- 消防手 森 島 龜 松
- 明治三十五年二月十一日夜串本町濱松松宅外五戸火災ノ際直ニ現場ニ駆付ケ猛火ノ間ニ於テ危險ヲ冒シ消防ニ從事シ延燒ヲ防止シタル功勞顯著ナリトス依テ爲其賞金五拾錢下賜
- 明治三十五年三月七日 和歌山縣知事從五位勳五等 椿 泰 一 郎 郎

一四、明治三十七年雜賀町の火災

明治三十七年の雜賀町大火

明治三十七年十一月四日當町雜賀町(後の本町)中程一〇二〇番地田島與八方より出火、火は街の兩側に及び、東方へ凡そ一町許り燒失、その戸數十餘戸に及ぶ。

當町雜賀町筋は、丸山雄之助宅地の所で、北部に突出し「く」の字形に屈曲してゐたのを、此の火災後附近協議の上現今の如く直線の道路を改修し、又義捐金の内より、將來の防火用として井戸一個を掘鑿した。一〇一六番地にあるものは即ち是である。

一五、明治四十三年の暴風雨

明治四十三年五月十日大暴風雨襲來近來稀有なる波時化を招來した。當日當地方に於ける大小船舶の損害も随分多大であつた。

周參見港口で大阪商船會社汽船和歌山丸が沈没し死者六十四名を出したのもこの時である。當時の慘狀は今尙世人をして戦慄を覚えしめるものがある。此時我町の人赤島優美(當時兵庫縣洲本小學校長)前田福松の兩名も亦同船乗客中に在り、二人とも萬死に一生を得たることは實に幸なることであつた。

一六、明治四十五年雜賀町再度の大火

明治四十五年四月二十三日午前二時當町雜賀町(大正十年町筋申合せ「本町」と改稱)一一〇四番地南出音松(定市)方より出火、火は兩側に燃え立ち午前五時半に及んで鎮火した。當日西南の風強く全町大混亂を極めた。

罹災戸數 四十一戸

義捐 金壹千六百參拾四圓貳拾八錢

内 在外出稼町民よりの寄附金六百七拾五圓料也

此火災後雜賀町筋の街路狹隘に付各自々家の敷地兩側各二尺通り宛道路に寄附せしめ道幅の擴張を行はうとしたが、種々の苦情も出て遂に兩側より一尺宛を擴めた。

明治四十三年の暴風

雜賀町再度の大火

明治四十五年の大暴風

一七、明治四十五年の大風暴雨

明治四十五年九月二十二日大暴風雨襲來、猛烈なる南風は狂瀾怒濤を呼び起し、上浦走出附近は海波の浸入を受けて頗る混亂し、袋街道は大破した。殊に悲惨なのは雜賀町方面であつた。火災後家屋の構造未だ充分でなく、漆喰を施す暇もない際のこととして只風伯雨師の醜弄に任せるの外は無かつた。奥の谷の避病舎、古狐狸谷の小學校等の被害も鮮少ではなかつた。

一八、大正十年の大暴風雨

大正十年九月二十五日夜九時半頃より、二十六日午前二時に亘る大暴風雨は、實に激甚なるもので潮岬測候所の觀測によれば一秒時の風速四十八米突、確に數十年來未曾有の物凄い大時化であつた。

附近村では有田村海岸で發動機漁船の難破に伴ひ數名の死人があり、潮岬無線電信局の高さ二百尺(水面より頂上まで三百尺)の高木柱が中央より折斷して落下し直下にあつた新築電信室の屋根、天井、床板を貫き地中深く突き立つた樁事も起つた。

町内の特殊な被害としては、串本小學校最東方の一種が屋根五十坪許り垂木ぐるみそのまゝ跡方もなく吹き取られ、天井、壁等殆んど粉碎せられ、同校煉瓦塀十餘間が土臺石のまゝ吹倒されて破壊し、又下浦海岸串本漁業組合共同販賣所八十餘坪の大建物が全潰し、上浦濱に上げてゐた漁船が一旦宙に吹き上げられ、一つは附近の民家の屋根の上に落ちてゐたことなど著しいものである。又上浦波止場附近に積上げてあつた石油罐四百個が波に渡はれ上浦大浜海岸一體に打ち付け破壊された爲め附近一面は油の磯と化した。其他家屋、塙の倒壊破損はいふに及ばず、漁船の破壊、漁具漁網の流失等擧げて數ふべくも無かつた。今町役場で取調べた町内に於ける損害

大正十年の大暴風

物の統計を示せば、左の通りである。

一、潰家	十二棟	損害見積	約 壹 萬 圓
一、半潰及大破家	十五棟	同	同 八 千 圓
一、漁船の全然破れたるもの	四十艘	同	同 壹 萬 圓
一、同 修理にかけ得るもの	百五十餘艘	同	同 參 千 圓
一、漁具の流失及破損	多 數	同	同 參 千 八 百 圓
一、下浦兩橋の破損		同	同 壹 萬 五 千 圓
一、電燈柱の折れたるもの	八 本	同	同 四 百 圓
一、天候豫報信號柱	一 本	同	同 貳 百 圓
一、町内公私建物の小損害		同	同 貳 萬 圓
一、稻作付反別八町三反歩此平年作收穫百二十石なるも約其中作となる		同	同 貳 萬 圓
一、貨物の流失等		約	壹 千 圓
一、其他 倒 木			

梁山に杉檜五六本 登記所裏手(元岡家屋敷)の古樹柏檜一本
 本之宮靈木柏檜東の枝幹にかけて裂けた。(本の宮の柏檜は後針金編を以て幹にしめく、つた)

尙當時申本警察分署の調査に係る被害状況を参考の爲め左に採録しよう。

●申本分署調査被害状況

◎湖岬村出雲漁船約四十艘は破壊又は流失、網網四張流失、◎同村上野漁船六艘破壊、◎大島村西洋型船一艘破損、日本型帆船二艘擱坐破壊、日本型補助機關付帆船三艘擱坐、漁船流失八艘、同破壊十六艘、◎申本町全潰家屋十四棟、半潰三棟、輕油マシンの油四百餘流失、◎大島村碇泊の漁船船覆乗組員一名行衛不明、◎有田村碇泊の生魚運搬船一艘袋港に避難、運航中田並村大岩海岸で覆し船員三名行衛不明、◎申本町松原文次以下二十六名は二十五日夜數艘で出漁中漁船三艘を

破壊し幸うじて大島村須江自濱に避難全員無事。

第三節 約 說

申本と天災

以上を以て觀れば我町は古來幾度も海嘯、火災等の災厄を蒙つたことは明かである。紀州沿岸は地理學上海嘯區域に在るので、將來全然之を免れるといふことは不可能であらう。けれども、併し之に對して何等かの防備は之を考へておく必要があらうと思ふ。

火災は從來の經驗に依れば、人家稠密の雜賀町(現在の本町)及北地に多い。之は自他共に警戒すべきことであらう。大正三年九月一日那智水力電氣株式會社が町内に電燈を供給して以來、その災害の跡を絶つたのに徴するならば、従前出火の大部はすべて各自の不注意に出たものといつて差支あるまい。

上述の如く當地の火災が頻々なる處から、全國の火災保險會社合議の結果、東牟婁郡一圓及申本町を以て全國第一の火災危險地とし、從來保險金壹千圓に對する保險料金一ヶ年六圓乃至八圓であつたのを、大正四年頃より一躍金貳拾圓と改定せられたのも、従前の實際に省みて亦止を得ぬこと、しななければなるまい。

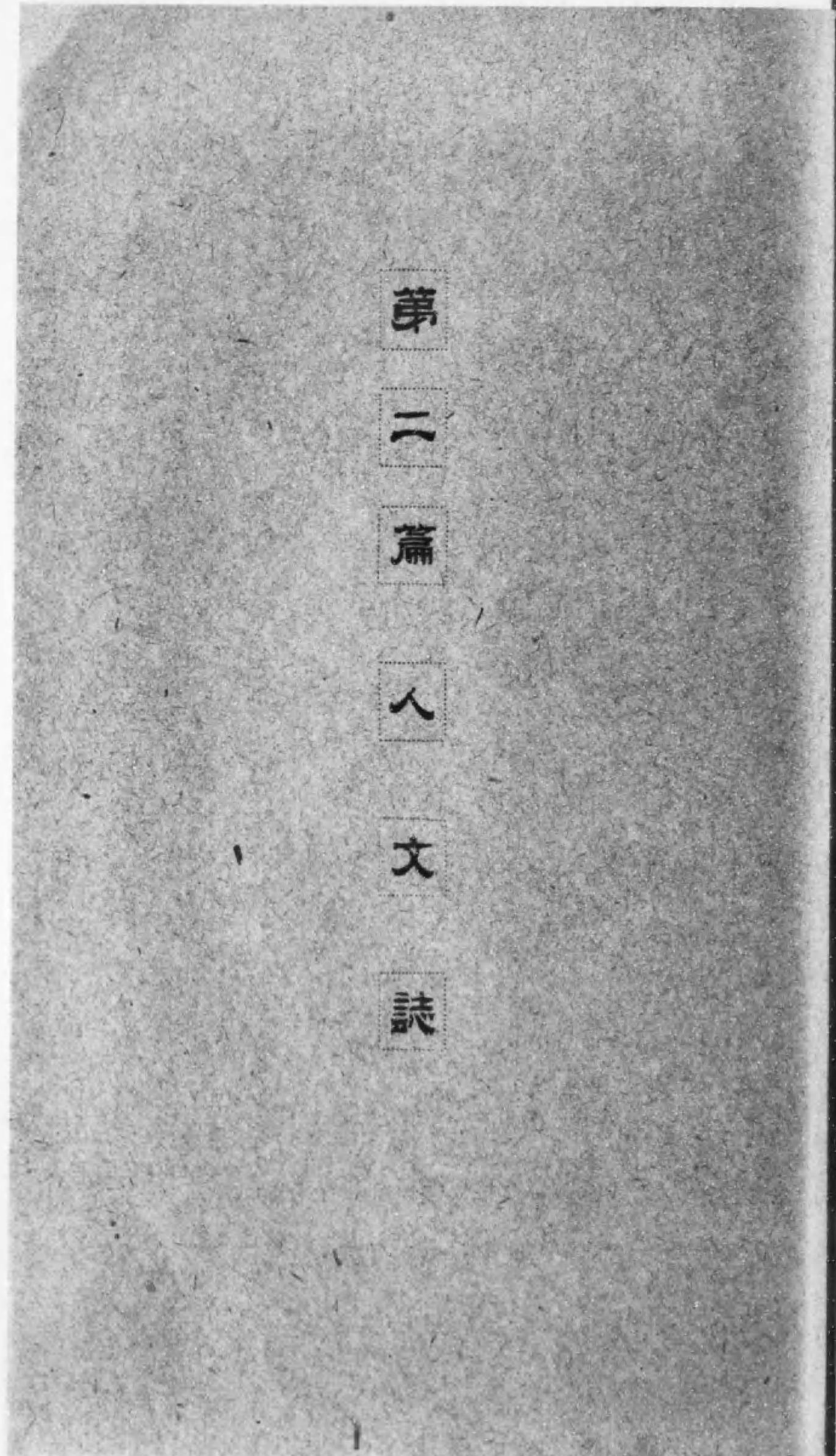
消防設備としては、明治十何年かの頃、村で「雲龍水」と稱する木製簡易ポンプ二臺を購入してゐたが、實用上不備の點が多いといふので、明治二十二年頃、時の青年團親友黨の黨員相計つて腕用ポンプ一臺を購入して消防に力めてゐたが後之を村に寄附した。其後町にも何臺か買ひ足し、或は新しいのと取かへて用ひてゐた。處が腕用ポンプでは勞多く効果が比較的にうすいといふので、大正八年六月、時の申本警察分署長古田源之助主唱の下に在來の腕用五臺の中二臺を賣却し、其の代品として、町民多數の寄附金により、ガソリンポンプ一臺

消防設備

(代價貳千五百圓)を購入した。其後町内三ヶ所にコンクリート塗大水滴(役場前、共同銀行裏、鼎立銀行裏)を築成し、大に火災に備へることとなつたことは喜ばしい現象である。

元は警鐘臺がなく急を報ずるは無量寺の大鐘を突き來つたのであるが、明治二十年代の末頃之を設け、一を役場に、一を分署に建設したが、半鐘が小さく響が悪くて一般を驚かすに足らぬため、大正十年新に購入した。

第二章 人文誌



第

二

篇

人

文

誌

(代價貳千五百圓)を購入した。其後町内三ヶ所にコンクリート塗大水溜(役場前、共同銀行裏、鼎立銀行裏)を築成し、大に火災に備へることとなつたことは喜ばしい現象である。

元は警鐘臺がなく急を報ずるは無量寺の大鐘を突き來つたのであるが、明治二十年代の末頃之を設け、一を役場に、一を分署に建設したが、半鐘が小さく響が悪くて一般を驚かすに足らぬため、大正十年新に購入した。

第二編 人文誌

第一章 沿革

第一節 串本地名起原考

串本地名の起原に關し其の説く處は區々である。今左に是等數個の異説を掲げて以て參考に資することにしよ
う。

一、「クシモト」は即ち「幣串の本」であるといふ説

串本は上古「濱の浦」と稱し、中古「鹽崎の浦」と變じ、「串本」となつたのは後土御門天皇の明應二年（皇紀二一
百三十年前）からである。即ち同年時の神主正六位下伊豫守景利攝州住吉へ使を遣し、本來一丈あつた幣串を三尺
だけ相譲つたにより「幣串の本」を約して其後地名を串本と改めたといふのである。

元祿時代に書いたと思はれる潮崎本之宮神社神官小原家の系圖中第二十七代景利の處に「明應二癸丑年攝州住
吉へ使ヲ遣ス。幣串三尺相譲リテ串本ト改ム」と附記してゐるし、又同神社の縁起を見るに、此社は最も上古よ
り存在せるもので、其祭神關係より見るも攝州住吉神社とは古き縁由を有するのみならず、住吉神社より奉供の

「幣串の本」説

記録も残つてゐる。

又現在申木谷の名稱も等しく産土神の幣串を作る木を伐りしより起つたといふ傳説に對照しても輕々しく牽強附會の臆測として之を斥くべきではあるまい。

此説として尙考究すべきは、右幣串三尺を譲つたといふ事實があつたとして、單にそれだけの事實から直に土地の者や他地方の者が永年呼び慣らした地名を全然改稱するに至つたといふことは何等か今少しくその順序経路に就て説明の必要のある事である。

「靈木の下」説

二、「クシモト」は即ち「靈木の下」であるといふ説

當地産土神潮崎本之宮神前なる古樹柏（樹齡古くして其の何れの年代に植えられたものかは全く不明である）。土民は古から之を呼んで「奇しき樹」となし又「靈しき樹」と稱した。「クシモト」なる地名は即ちこの「靈木の下」から發生したものであるといふのである。

此説は一應面白い説ではあるけれども、餘りに巧妙に過ぎはしないかとも思はれる。それかあらぬか、或は近代の某氏の附會したものだといふ話もある。且つ現在の漢字申本の二字が果して如何にして使用せらるゝに至つたかは無論此説では説明が出来ない。要するに今遽に信するを得ざる説であるまいか。

「越す本」説

三、「クシモト」は即ち「越す本」だといふ説

紀伊國續風土記に申本を「久志毛登」と讀み、浦の名義は「御崎に越す本」の義だと解説してゐる。是に依つて觀れば「越す本」が「越し本」となり、遂に轉訛して「クシモト」となつたとする様である。

簡単な説ではあるが過去及現在の地勢より之を察して、亦捨て難い様に思はれる。

之も「申本」なる漢字に就ては説明は出来てゐない。

四、「クシモト」は地勢上「串刺の本」だとする説

申本は地勢上陸地部の山丘と潮岬の高臺地を串刺にし之を連絡した形にあるので、地名は之より起つたものであらうと斷定する説で、之も極めて簡單卑近ではあるが亦優に一顧の價値はあらうと思はれる。

五、「アイヌ語」から出たとする説

熊野の先住民族として太古至る處に「あいぬ」族の占據してゐたことは今日殆んど動かすべからざる史實として歴史家の齊しく認容する處である。

「アイヌ語」説

「串刺の本」説

申本の地名が蝦夷語から出たといふ説によると、クシは蝦夷人の別稱であつて、之に類した地名は附近にいくらかも發見する。關野川（富二）伊申（西向）楠（高池）等即ち是で。尙古座もクズ（同語）の轉訛であらうと主張するのである。

今参考のため「紀伊東牟婁郡誌上卷」の文を左に轉録しておかう。

神武天皇御東征の際、近畿地方に多數の土蜘蛛ありしは歴史家の承認する所にして、其の大和地方に潜居せし同族は熊野地方より南部に逼進され、熊野川を潤潤して上流の谿谷間に逃竄せしものなるべし。吉野谿谷に占據し後世まで殘存したる「國酒」は穴居の野民にして、土蜘蛛、八咫巫と同類異族なりと久米博士は説けり。越國に渡來せし高志人も肅慎人にして又同種族なるべし。言語學者の研究に依ればクエ、クシは蝦夷人の他稱にして、彼等自らも此等と同音若くは多少相似たる音語を以て自稱せしことを知るに難からず。國酒は常陸國古風土記久慈郡の條に「古有國酒各曰土雲」とあり、その「クズ」は「クシ」と同語なるを知るべく、彼等が占據したる地方に其呼稱を地名に残存せる事實は歴史研究者の已に認むる所なり。熊野地方に於て、古座地方に申本、關野川、伊申、楠あり、下太田の下和田に久司取ありて、同地に久司氏を名乗る

者多く、宇久井村に狗子の川、大狗子、小狗子、狗子の浦、串阪あり、四村に串崎あり、九重村の義は續風土記著者の解釋に苦しみし所なるが或は「グズ」より轉訛せしものなるやも知るべからず。

或る研究家の考定にては、古座も「グズ」より來りしもの、佐部はアイヌ語のサバ(主長)なるべく、又「グシ」若くは「グズ」なる地名の近傍には「ツカ」若くは「ツカ」の音を有する地名の接近することは注目すべきことにて、關野川、串本に接近して津衝あり、狗子の川に接して高津氣あり、九重に近く小津衝、津衝谷あり、「ツカ」「ツキ」及同語根なる「テカ」「タカ」などの語は蝦夷語と親密なる關係を有するものなりと。(紀伊東牟婁郡誌 上巻二二頁二十三頁)

尙串本町上浦海濱を「須賀」といふも或は潮岬村大字出雲に「スガ谷」のあるも恐らくは前記「ツカ」の説音であるまいかと考へられぬでもない。

「エツ」「イツ」の蝦夷語が岬、半島の意で、伊豆、出雲等の地名は之から出たといはれるが、潮岬村の出雲の名の如きも無論茲に出でたものと思はれる。尙江住、江須崎等も亦同一出所ではあるまいか。兎も角之等を併せ考へて見ても、串本地名の起源を夷蝦語とする説も牽強附會の議論として斥くべき譯のものでなからうと思はれる。

六、西村教授の説

西村教授の説

以上五説の外に早稻田大學西村眞次教授のクシモトの語原に就きての説明の大略を記すると。

アイヌ語にて「クシ」といふ字は *to cross over* 又は *to through* 即ち「ちんへ越つて來る又は「ちんからちんへ行く」といふ意味で、この「クシ」といふ字は日本の「越」と同じで、これから「クシ」ともなるのである。この「クシ」「グシ」の意味もアイヌ語の *kush* と同じくちんから來る時にも「ちんから行く時にも使用したものだ。一體太古に於ては古代の日本語がアイヌ語に轉じたものも可なり澤山あるので、この「クシ」といふのし敢てアイヌ語で解釋せねばならぬといふ譯のものではない様に思はれる、日本語としても解決はつくのである。 *moto* は *Origin*、native である。それで *kushi* は *anchorage* 即ち「船付場」、「碇泊所、港」等の意味に用ひられたもので *kushi-moto* は「重要な船付場」も「船付場」なる意味を有し

てゐる。又この附近に「クシ」といふ名のつく地名の澤山にあり何れも海に面してゐるといふ事實から考へて見ても太古の時代からこの附近は船付場であつたと思はれる。併し紀伊半島の南部地方にアイヌ族の住んでゐたといふ説に對しては多少首肯が出来ない。紀伊半島にはアイヌ族よりもインドネシヤン族の住んでゐたといふので、この地方からアイヌの遺物の殆んど發掘されないのもそれがためである。

約説

以上六説を通覽するに、各説ともに各々棄て難い所があり、今遽に一を採つて之を是なりと斷ずる譯には行き難い。後世學者の考證を俟つこととしよう。

第二節 串本沿革史

串本發達史を分つて便宜上之を上古、中古、近世の三項とし、以下若干の材料に依つて其沿革を窺ふことにしよう。本項を草するに當つて最も遺憾なことは當地に於ける舊記古文書の甚だ乏しい點である。殊に上古及中古に關するものに至つては殆どその完全なる資料を得る能はずといつても過言ではない。又近世及最近世の資料に就ても村役場時代の諸書類は嘗て舊役場に保存中、保存場所の不完全なりしが爲め雨漏等により全部腐朽し殆ど調査するに由なき有様である。

一、上古時代

古代の熊野

太古時代は遼焉として明にすることは出来ない。史實の所謂有史以前洪荒草昧の世である。

熊野先住民族は如何なるものであつたかは重要な歴史上の問題であるが、諸家の研究する所を綜合するに要するに「國栖」又は「土蜘蛛」と呼ばれた蝦夷族がはびこつて居たことは明かである。處が後に至つて所謂天孫族一

派の優等種族の侵入に遭ひ漸次勢力を失ひ遂には熊野川に沿うて山谷の間に深く逃竄した様である。此點から考へると我申本地方は殊に氣候は温暖で、魚介海藻等が豊富で、且つその採取が容易である處から隨分是等の蕃族が多く居住してゐたことだらうと思はれる。

木國及び熊野の名稱は既に早く神代よりあつたもので、もとは木の國と熊野國とは別個の疆域であつたのであるが、我申本地方は言ふまでもなく、熊野國に屬して居た。熊野國が廢せられて木の國に合したのは第三十六代孝徳天皇の御代（皇紀一三〇五年頃、今）である。熊野國造の初代は成務天皇の朝に任命せられた。即健連日命の子可美手命の後裔大阿斗足尼である。

奥熊野、口熊野の稱は公制に出たものでなく、その界域も確然たるものはなかつた様であるが、大體に於て、熊野の中央に蟠屈する大塔峰の山系を界とし、南方は古座川の西に連る峰山及重疊山を限つて口熊野の限界となつてゐた様である。後世和歌山藩より木ノ本に奥熊野代官所、周參見に口熊野代官所を設置した時にも無論當地は周參見の代官所の管轄に屬してゐた。

半葉なる名稱も亦古より用ゐられてゐた。

小彦名命

日本書紀神代卷の一書に「少彦名命行て熊野之御埼に至り遂に常世郷に適く」と。又曰く「少彦名命淡島に至り云々」而して常世郷に至る」と。

解する者曰く。「今出雲國意宇郡に熊野村有り、然れども其地勢は熊野の御埼と稱するに適せず、又其附近に淡島なし、伯耆風土記に曰く、相見郡之西北に粟島有り、少彦名命の遺蹟なりと。然れども其の附近に熊野之御埼なし。されば熊野之御埼は半葉郡の御埼にして、想ふに少彦名命は雲伯の國より近畿に出で、紀淡海峡を経て熊野に至り給ひ、終に、常世國に遷きたるものなり。」と。

奥熊野と口熊野

應神天皇

少彦名命の到り給うたといふ熊野之御埼は恐らくは我地方のことにちがひあるまい。

當地湖埼本之宮神社の由緒を見るに、人皇第十五代應神天皇の御建立となつて今（大正）を去る大凡一千六百餘年の昔である。併し乍ら之によつて當時に於ける申本は果して幾許の人家があつて、生計状態が如何であつたか殆んど之を想像することすら出来ない。而も前編地體の部に於て述べたが如く、此地はもと東西兩海水の打寄せた處で、地質上最新期の沖積層に屬し、現に井戸掘の際に於て材木を地底から發見する位であるから非常に古くから戸口が稠密であつたと思へない。要するに、同神社の舊記に據り申本發達の萌芽を尋ねんとしてもそれは全然不可能である。上古の事は漢々として知るに由なしとするより外はない。

古來の傳説によると、往古應神天皇南海に浮き漂はせ給ひ、終に今の大島の一小島に暫し御船を止め給うた。此時大島出雲申本三ヶ浦より之を迎へ奉らうとし、行て通夜して之を守護し奉つた。通夜島の名は即之に起つたのである。天皇は更に舟で申本に行幸し、茲に一社を創立し給ふた。是即ち現在の湖埼本之宮で、其祭禮は今でも三ヶ浦の共祭となつてゐるのだといふ。

同神社由緒を見るに「神功皇后ハ西海へ落ササセ給ヒ、應神天皇ハ武内大臣御供シテ南海へ浮漂ヒ大水門浦ニ御舟ヲ寄セサセ給フ云々。」とある。

神功記に曰く、「命武内宿禰懷皇子横出南海泊于紀水門」と。

又應神記に曰く、「武内宿禰竊避榮浮海以從南海廻之泊於紀水門」と。

右の「大水門」と「紀水門」とは果して同一であるかどうか。而も和歌山縣誌の考證其他によれば紀水門とは今の和歌山市湊邊に在り。當地本之宮の由緒によると、「大水門トハ即チ今ノ申本灣ノ西口也紀水門ト大水門ハ同一ナリ」と、さすればその解釋に彼此大なる懸隔がある。後世の研究を俟つより外はありまい。

西行法師の歌

二、中古時代

申本には西行法師の残したといふ歌がある。

小鯛引綱乃浮羅寄久女利

宇畿志業在湖崎浦 (山家集)

此歌は今より凡七百八十年前、西行法師が此の地の曳網を見て詠まれたものであることはいふまでもない。當時の湖崎浦とは現在の下浦を指した事は明かである。

右の和歌に就て、矢倉甚兵衛家には左の記録を所蔵してゐる。参考の爲めその全文を掲げておかう。

往昔元暦文治の頃なるか西行法師熊野行脚の砌此の風景に杖を止めて漁父の誓みを見侍り一首の歌を詠し短冊に認て是を浦人に給ふ、其の歌は

こたひ引くあみのうきなはよりくめり

うきしわさあるしほさきの浦

此浦の何某を數百年持傳へしが百させ餘る困窮の時節に至りて詠に云實ら身の指寄せにや此浦の二歩口の御役所を勤られし當御國海士郡太田村の住太田某へ右短冊を預け置て米を借用して困窮を凌しとなん星霜極り行て終に太田何某の所持さばなりて在所表へ持歸りぬ其後心ある人の是を惜しみて太田氏へ傳てを求償を以て是を乞へども子孫の代にも至りぬれば更に用なく空しく年月は過去ぬ今年寛政七乙卯年初春の頃當所無量寺の住職碩堂和尚産は僧後の國の人なるが故郷の師を訪ひまたは母公の安否を尋れんと旅立玉ふ同じ水無月の頃歸路の序京都にしばらく滞留せしに西行法師湖崎の古歌の事をおもひ合せて岩倉少將具蓋卿へ因みある人の幸ひを得て彼歌のせんさくを願ふに則小鯛引の古歌の式紙を我に土産となし玉ふ是を代々ながく重寶せば西行法師の筆跡にも等しく後世に至りて此浦の至寶ともならんか其あらましを書記し畢

串 木 浦
矢 倉 甚 兵 衛
直 造

維 時

寛政七年乙卯菊月吉旦

尙吉田東佐文學博士はその著「大日本地名辭書」中に右の「小鯛曳く云々」の歌を以つて「淡路國三原郡下灘村大字湖の崎に於ての詠吟なるべし」といふ常磐草の句を引用してゐるが、此説は前記我町の傳説に照して見ても恐らく誤りであらふと思はれる。

或人は申本の人家移住の紀元を西行法師時代とし、而も當時既に人家六戸あつたなどいふけれども要するに信するに足らない臆説である。

三前郷
湖崎莊
申本附近は大化の頃(皇紀一三〇五年は大化元年)三前郷に所屬してゐたらしく、其の後三前郷は六つに分れて周參見、湖崎、佐本の三莊及び三前、七川谷、小川谷の三郷となり、我申本はこの中の湖崎莊に含まれてゐたものである。

湖崎氏及小山氏
紀伊續風土記
而して湖崎莊は南北朝(皇紀一九九一年乃至二〇五二年、今)の頃湖崎氏及び小山氏によつて領せられてゐたものと傳へられてゐる。

此等の時代から申本沿革史上多少参考ともなるべき記事は紀伊續風土記の中に載せられてある。今左に之を抜抄して當時の状態を窺ふこととしよう。

湖崎莊 總て十八ヶ村 西は周參見莊と界し北は佐本莊及三前郷と界し巽は海に面し、申本以下の諸村皆

大島と海を隔て、東西相對す。其廣袤東西總て七里半南北總て一里、潮御埒別に南に出ること一里餘。此地は古の三前郷の内なり。中世那智山の管内となり、潮埒氏領せしなり潮埒莊の名起れり。潮埒訓同しきを以て通じて鹽埒とも書す。

潮埒氏は平相公清盛の弟池の大納言頼盛卿の孫河内守保業の子保定の裔なり。承久三年北條泰時京都に亂入の時保業を京方なりとて罪を負はせて紀州に流す。因りて此地に住す。其子保定地名の潮埒を以て氏とす。後村上帝の御時當國の目代佐々木伊勢守貞綱潮埒氏と婚を結びて一族となりしといふ。潮埒氏の此莊を全く領する者此時代の事なるべきか。

元弘の亂に北條高時小山左衛門尉實隆同經幸に命じて熊野海邊を守護せしむ。實隆來りて潮埒莊に居る。それより代々此地に住す。其領する地の廣狹詳にし難し。小山氏又鹽埒氏と隣好厚く、婚を通じて一族となり。共に其境界を守り、軍を出す時は互に人衆を出して相助けしと見え、延元の頃南朝より鹽埒一族中小山一族中と一紙に載せられたる論旨二通(三前郷西向村)あり。又々正平二十一年潮埒逸學討死の事小山より奏する狀(此文書安宅莊久木村 小山氏藏)あり。此等に因りて視れば兩家相並びて此地を領するに似て、其境界の廣狹大小今詳にしがたし。

潮埒氏今斷絶して記録文書家系の類一も傳はる所なければ何れの時亡びしか其事皆知るべからず。然れども正平以後は小山氏日に盛にして潮埒氏は衰へ、後世終に潮埒莊は小山氏の領する所となれるならんか。此等の事今詳にするに由なし(潮埒氏の起り佐々木一族となりし事を記するは色川ノ郷田川村彌助赤木村理助が家に「紀伊續傳」傳ふる所の文書によれり。此文書も本書にあらず。二百年許り以前の寫しと見たり。) (「紀伊續傳」第二版第二輯七五九頁—七六〇頁)

註「紀伊續風土記」は天保年間の著、而して茲に所謂「潮埒莊」とは當時に於ける、和深浦、田子浦、江田浦、田並浦、田並上村、有田浦、有田上村、吐生村、東雨村、二部村、二色村、關野川村、申木浦、出雲浦、姫村、姫川村、伊串村、以上十入ヶ村を總稱したものである。

小山氏

小山三郎實隆は鎮守府將軍秀郷の後裔で、祖先代々下野に住してゐた。關東の名家である。元弘元年鎌倉將軍の命を奉じて見經幸と共に一族十三人從兵三百餘騎を率ゐて熊野に來り沿海警護の任に當つた。經幸は富田に實隆は西向浦に居り相共に助け合つた。爾來小山氏は終始南朝の爲めに忠勤を擲で、或は海賊を平げ又後年幾多の戰爭にも功を立て、屢々上局よりも賞せられた。小山氏に關する古文書は現に西向村(最近申木に移住)小山家(當主彌太郎氏「舊家の部参照」)及富二橋村大字高富(二部)の小山家(當主權十郎氏)等に數多く所藏されてゐる。

當時戰塵擾亂の世であつたが、我申本で血腥い戦鬪が行はれたといふ記録は一つも見當らぬ。恐らく古往今來未だ會て一回も無かつたかも知れぬ。

只一つ延元元年(皇紀一九九六年 補正成戦死の年)に色川盛氏と小山實隆が共力、足利方に打つてかゝつたのは我申本の海上に於て、なかつたかとも思はれるのである。即ち延元元年足利の一族熊野に入るを聞いて色川盛氏勤王の師を起し、五月十四、五日濱宮佐野に進み、二十七日新宮に於て合戦したが、足利尊氏の一族石堂義慶、熊野法眼及び新宮諸上綱等船數百艘を奪ひ、鹽埒浦(即申本)に奔り上洛せんとした。仍て盛氏及び實隆協力し、六月五、六の兩日に亘り之を海上に激撃し、遂に足利勢を打破り、盛氏は更に進撃し京師に至り山城國山崎の向明神の森等に於て合戦した。之に關し左の古文書が残つてゐる。

(色川文書)

延元三月七日自之馳參御方四色一木戸奉地那智致合戦一族等

廿餘人被統率同月十四五兩日押寄濱宮佐野同廿七日致新宮山合戦之處尊氏一族等石堂義慶下熊野法眼以下凶徒取乗數百艘之船鹽崎浦落行之間兵乘口六月五六日致合戦忠了此等次第不可脫所聞御上洛之御供之處赤松二郎左衛門尉登行八月八日同致山崎合戦同九日於日向大明神林追三懸國徒等散々合戦凡以世無礙早預恩賞爾致軍功恐懼詔言
延元元年八月
進上 御奉行所 平 盛 長

(小山 文 書)
加 一 見 (花押)

熊野上綱小山三郎實隆中
今月五日朝敵足利一族新宮諸上綱以下率部勢令上洛候之間出向海上致合戦忠節則道歸候了此條御奉行御見知之上者早預御證
延元元年六月七日
御奉行所

南朝方

申本に關する
記録の初め岡
田島兩家の過
去帳

南北朝時代に於て吾が潮崎莊は常に南朝方に屬してゐたことは明かで、各種の古文書に残つて居る年號は悉く南朝の年號であり、又明確に潮崎氏が南朝方の武士であつたことも史實に残つてゐる。

鎌倉時代から南北朝時代となり、更に室町時代を過ぎて、世は元龜天正の所謂群雄割據時代となるに及び、茲に始めて我申本の住民に關する記録を見ることが出来る。即ち當地岡家(當主田島俊平)及び田島源右衛門家(當主源右衛門)の過去帳にあるものが是である。

岡家過去帳
始祖塚原宗左衛門清直ハ武藏ノ人也。天正十五年(郷土誌編者附記。皇紀二二四七年)浪人シテ申本ニ居住。備中曹江恒
今を去る凡三三三十四年前

次ノ作刀大小ナ帯シテ參ラル。此時ヨリ庄屋役相勤ム云々。
田島源右衛門家過去帳「宗庵遺書」

我祖先ハ武州ノ人ニシテ田島宗左衛門清直(郷土誌編者曰、前記岡家)主從浪人シテ當浦へ居住ス。我祖先ハ尚落キ行カン意志ナリシモ、清直氏ノ命反ムキ雖ク遂ニ此地ニ止リ、家ノ北側ナル宅地四段三畝歩、及ビ西ノ岡ナル如一段三畝歩、小野浦ナル田五畝八歩其他實物分與セラル。特ニ別家ノ分格ナ賜ハル。云々

天正年間は足利氏滅亡の後を承けて織田信長天下を一統し、次で豊臣秀吉が信長に代つて天下の覇權を掌握した時代で、天正十五年は即ち秀吉が紀伊根來、雜賀の一揆を討ち四國九州等を定め關白となつた翌々年で、豊臣太閤全盛の時代である。前記兩家の祖先は即ち此時代に浪人となり此地に來り住んだもので、岡家の祖先は推されて庄屋役を勤めたものと見える。併し當時申本一般の状態は果して如何であつたか、之に關しては據るべき何等の舊記はない。

天正十三年秀吉根來寺太田城を亡ぼすや遂に國中を征し之を統一した。於此若山城を築き之を舍弟羽柴秀長に賜ひ紀伊一國を領せしめた。後秀長は大和をも領し、郡山城に居るに及んで、家臣桑山修理亮重晴を代官となし、若山城に居つて以て本國を治めしめた。秀長紀伊を管領する事七年、天正十九年に薨じ、養子秀俊其後を襲つたが、居ること四年、文祿三年に卒し、嗣が無かつたので國が除かれた。然し重晴はなほ城代として留守し、依然國政を執ること六年に及んだ。慶長五年淺野幸長が當國に封ぜらるゝに及び重晴は去つて泉州の谷川に退去したといはれてゐる。當時田邊には熊野征伐の將杉若越後守を封じて日熊野地方を鎮めしめたといふ。當時申本は日熊野に屬してゐたのである。

羽柴秀俊の受後紀伊は久しく岡國になつてゐたが、慶長五年十月關ヶ原戰役が西軍の敗に歸し、淺野幸長始めて當國に封ぜられた。幸長國を治めること十四年、慶長十八年に歿した。(和歌山縣誌參照)

淺野幸長が紀州に封ぜられた翌年即ち慶長六年(皇紀二二六一年、今より凡三三二十年)作られた「申本浦御檢地帳」なるものがあ

申本浦檢地帳

る。此調査は既記塚腰宗左衛門、田島源右衛門等の來住後十四年にして出來たもので、我國の歴史としては豊臣氏が没落して徳川家康が旭日東天の勢を天下に示すに至つた時なのである。此の御檢地帳によつて當時に於ける我申本の状況は略窺ひ知る事が出来る。

慶長六年九月八日御檢地

一、家數二十四軒 一軒寺、一軒神主、二軒庄屋肝煎、四軒後家部屋 合八軒 殘十六軒役人

一、田畑合計十七町八段五畝二十七步

内 麥二十九石三斗三升五合(内六斗荒)

(郷土誌編者曰……田方及畑方の明細は別項産業中農業の部に記入す)

一、屋敷一段一畝二十七步 一石五斗四升七合

尙岡家の過去帳にも

我が申本ハ慶長ノ頃家數木役十六軒計リ、寺宮合シテ二十二軒也。

前記御檢地帳に見える庄屋一軒とは即ち岡家を指したもので、同家は始祖から四代まで引つゞき庄屋役を勤めたことは同家の過去帳に明記せられてゐる。(自治行政の部参照)

前舊記中「役人」及「木役」とあるは「やくびと」及び「はんやく」と讀ク一人前の夫役に出ることの出来る家即ち扶養を要せず獨立の生計を營む家のことである。

三、近 世

慶長より天正に至る其間凡三百年、後年に至るに及んで漸く舊記を見るべきものがあつた筈である。けれども彼の寶永四年(皇紀二三三六七年、今)の大津浪によつて殆どそのすべてを流失してしまつたといふことは頗る遺憾とする所で、據るべき記録は殆ど幕末頃以後のもののみである。

近世に於ける申本の行政沿革概要

上古「縣」には各「里」を置き、後之を「郷」と改めその下に「莊」、「莊」の下に「村」名が生じたので、我申本は「湖崎莊」に屬し、湖崎氏と小山氏とによつて領せられてゐた事は既に「中古時代」の部に述べた通りである。「湖崎莊」とは今の和深以東、姫、姫川、伊申迄をいふたのである。

其後國主時代となつて申本は「江田組」となつた。此時姫、姫川、伊申は古座組に入つたのであるが、江田組、古座組は共に紀州藩の直轄に屬することゝなつた。

當時組には「大庄屋」があり、其下の各浦村には「庄屋」及「肝煎」があつた。肝煎は即ち今の助役の格である。それで我申本浦の庄屋は常に江田(現在の和深村大字江田)の大庄屋の指圖を受けたものである。

此の庄屋制度は明治五年四月に至つて廢止せられ、新に「戸長」「副戸長」の制度が創められた。

尙明治五年には本縣を五十一區に區劃した結果、本妻を四區に別つて郡名を稱へず單に第何區と稱へた、次で此法を改め、大小區劃法を設けた。我申本は「第七大區(今の東西)第六小區(江田組)」の中に含まれることゝなつたのである。

處が明治十年三月に至つて、始めて一般「浦役場」を設け、申本は「第七大區第六小區本妻郡申本浦」と稱することゝなり、浦役場は之を我申本に置き、之を「申本浦外五ヶ村戸長役場」と稱した。(外五ヶ村とは上野、出雲、關野)かくて明治十二年一月縣達乙第六號を以て、郡區町村の編成を布告せられ、本妻郡は東西の二郡に分割せられ茲に始めて「西本妻郡申本浦」と稱することゝなつたのである。

後、明治二十二年二月「戸長役場」を廢し「村長及村役場」を設けられるや、「申本浦」の名稱は茲に「申本村」とな

江田組

庄屋肝煎

戸長副戸長

第七大區第六小區

浦役場

西本妻郡申本浦

村役場

町制施行

り、「申本村役場」が置かれることとなつた。
 かゝる内に漸次に村勢が充實して來たので、明治三十年十一月縣知事の認可を得て町制を施行し、爾來「和歌山縣西牟婁郡申本町」と稱するに至つたのである。
 近世に於ける申本の發達概要

現今殘存する各種の古文書に就いて、我申本の戸數人口田畑家畜産業其他に關する記録を案め年代順に掲げて見ることしよう。但し詳細に亘つては、戸口、自治行政産業等の各章節の部に記述することにした。

◎三百二十一年前(大正十一年より起算、以下同じ)
 慶長六年九月八日(「御檢地帳」による)

- 一、家 數 二十四軒
- 一、田 畑 數 十七町八段五畝二十七步
- 一、屋 數 一段一畝二十七步

◎二百三十六年前

- 一、家 數 百三十三軒

◎九十年前

- 天保年間
- 一、家 數 三百五十軒
- 一、人 數 千四百四十二人
- 一、田 畑 數 高百六十八石六斗六升八合

◎九十年前申本浦の一般狀況

二色村の隣二十五町にあり二色の小名袋と海灣を界す東は海を導して大島に向ふ此浦より坤五十町許にさし出たるを湖ノ御崎といふ浦の名義は御崎に越す木の義なり土地廣くして家數多く漁事を専らす東西兩面に海をうけたれば漁事の利多くして漁者に富豪者少からず潮風甚烈しき地なれば戸々に寒竹を植けて各一區をしめ家居普通の漁村と異なり云々(續風土記)

◎五十五年前

慶應三年五月「大差出御遠帳」による)

- 一、家 數 四百四軒 (三軒庄屋肝煎歩行、一軒寺、一軒神主、一軒神子、二軒醫者、)
- 一、人 數 千七百八十九人 内(男八百九十四人女八百九十五人)
- 一、牛 數 九十七疋
- 一、船 數 九十八艘 内(八十八艘漁船、十艘イサバ)
- 一、網 數 九十八 内(七帖鱈網、二帖鰻取網、四十五帖小鰻網、十九帖餌あみ、十二帖地曳網、五帖鰻魚網、八帖鰻あみ)
- 一、鐵 砲 一挺
- 一、通之御印列 三枚
- 一、浦組印木綿地紺染 (長三尺横二幅その字並申本浦の文字白く染抜あり)
- 一、高張提灯 一 張
- 一、船印木綿地紺染 (長一尺八寸一巾その字並に申本浦の文字白く染抜あり但浦組御備三十二艘分)
- 一、村役人腹當て木綿地こい千草染 但丸に浦の字染入
- 一、同 張笠 一 蓋
- 一、人足目印紋白木綿 三寸四方角にして村頭字懸にて書付浦組出人足二百三十人分
- 一、地主 三人 矢倉兵衛、神田佐七、神田清右衛門
- 一、浦 組 頭 江田 浦

右村繼

見老津浦 江住浦 里野浦 和深浦
 田子浦 江田浦 田並浦 田並上村
 有田上村 有田浦 二部村 二色村
 閻野川村 串木浦 出雲浦 上野浦
 合十六ヶ村

一、串木

二色村の 二十五町 閻野川村の 三十一町
 上野浦の 三十一町 出雲浦の 二十二町
 大島浦の 海上二十五町 古座浦の 海上二里
 一、海上押送り船繼小傳馬 上は有田浦、下は古座浦

一、稼の儀諸漁一偏にて御座候

在 受 貢

一、御口 前所

四勺七分本田畑、三勺二分新田畑

一、御定免高に付

長七町横は一町半串木浦上野浦網代論所寶曆三四霜月御留山に被仰付

一、御留山一ヶ所

米麥粟稗黍芋大根出來仕候果物類無御座候

一、米麥粟稗黍芋大根出來仕候果物類無御座候

海草之内布若少々御座候 年に寄儀附不仕候 見物類無御座候

右之通 御 達 申 上 候

慶應三年卯五月 日 串木浦庄屋 喜 惣 兵 衛
同 浦 肝 煎 嘉 四 郎

◎五十二年 前

明治三年

浦 義 太 郎 殿

一、人 數 二千〇九十七人
 一、家 數 四百十四軒

◎四十九年前

明治六年七月(地誌取調御達)による)

一、戸 數 四百二十八戸
 一、人 員 二千九十人(内卒一人、僧一人、神官一人)男千五十人女千四十人
 一、木 田 八町一段三畝九步六厘(同高九十六石一斗一升三合)
 一、新 田 二段九畝三步(同高三石四斗九升)
 一、本 畑 七町四段二畝二十一步(同高三十石二斗九升九合)
 一、新 畑 四町四段八畝十步(同高十三石四斗五升)
 一、同 畑 一町五段七畝二十四步(同高四石七斗三升四合)
 一、一歳現在 一百二十石
 一、買 米 五十一石二斗五升二合五勺
 一、買 錢 七拾六圓五拾貳錢壹厘
 一、雜 稅 六圓貳拾五錢七厘
 一、耕 牛 百四十二頭
 一、産 物 總額千四百(目代價七百圓)
 一、雜 魚 實數雜知代價千八百圓

一、廻船 大小三十七艘 漁船大小七十五艘
一、網 大小百二十四帖

右之通り取調御達申上候也

副戸長 森島茂兵衛

◎四十一年前

明治十四年

一、戸數 五百戸
一、人口 二千四百餘

◎三十三年前

明治二十二年七月九日(戸長事務引繼書による)

一、戸數 五百十六戸
一、人口 二千七百四十五人
一、田 十町二段五畝十七步
一、畑 三十二町五段九畝一步
一、郡村宅地 十八町九段三畝二十五步
一、山林 三十一町八段八畝七步
一、原野 二町三段三畝四步
一、溜池 二畝步

一、墓地 五段三畝四步

◎十三年前

明治四十二年十二月三十一日現在

一、戸數 九百十三戸
一、人口 三千九百八十一人

◎十年前

大正元年十二月三十一日現在

一、戸數 一千〇〇五戸
一、人口 四千四百五十八人

◎五年前

大正六年十二月三十一日現在

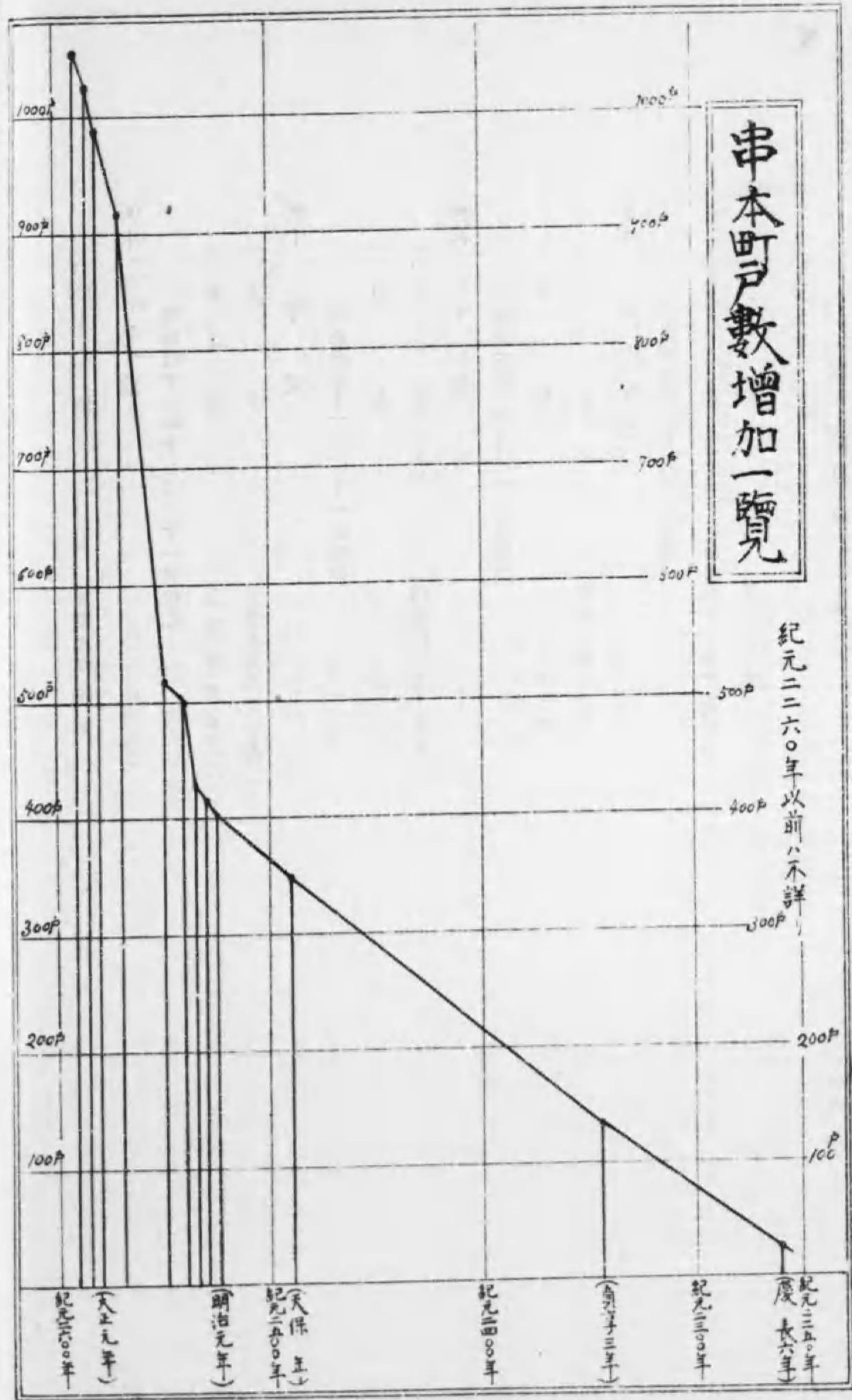
一、戸數 一千〇二十三戸
一、人口 四千九百三十人

◎現在 (一十年前)

大正十年十二月三十一日現在

一、戸數 一千〇五十六戸
一、人口 五千三百六十五人

串本町戸数増加一覽



四、藩主の巡遊

徳川時代に於ける我串本は紀伊藩直轄の地であつた。従つて時々藩主の巡遊もあつた様であるが今之を詳に知ることとは出来ないが各種の材料を基として取調べ得た結果に基き藩主の巡遊を擧げて見ると左の通りである。

- 第一世 頼 宣 (慶長七年三月七日生) 當地來着月日不詳
- 第六世 宗 直 (天和二年七月廿五日生) 享保十一年六月六日來着
- 第八世 重 倫 (延享三年二月二十日生) 明和四年六月
- 第十世 治 寶 (明和八年六月八日生) 寛政六年閏十一月二日來着小憩
- 同 公 (再 度 巡 遊) 寛政十一年五月二十三日一泊
- 第十四世 茂 承 (弘化元年正月十五日生) 慶應元年閏五月八日來着

右の内記録の微すべきものは治寶公巡遊以後に於て之を見るのみで、それ以前の事に就ては何等詳細を知るに足る資料がない。今簡単に當時の状況を記述しておかう。

治寶公第一回巡遊

●治寶公第一回巡遊 寛政六年十一月十九日一行數十名、和歌山城發駕、田邊より中邊路を経て本宮、新宮、那智を過ぎ、古座浦に一泊の上閏十一月二日陸路駕籠にて當地小休所矢倉兵衛方に着小憩の後本之宮に參詣、神主右近並に悴惣領求馬御目見えを許され、神前へは御賽錢として青さし一貫文御供へせられた後、御崎明神へ御駕籠で御參詣、同浦藤原内記方で晝餐、それより田並浦田中萬藏方へ投宿せられ和歌山へは同月七日九ツ時歸城せられた。當地御通過の日特に田並浦濱に於て御目見えを許された名簿の内に當地から「串本浦帶刀人塚越平太夫」一人が加へられてゐる。

◎治寶公第二回巡遊 寛政十一年四月二十二日和歌山城發駕、田邊、本宮、新宮、那智、妙法山等を経て、五月二十二日當地矢倉甚兵衛方に投宿せられた。御供は二百十八人、翌二十三日御旅館出立、下浦通りを笠嶋に至り、吉右衛門前道から本之宮へ御參詣銀壹枚金百疋御供あり、やがて宮之坂下まで成らせられた處、「誰か出て案内をせよ」との御言葉に庄屋政次郎が早速罷出た。所が「犬戻りと申す所は此近邊か」との御尋ね、委細申上げた所、直に引返して當浦西手の道通りを大洞海岸まで成らせられた。茲にて又も御呼に付庄屋が罷出た處、所々島々等に就いて御尋ねあり、更に袋港の譯並に港内距離等の御尋ねがあつた後、「お前の名前は何と申す?」「政次郎と申します」「あの親父は?」「後次兵衛と申します」「後次兵衛とは?」「ハイ、前夜御本陣を相勤めました甚兵衛と申す者の親でございますかゝる會話を試みられ乍ら、大洞にて暫時休息後御機嫌よく、引返し御崎明神へ御參詣に向はれた。此日上野浦喜平次方で養食、夫より浪の浦に出で同所より大島迄乗船、夫れより姫村へ渡海、陸路野川通りを二色袋に入り、森庄左衛門方に投宿せられた。翌二十四日は袋港より小船四十八艘を仕立て和深浦に至り小憩、それより陸地見老津方面に向はれた。二十二日夜申本浦に於ける宿割を見ると左の通り。

御本陣	御供世話役衆	甚兵衛
御供頭衆	上下十一人	平左衛門
御供小使衆	上下六人	甚助
御御衆	奥詰衆	嘉儀
輕御衆	上下六人	嘉儀
雨具持共	上下六人	七助
伊賀衆	十人	

御膳番衆、奥之番衆	上下八人	御	長
奥小使衆	七人	御	宇
御醫師衆	上下三人	御	幸
御小人目附衆雨具持共	六人	御	安
御徒士目附衆御用御挾箱持衆	上下六人	御	安
御作事方衆	十人	御	佐
堤嘉市殿 御小人頭衆	小池惣五郎殿	御	佐
開番衆	上下七人	御	勢
御納戸坊主衆	御手水坊主衆	御	勢
御茶坊主衆	十五人	御	嘉
焚出し方 御齋所目附衆 御齋所人衆 御贈人衆	上下九人	御	和
御齋所御仲間衆	八人	御	吉
奥坊主衆 雨具持衆	八人	御	吉
御小姓方坊主衆同小使衆雨具持共	十人	御	彌
御駕方衆	八人	御	安
御駕方衆	八人	御	利
御作事方衆	七人	御	市
御辨當持衆宰領衆共	九人	御	友
御長刀衆 御草履取衆	御挾箱持衆	御	市
御草履箱持衆	七人	御	市
御提燈方衆 御蠟燭箱持衆	兩掛御挾箱	御	市
御下男衆御衆所仲間衆	九人	御	市
	四人	御	市

評定所人回衆奥之口持人衆	九	人	御宿	善	七
御衆辨當持衆	右付御提灯持衆	御衆軍符持衆	御宿	藤	七
同	宰領衆	九	人	御宿	又
伊賀衆	雨具持衆	八	人	御宿	又
御小姓衆	家來	十	人	御宿	文
以上	本陣以外	二百十八	人		平

茂承公の巡遊

◎茂承公の巡遊 慶應元年閏五月八日來遊せられ本之宮に參詣せられたが詳細の記録は見つからない。

五、其他貴顯の來遊

◎西條領主松平右京大夫の來遊 元祿七年五月中旬伊豫國西條領主松平右京大夫が巡遊せられ、本之宮に參詣、

銀錢三文を奉納せられた。

家茂公の立寄

◎將軍家茂第一回立寄

徳川第十四代將軍家茂公は元紀州藩主であつたのであるが、將軍となつて海路上洛の途次元治元年正月突如當浦に寄港上陸、無量寺に一泊し、本之宮にも參詣せられた。御召船は外車の蒸汽船で當時では最新型のものであつたらう。當地では何分不意の事とて、浦役人を始め浦人の狼狽混雜は一通りでなかつた。當時家茂將軍は僅か十七八歳で、當地方では「公方様」若くは御幼名をそのままに「菊千代様」と申上げた。

◎將軍家茂第二回立寄 家茂將軍は前記上洛の後歸途同年五月十八日復び上陸、無量寺に一泊せられた。今回は前以て通知があつたこととして送迎の用意も萬端整つて都合よくいつた。

九條公の立寄

◎九條道孝公の立寄 慶應四年(明治元年)(皇紀二五二八年)戊辰の役に際し、九條道孝公(現皇后)奥羽征討

總督の大命を奉じ、錦旗を拜受し、三月京都御出發、大阪より海路奥州松島に至り、千辛萬苦を經、同年十月平定の功を奏せられた。その松島に向はれる途中三月十二日當地に寄港上陸、矢倉甚兵衛邸に少憩せられたもので當時の記録は矢倉家に保存せられてゐる。即ち左の通りである。

九條様御鎮座に付御遠控

御遠口上

申本浦 地土 矢倉 甚兵衛

九條様御儀今般御國ニホリ御軍艦にて奥州へ御下り被爲遊候御趣當月十二日午の刻當浦へ御碇泊に相成り御風呂被爲召候條被仰聞候付村役人共より申出私共難有御宿相勤御風呂並に御茶被召上候付有合せの海魚一折献上候處御機嫌能御受納奉成職難有仕合奉存候格別御急ぎの御容體にも不奉向上候付御曳綱奉入御覽度段村役人共と示談の上御儒者城谷中書様へ御取次ぎの儀奉相何候處至極思召相叶候様中書様へ被申聞早速綱爲込夕景迄濱邊にて御覽被爲則得漁の魚類聊かに候へ共活魚の儘奉献上候處私手船にて御軍艦へ還御被仰付直様御乘組に相成御機嫌能御軍艦被爲召同夜當浦にて御一泊翌十三日早朝御發艦被爲遊候尤も御上陸の御方々様ニホリ乘組川口熊太郎様より承仕候御官名別紙奉申上候依て御遠奉申上候 以上

三月十五日

伊藤 專藏 様

頂戴の御品

一御金	子	千	正
一御金	子	二百	正
右は九條様	私共へ難有頂戴仕候		
一御金	子	千	正
右同斷	鯛網漁士共頂戴仕候		
一御金	子	五百	正
右はニホリ御役人衆より私共へ頂戴仕候			

右の通り頂戴仕候付是又御達奉申上候 以上

奥羽鎮撫使

總督

九條左大臣殿

副督

澤三三位殿

參謀

醍醐宰相殿

下參謀士

大山格之助殿

九條公諸太夫

世良修殿

鹽小路民部權少輔

淺山治部權少輔

(右記録中「城谷中書」とあるは本郡有田村の人である。但し詳細は知らない。又「大山格之助」とは後の綱兵のことで、元帥大山殿の兄に當る。鹿兒島縣に知事たりし時偶々西南の役起り官軍に抗したといふ罪により長崎で死刑に處せられた人である。)

會桑の戦士

◎會桑の戦士通過 明治元年正月、將軍徳川慶喜が大坂城に駐り。會津桑名の諸兵は、慶喜を勤めて京師に入り君測を清めるのだと呼號して進軍した。朝廷では薩長の兵をして之を鳥羽及び伏見に防がしめ、會戦の後幕軍を破つたことは皆人の知る所であるが、其敗走の將士等歸東の途當地に立寄り各家に分宿した。中には重、輕傷を負ふてゐるものもあれば、血醒い戎衣を纏ふたものもある。血刀を竹筒に挿してゐるものもあつた。其の光景殺氣漲り浦人は皆戦慄恐怖した。所が戦士等は尙官軍の追撃をおそれて十幾艘のイサバ船を雇ひそれに分乗して近きは志州的矢浦、遠きは三州吉田までも落ち延びたといふことであつた。當時の記録は詳しく残つてゐないので其人數及是れが將たる人々の名が分明しないが、後に東京女子高等師範學校の教頭となり又東京帝國大學名譽教授であつた南摩八之丞綱記(號羽峯)も此中に居つた。

南摩綱記

南摩綱記は當地神田忠次郎家(當主神田安松)に宿泊したもので、神田家には同人の書を所藏してゐる。左は同家は於ける當時の記録である。

于時慶應四年戊辰正月西京伏見之合戦ニテ會津藩御家來御留守居方大野英馬様南摩八之丞様右御兩人同月十九日晝九ツ時頃ニ梅田屋長兵衛發發浦ノ同道ニテ參リ我家ニテ宿ス同廿四日迄滞留ニ相成リ其節南摩八之丞様此書御認メ置被下候事同廿二廿三日六七百人も當浦へ追々參リ同廿四日船ニテ三州吉田迄被參候事(神田安松所藏)

◎右之外明治五年五月 明治天皇御巡幸の話があつたと見え當浦で奉迎準備をした記録が左の表紙書の帳によつて残つてゐる。

明治五年壬申五月廿五日と廿八日迄

一、上様御巡幸に付諸入用書出帳

鐵屋 清 右衛門

今右の帳の中の書出しを見るに、初頭に「今上皇帝御上陸用意」とあり。以下順次に食料品其他各種の用度品を買入れたことを記してゐる。其總經費百七十五貫六百六十四文となつてゐる。

察するに是は明治五年 明治天皇御西下の折海路御巡幸、萬一天候等の御都合で當地へ御上陸遊ばすやも知れぬとの事から浦方では用意だけはしておいたものであらう。

◎北白川宮成久王殿下 陸軍砲兵少佐北白川宮成久王殿下には大阪第四師團野砲兵第四聯隊大隊長として御勤務中大正八年八月熊野地方御視察のことを思立たせ給ひ、左記日程の通り御巡り遊ばされた。

北白川宮成久王殿下

北白川宮殿下
奉迎準備

八月十六日 大阪發南海電車で和歌山御着午後七時和歌山御乗船同十一時田邊町に御上陸
 同 十七日 田邊御視察(此夜御乗船の御豫定の嵐風浪激しく海路杜絶に付御滞在)
 同 十八日 前日に同じく海路杜絶のため湯崎温泉に御成遊ばされ、田邊町に御滞在
 同 十九日 天候恢復せず田邊町に御滞在、此夜海靜穩となりたので午後十二時大阪商船會社船綠川丸に御乗船
 同船には大阪より御兄弟に亘らせられる小松侯爵、上野伯爵の御二方も御乗込あり、以下の御旅行に加はらせられた
 同 二十日 午後四時串本港御通過午後六時勝浦町御上陸直に那智山御參登
 午後新宮町御着同町御視察熊野速玉神社御參拜
 同 二十一日 朝新宮御發川船にて勝八丁の景を探らせられ同地御一泊
 同 二十二日 本宮熊野座神社御參拜、新宮川を下らせられ新宮御一泊
 同 二十三日 午前八時勝浦港御乗船(大阪商船會社船龍田丸)同十時串本町御上陸、直に潮岬村に御成、午後四時串本町に御歸還、旅館海月に御宿泊
 同 二十四日 午前十時二十分串本御乗船(綠川丸)午後七時和歌浦御上陸南海電車にて大阪に御歸還、
 右に就き我串本町に於ては空前の光榮として七月下旬早くも奉迎の準備に取かかり、更に八月に入るや、町長以下町吏員、町會議員、實業學校小學校兩校長、組代、軍人分會幹事、青年會幹部等數回町役場に集合して諸般の打合せを行つた。先づ準備の第一着手として八月九日串本青年會員總出で、御通路筋たる上野道出口から梁山大正坂の上り口まで道路の大修理を行つた。
 二十日午前四時殿下の御船綠川丸串本港御通過の際には町長矢倉源兵衛、助役玉置喜代作、實業學校長金廣勇小學校長森慶三等、串本分署長古田源之助と一舟を繼し、別に軍人會並に青年會よりは數隻の小舟を仕立て御乗船の舷側に至り御奉送申上げた。

奉
迎

愈二十四日となるや、全町悉く國旗を掲揚し、御通路筋には淨砂を敷き、實業學校小學校職員生徒兒童は埠頭棧橋を挟んで位置につき、町内及附近村より集つた奉迎の老若は雲の如く海濱及路傍に充満し、軍人分會員、町名譽職、青年會員は商船會社扱店前に整列して奉迎申上げた。
 やがて勇ましい煙火の爆音の中に御乗船龍田丸が投錨するや、商船會社扱店よりは新造の舳舟を以て迎へ奉り、軍人會青年會の幹部等小舟を以て御警衛申上げた。御一行は左の通りである。

- | | |
|---------|-------------|
| 侯爵 | 北白川宮成久王殿下 |
| 伯爵 | 小松輝久(殿下の兄君) |
| 御附武官 | 上野正雄(殿下の弟君) |
| 第四師團參謀 | 太田砲兵少佐 |
| | 藤木歩兵少佐 |
| | 三戸宮内屬 |
| | 内藤宮内屬 |
| 和歌山縣理事官 | 笹井幸一郎 |
| 西牟婁郡長 | 伊藤信平 |
| 其他 | 兩三名 |

御一行は串本分署長古田源之助、串本町長矢倉源兵衛、潮岬村長鈴木喜兵衛等の御案内にて棧橋より御上陸あらせられた。

此時御三方とも御服裝御揃ひで、瀟洒な純白リンネルの脊廣服に純白のヘルメット帽、純白の御靴を用ひさせられ、御機嫌いとも麗はしく御見受申された。商船會社扱店よりは直に人力車に召させられ先づ潮岬村に向は

湖岬御成

せられた。御道筋要所々々には青年會員軍人會員等警官と協力して警戒申上げた。

湖岬村でも鈴木喜平次方で御晝餐を召され、それより湖岬燈臺、湖岬無線電信局等御視察、後岬端の巖角で漁夫の魚介を採る實況を御覽遊ばされ、午後四時に至つて申本町に御歸還あらせられた。

かくて御車を下浦海岸青年會館門内に入れさせられ、同會館に御休憩遊ばされ、此間左記人々に一々拜謁を仰付けられた。

拜謁

申本町長	矢倉源兵衛	申本町助役	玉置喜代作
實業學校長	金廣勇	申本小學校長	森慶三
申本分署長	古田源之助	町會議員	矢倉甚兵衛
社司	小原徳藏	町會議員	前芝喜次郎
町會議員	神田富藏	町會議員	田島喜之助
同	森島龜松	同	大岡鶴一
同	島野吉松	同	田島喜之助
同	神田安松	軍人分會長	島野寅吉
學務委員	神田佐一郎	裁判所書記	蘆川邦彦
南潮新聞社長	大原安吉		

茲にて窓近く青年會員の地曳網を御覽せられ、その漁獲物は直に大半切二個に活け御前近く差上げ奉つた所、御三方とも非常に御満足の體で特に御食膳に上す様にとの御下命であつたので青年會では非常なる光榮として直に献納した。

青年會館(此建物は町有であつたので大正十年五月取崩し移轉改築して小学校々舎とした、現申本小學校本館は之れである)での御休憩約一時間の後御旅館(青年會館の西道)た

御旅館

る海月(當主矢倉虎一)に入らせられ給うた。

殿下の御居間に充て奉つたのは海月旅館階下大廣間最奥の一室で、廣さ十一疊半(外に三疊半)其次の隣室十二疊半の間を小松侯、上野伯の御居間とした。各室の設備庭園の手人等は數十日以前より主人の最苦心した所で手入費のみに約三千圓を要したといはれてゐる。

此夜軍人會員は交替で御門前及附近警固の任に當り、青年會員亦町内を夜警し、消防組は御旅館附近に臨時屯所を設けて萬一の警備につとめた。

翌二十五日は御歸還御出發といふので早朝から奉送の男女は埠頭に群集した。兩學校、軍人會、青年會等昨日の如く堵列して御見送申上げた。船は午前十時入港、殿下には御上陸の際と同様の御装ひで御機嫌麗はしく御乗船遊ばされた。

御出發

御手土産品として町よりは附近風景寫眞帖一冊及鯉節一箱、又軍人分會及青年會よりは鮮鯛並に雜魚一樽を献上した。

二十四日青年會館に御成の節御使用の御椅子は申本青年會が檢の白木材を以て特に新調したもので、御三方に對して各一脚づゝ同型に調製した。此椅子は後日青年會から記念として實業學校及小學校へ各一脚を寄附し、一脚は同會に残し何れも重寶品として保管してゐる。

徳川侯の來遊

舊藩主侯爵徳川頼倫閣下來遊 舊藩主侯爵徳川頼倫閣下には令夫人と共に熊野觀光を企てられ、男爵三浦英太郎氏家令佐々木米三郎氏其他數名を隨へ瀨峽、那智瀧等を経て同月二十日午前新宮町を發し午後三時半自動車にて當地に來着せられた。町有志者數十名矢之熊沿道へ出迎をなし、時恰も捕鯨事業場では鯨鯨の解剖中であつ

たので、直に同事業場に行き解剖の光景を観、それより無量寺に至り名畫を觀覽し、旅館「海月」に投宿された。
翌廿一日は朝から古座川一枚岩の見物に出かけられ夕方御歸館。此夕申本では有志相諮り海月旅館前埋立地に板圍及びテント等を設らへ盛大なる歡迎宴會を催した。町長田島喜八一同を代表して挨拶を申上たに對し、侯爵閣下には立つて鄭重なる答辭を述べられた。宴酣にして餘興として申本青年會から屋臺をかつぎ込み笛太鼓賑かに「獅子舞」を御覽に入れた。

廿二日自動車で潮岬に參られて燈臺、無線電信附近の廣大無涯の狀觀を愛でられ、歸路は大正坂より自動車を捨て徒歩で、潮崎本之宮神社に參拜、それより下浦海岸通りを散歩し乍ら御歸館、此日申本町よりは御土産として侯爵に附近寫眞帖一冊及鯉節一箱を献上し、三浦男爵及佐々木家令に對し鯉節一箱宛を贈呈した。

翌廿三日午前十時發の汽船に召され田邊に向はれた。棧橋へは當町有志數十名見送りに出た。

◎最近名士の來往 中央政界に對し極めて關係の浅い當地方のこととして有力な政治家の來往などは甚少く、其他各方面の名士にしても來訪せられることは極めて稀である。今最近年に於ける主なるものを列擧すれば左の通りである。

大正二年五月	遊説	前文部大臣	尾崎行雄
大正三年八月	遊説	國民黨總理	犬養毅
大正八年六月廿一日	遊覽	衆議院議長	大岡育造
同年同月廿五日	視察	木縣知事	池松時和
同年八月廿三日	遊覽		北白川宮成久王殿下
同	同	侯爵	小松輝久
同	同	伯爵	上野正雄

最近名士の來往

大正九年七月廿日	視察	本縣知事	小原新三
大正十年一月廿二日	視察	京都帝國大學教授理學博士	池田岩治
同年五月十八日	遊覽	侯爵	德川頼倫
同	同	男爵	三浦英太郎
同年六月	寫生	洋畫家	鹿子木孟太郎
同年六月十二日	視察	吳海軍鎮守府參謀長海軍少將	正木義太郎
同年七月十八日	講演	貴族院議員子爵	田尻稻次郎
同年八月	寫生		鹿子木孟太郎
同年十一月十五日	視察	和歌山地方裁判所檢事局長	竹内佐太郎
大正十一年七月	寫生		鹿子木孟太郎
同年八月十九日	魚類研究	理學博士	岸上謙吉
大正十二年一月十九日	視察	第四師團司令部陸軍少將	松山真朝
同年一月廿日	通過	第六十一聯隊南紀行軍隊歩、騎、砲、輜重百五十七名	久留島武彦
同年四月廿三日	講演	文部省囑託	川上則文
同年四月廿八日	視察	和歌山地方裁判所長	川上則文
同年六月	遊覽	俳人	松瀬青々
同年六月八日	遊覽		關西新聞記者團一行十二名
同年七月九日	寫生		鹿子木孟太郎
同年七月廿日	講演	大阪毎日新聞記者	高石真五郎
同年七月廿四日	視察	鐵道大臣伯爵	大木道吉
同	同	同秘書官伯爵	酒井忠正
同	同	同	小原新三
同	同	同	縣知事

十正十二年八月十四日 遊 覽
同八月廿七日 講 演

歌 人 川 田 順
新聞記者(楚人冠) 杉 村 廣 太 郎

因に右貴顯及諸名士は何れも旅館海月(當主矢倉虎一)へ止宿されたのである。

第二章 字 名

町内の地區を大別して左の十大字とする。但し此字名はすべて現時の俗稱ともいふべきで一定の明確なる區別がある譯では無く、大凡の區域名稱である。以下順次之を擧げて説明しておかう。

一、矢之熊

「矢の熊」とは古來より傳はり來つた字名である。即ち宮川生、沖の元生、向屋敷生、沖の芝生等の小字を總稱せるものである。宮川を境として以北一體が之である。現在此區域内には戸數凡そ百八十、人口凡そ九百餘を包有してゐる。

「矢の熊」は「矢の倉」の轉訛であるまいかと思はれる。もと矢之熊方面の居住者は多く屋敷を矢倉屋と稱し、明治維新後苗字を許された時には、大抵「矢倉」姓又は「矢野」姓を以て戸籍に記載された様である。又矢の熊には矢倉神社とて矢倉彌平治家の鎮守の神がある。古來此附近の人々の信仰し來つたもので、今尙山麓の叢林中に一つの古井戸(現在では是が神體)と一棟の楠堂とがあり、年々祭式を行つてゐる。即ち此の神社の名稱が地名によつたものか、又は地名が此社から出たものか、何れにしても「矢の熊」と「矢倉」とは、その語原に於て離るべからざ

矢の熊

沖の芝沖の元

向屋敷

宮川

北地

寺の前
岡の鼻

る關係に立つものであることは略推知することが出来ると思ふ。

「沖の芝」及「沖の元」に就きて古來説をなすものがある。曰く、此邊一體はもと海中であつて、處々に低い小陸地があつたものである。故に其名稱も海に因んだものとなつて「沖」といふ言葉を用ひたものであると。此説も決して無稽の説では無いと思はれる。

「向屋敷」は前述の如く矢の熊は大方海中にあつた際、現在の「向屋敷」は陸地の前方にあつて之に誰かの屋敷があつたが爲此稱があるのだと稱へる説がある。又別の説に、現今の本之宮神社は往古大島の寺子屋屋敷より串本に迎へて來たもので、當時矢の熊の熊次郎なるものが社守をしたものである。それで、此邊一帯を「迎へ屋敷」といふのだと。併し此の後説については餘程疑はしい點があつて、にはかに信することは出来ない。一の俗説に過ぎないものであらう。

「宮川」の名稱起原に就ては、既に第一編自然誌第四章第四節河沼の部に詳説したから茲には之を省いておく。

二、北地

「北地」の名稱はいふまでもなく串本の北部に位するから名けたものにちがひあるまい。之を小別して「北地生」「寺前」及び「岡の鼻」の一部とする。現在總戸數大凡八十、人口大凡三百六十を有してゐる。

「北地生」は東北方宮川を境として「矢の熊」に接してゐる。宮川の西南岸を「川端」と言ふ。

「寺の前」は無量寺の前面並に東方をいふ。

「岡の鼻」とは無量寺の西南「こり谷」の口近くまでをいふ。

中地

南地

池ノ生

岡地

本町

新町

三、中地

申本の中部に属するから其名がある。「中地生」の戸數凡そ九十、人口凡そ四百五十名を含む。

四、南地

申本の南部に當つてゐるから此名がある。「南地生」「池ノ生」二つの小字があつて戸數約二百八十、人口凡そ千四百に達する。

「池ノ生」は其昔池であつた。それで之を字名としたのである。

五、岡地

町の西部に在る。「本町」通りの南方一體は大凡之に屬してゐる。戸數凡そ百四十、人口大凡七百「岡地生」は即ちこの小字名である。

「本町」はもと「雜賀町」と呼びなされてゐた。「雜賀町」と言ひ出したのは明治三十年頃からのことで、それも誰言ふとなく自ら通用せらるゝに至つたのである。然るに其後二回も火災に罹つたので、町筋の者からぼつぼつ町名改稱の話が持上り(サイカは災火に通ずるといふので)遂に通筋の者が申合せて、大正十年七月十二日から「本町」と呼ぶこととし、通筋の西端から東へ順次一丁目より四丁目までの名を附し、所々軒下はその町名を書いた小札を打ちつけた。現今では一般町民は雜賀町ともいひ本町とも呼んでゐる。

雜賀町の名の起りはこの通筋の東端一〇〇〇番地から西に所々に數戸の魚商があつた、丁度新宮町の雜賀町(魚商が多い)の觀があるといふので誰云ふとなくいひ出したのである。

「新町」は下浦水産販賣所前から上浦中山の下に達し、本町の南に並行する當町主要の道筋である。も

須賀

笠嶋

六、須賀

と此道は字中地生の東部から現在の約三分の一の長さに於て下浦の方に通じてゐたのであるが、明治四十五年二月上浦に通ずるべく田島良藏等奔走して現在の如く開いたもので、町の名も自ら新町と稱へられるに至つたのである。

町の最西方面一體の總稱で「須賀生」「大須賀生」「大久保生」とし、その西に隣して連る海濱一帯を「須賀の濱」といふ。多くは漁家及農家である。戸數凡そ百餘、人口凡そ五百に及ぶ。

「スカ」といふ地名は我國に於て各地に見る處で、多くはやはり「須賀」の文字を用ゐてゐる。その語原は「洲處」で、淺瀬に砂の集積した地の名稱である。當町の須賀も或は地體の成因に照して砂洲の意から出たものと思はれる。尙「アイヌ」語に關した語原考證に就ては第二編第一章第一節申本地名原考(五)の中に説いたから茲には重複を避けておかう。

七、笠嶋

町の最南方に當り、湖崎本之宮神社の所在地區で「笠嶋生」及び「堀南生」の總稱である。戸數凡そ六十、人口三百を算する。

一説に「笠嶋」は之を「片嶋」と呼ぶのが正しいので、カタシマがカサシマと轉訛し笠嶋と誤記せられてから既に七十餘年を経たものだといはれてゐる。地勢が片方に偏してゐる所から、或はさうと解せられぬでもない。併し今から七十餘年前といふと弘化、嘉永の頃であるが、今本之宮神社々司小原家の略系なるものを見るに、同家十代の時(現在當主徳藏氏は四十二代目)姓を笠嶋と改めたとある所を見ると、餘程以前から笠嶋といひ來つたも

のと断じなければならぬ。七十年前笠嶋云々の説も尙考究の餘地はあらうと思ふ。

八、堀

「堀生」をいふ。笠嶋との間に沼澤通稱「堀の川」を挟んでゐる。戸數凡そ三十、人口約百七十、殆んど全部は漁家である。

九、西田

本町の西部及び中山(高岡山)附近以東の稱にして「西田」といふ。一三三〇年以前までは水田であつた。それが町の西部に位する所から此名は起つたものである。戸數六十、人口約二百五十に及ぶ。

一〇、袋

「袋」は袋港の東南岸一帯の地で、町の主部から遠隔すること大凡六町、併し縣道大邊路街道に沿うてゐるからその割合には便利である。戸數凡そ三十、人口百七十許りである。

今より十年許り以前までは戸數僅々一、二戸であつたが、明治の末から大正三、四年にかけて遽に人家が増したのである。現在では船宿、鐵工所等が大方である。

串本全町の小字

以上の十大字は古來普ねく呼なされたものであるが、今仔細に串本全町の小字を一々調査するならば實に五十七字を算するのである。左に大體北方から南方へ順次に擧げて見よう。

- 一、大水崎水尻生 一、大水崎 一、小林生 一、大水崎平見 一、實谷生

串木谷の誤

右之内串木谷とあるは俗に「くせぎ谷」と稱し來りしものな或時代郡吏の誤りにて串木谷と帳簿に記せしより土地謄帳にもしか記したのである。

第三章 戸數及人口

第一節 戸口發達の概観

戸口増加の趨勢

既に本編第一章第二節申本沿革史に於て述べた様に當地に於ける往時の状況は頗る明白を缺き、信據するに足る舊記は甚だ乏しいのである。

慶長六年九月の「申本浦御檢地帳」に據れば、戸數二十四戸となつてゐる。

貞享三年五月の「申本浦惣野書付」に連名せるものを見ると庄屋以下人員百三十三名の名が列ねられてゐる。之を每一戸一名の連署とすれば正に百三十三戸あつた譯である。即ち慶長から貞享まで八十五年間に戸數一百餘を增加したことになる。

更に、天保年間に至れば、戸數三百五十。人口一千四百四十二人となり、享保から凡そ百五十年間に戸數二十餘戸を増加してゐる。

次に、慶應三年の「大差出調御達帳」に據れば、戸數四百〇四、人口千七百八十九(内男八百九十四人、女八百九十五人)とある。天保年間から三十餘年間に、五十餘戸、三百四十餘人を増加したことになる。

明治三年には戸數四百十四、人口二千〇九十七。即ち三年間に十戸、三百餘人を増してゐる。

降つて明治六年七月「地誌取調御達」に據れば、戸數四百二十八、人口二千〇九十人となり、三年間に十四戸を増してゐる。人口が却つて減少を示してゐるのは或は前後何れかの調査に疎漏があつたのかも知れない。

次で明治十四年に至れば戸數五百、人口約二千四百餘となり、八ヶ年間に七十餘戸、三百人の増加を示してゐる。

現在戸数及人口

明治二十二年七月の「戸長事務引繼書」を見ると、戸數五百十六、人口二千七百四十五と出てゐる。即ち八ヶ年間の増加は十六戸、三百餘人である。

次に明治四十二年十二月末日の調査に據れば、戸數九百十三、人口三千九百八十一。即ち二十年間に戸數四百戸、人口一千二百三十餘人の驚くべき増加を示したのである。

最後に今より十年前即ち大正元年十二月末日の調査を示せば、戸數一千〇〇五戸、人口四千四百五十八人。過去三ヶ年間に、九十戸、四百八十人を増してゐる。

現在に於ては(大正十年十二月末調査による)戸數一千〇五十六、人口五千三百六十五(内男二千五百八十六人、女二千七百七十九人)で既往十ヶ年間に於て戸數五十、人口九百餘を増加したことになつてゐる。

今左に述べた各時代の戸口を左に一覽表としておかう。(年代距離は大正十一年(紀元二五八二年)よりの起算である)

年代距離	紀元年號	戸數	人口	當時一ヶ年平均増加戸數
三二一年前	皇紀二二六一年	二	不詳	不詳
二三六年前	慶長六年	二四	不詳	不詳
九〇年前	皇紀二三四六年	一三	不詳	一戸二分
五五年前	貞享三年	三五〇	一四三	一戸四分
五二年前	天保(年不明)	四〇	一七九	一戸五分
	皇紀二五二七年	四二四	二〇九	四戸七分
	慶應三年			
	皇紀二五三〇年			
	明治三年			

年次	本籍主人	現住人	平均戸口
四九年前	皇紀二五三三年 明治六年	四八	四戸七分
四一年前	皇紀二五四一年 明治十四年	五〇	九戸
三三年前	皇紀二五四九年 明治二十二年	五〇餘	二戸
一三年前	皇紀二五六九年 明治四十二年	五六	約二〇戸
一〇年前	皇紀二五七二年 大正元年	九三	約三一戸
五年前	皇紀二五七七年 大正六年	一〇三	三戸六分
一年前	皇紀二五八一年 大正十年	一〇六	八戸二分

驚くべき増加

是によりて之を見れば、年々戸数の増加は維新以前に於て極めて遅々たる状態を示したもので、明治時代に入り漸次急激なる増加を來したことがわかる。特に明治二十年前後より明治の末にかけての膨脹は實に驚嘆すべき勢を示してゐるではないか。是の増加は多くは漁夫家族の來住によるもので、主として愛媛縣、高知縣、徳島縣及び三重縣方面の人々である。

第二節 最近に於ける連年戸口の増加

過去數百年に亘る戸口増加の状態は前節に説いた通りであるが、茲には明治四十二年以後に於ける我町戸數人口の状態を本籍者及現住者の兩方面より之を調査し表記しておかう。

年次	本籍主人		現住人		平均戸口
	男	女	男	女	
明治四十二年	八八七	二,一三三	九三	二,〇七六	四,一六六
同 四十三年	八三八	二,一八五	九五〇	二,一三四	四,一三四
同 四十四年	九四〇	二,三四二	一,〇〇九	二,三三四	四,一五六
大正元年	九〇八	二,二七二	一,〇〇五	二,二八〇	四,一五二
(明治四十五年)	九四八	二,三三〇	一,〇〇六	二,三三〇	四,一五二
大正二年	—	—	—	—	—
同 三年	—	—	—	—	—
同 四年	—	—	—	—	—
同 五年	—	—	—	—	—
同 六年	—	—	—	—	—
同 七年	—	—	—	—	—
同 八年	—	—	—	—	—
同 九年	—	—	—	—	—
同 十年	—	—	—	—	—

第三節 最近に於ける人口出入の状態

最近に於ける町内人口の移動状態を大正元年同五年同十年の三年につき調査し、左に之を一覧表として掲げて見よう。

年次	在外国	他府縣寄留	縣内他都市寄	郡内他町村留	陸海軍在郷者	囚役人及	計
大正元年	出 三三四	入出 三三六	入出 三三六	入出 三三六	出 三	出 〇	入出 五五五
同五年	出 三三五	入出 三三六	入出 三三六	入出 三三六	出 三	出 〇	入出 五五五
同十年	出 三三九	入出 三三六	入出 三三六	入出 三三六	出 三	出 〇	入出 五五五

第四節 最近に於ける生死婚姻及離婚の状態

現在の申本で毎年何れ丈けの出生者、死亡者があるか、又婚姻や離婚の件数が何れ程あるかについて、左に最近五ヶ年間の数を表示して見よう。

種別	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年
出生数	一六九	一四九	一五九	一七〇	一六二
死亡数	一六九	一三三	一四九	一七〇	一六二
婚姻数	八〇	七二	七六	八六	八二
離婚数	八〇	七二	七六	八六	八二

第五節 町民職業別戸数

町内に於ける職業別戸数を示せば左の通りである。

(大正十二年六月調)

職業	戸数	人口	職業	戸数	人口	職業	戸数	人口	職業	戸数	人口	計		
農業	一〇	五二	工業	六〇	三〇三	商業	二〇	一〇〇	漁業	三	一三	畜産業	一	五
其他	一	五	無職	一	五	内無職	七	三〇	其他	一	五	計	一三〇	五七〇

第六節 外国出稼者

由来當地方は附近村と共に海外出稼者の多いことに於て全國でも有名である。今申本警察分署の調査による外国渡航先及び外国在留者数を示せば左の通りである。

年別	男	女	年別	男	女	年別	男	女	年別	男	女
大正六年	六	五	大正七年	六	五	大正八年	六	五	大正九年	六	五
大正十年	六	五	大正十一年	六	五	大正十二年	六	五	大正十三年	六	五

右の内旅館、病院、船舶等即ち「准世帯」に属するものは左の通りである。

准世帯数	男	准世帯に属する人員	女	計
二〇	九三	二八		一二一

特に海面に碇泊中の船舶だけを取り出して見ると。

船舶数	男	女	計
九	三五	一	三五

そこで准世帯を除いた本當の世帯に属するもの即ち串本町に定住して而も調査當日町内に居つたもの（従つて當日旅行不在中の者を除く）のみの數字を擧げて見ると左の通りである。

本世帯数	男	女	計
一、八〇五	二、三七一	二、五七六	四、九五八

●國勢調査の狀況

我國曠古の大事業第一回國勢調査は大正九年（皇紀二五八〇年）十月一日午前零時を期し、全國一齊に舉行された。初め明治三十五年の帝國議會で問題となり、時の政府も亦實行の意志があつたが、生憎明治三十七八年戰役の勃發に遭ひ遂に延期の止むなきに至つた。次で明治四十三年準備委員を設け將に調査に着手せんとして又復行政整理の厄に會ひ遺憾ながら遂に其實行を見るこゝが出来なかつた。處が大正五年の議會に於て愈大正九年を期して實行することに決定し、其後諸般の準備豫定の如く着々進捗して前記の如く十月一日に實施し、全國悉く豫期の大成効を見たのである。

今左に記念の爲我町に於ける調査事業の大略を記しておく。

調査員任命 町當局に於ては夙に其筋の指述に従ひ着々準備を整へた末、全町は之を二十四區に分つて調査することにした。やがて大正九年七月二十日附の辭令を以て内閣より調査員其他夫々任命せられた。仍て八月十日町長田島喜八各員を町役場に招集し辭令を傳達し大體の方針を指示した。

町長	町助役	町會議員	町會議員	町會議員	町會議員	町會議員	町會議員
田島喜八	玉置喜代	前芝嘉次郎	矢倉平助	竹中源平	堂西富吉	田島喜之助	森島龜松
調査主任	調査員	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區

調査の狀況

調査員

第七區	在郷軍人分會長	前芝伊平次
第八區	學務委員	谷川齊治
第九區	實業學校教員	大塚壯一
第十區	同	瀬戸保太
第十一區	實業學校長	金廣
第十二區	實業學校教員	辻木鐵
第十三區	小學校教員	前田英
第十四區	同	川島
第十五區	同	田島周次
第十六區	同	矢倉一
第十七區	小學校長	森田慶
第十八區	町會議員	神田安
第十九區	小學校教員	中田有
第二十區	同	中島磯
第二十一區	同	石口儀太
第二十二區	同	岸木徳
第二十三區(下浦)	漁業組合理事	田島源太
第二十四區(上浦及袋海面)	町會議員	大岡鶴
調査係員	町収入役	中瀬伊太
同	町書記	矢倉義
同	同	上野重
同	同	中松光次

調査前の諸準備

調査員訓練 八月二十一日縣及郡より係員出張、串本小學校に於て、串本町、湖岬村、富二橋村の調査員及各係員を集め調査員訓練會を開き、調査の方法及注意を講じ且つ調査上の疑義其他につき研究した。

趣旨宣傳 國勢調査の事は常に係員の理解と努力にのみ俟つて十分なりとすることは出来ない。さうしても一般民衆の理解が必要だといふので、あらゆる手段を盡し趣旨の宣傳につとめた。特に九月五日には調査員並に町内各種公務員を町役場に召集して趣旨宣傳の方法につき協議した。今實施した各種宣傳の主なるものを左に擧げよう。

(一)活動寫真應用講演會 七月十一日郡より係員出張、午後二時より劇場大正座に於て小學校實業學校の児童生徒のために、又同日夜間同場所に於て一般民の爲めに活動寫真を應用して趣旨宣傳をした。

(二)町内各組分け講演會 九月中町内各組代の家に當該組内の戸主を集め趣旨の説明をした。

(三)印刷物配布 國勢調査の趣旨を極めて平易に解説した活版印刷物を作成し、九月八日町内各戸に配付した。又趣旨を讀み込んだ平易な歌詞を印刷し之を兩學校生徒に配布した。

(四)ポスター 町内各所の目に觸れ易い場所に、中央當局から送られた赤色石版刷「十月一日」ミゴシツク大文字であらばしたポスターを掲示した。

(五)宣傳提燈行列 九月十五日及二十五日の兩回に亘り、小學校實業學校児童生徒及調査係員合同して宣傳提燈行列を行つた。行列の際合唱した宣傳歌は特に小學校で作つたものである。

豫備演習 九月二十日午前零時を期し、豫め配布した練習用申告用紙により、各世帯につき豫行演習を行つた。之は十月一日の本調査を施行する上に非常に有力な効果を齎したことはいふまでもない。

調査實施 九月二十日以後に入る各調査員は最善の努力を傾けて、各自擔任區内の下調査其他の諸準備に没頭し、二十八日申告書用紙を各世帯に配布した。三十日に入らるや、午後十時より十二時(即ち國勢調査時刻十月一日)まで絶えず燈火を打揚げ、又無量寺では大鐘を時間毎に撞きならし、以て一般町民に警告を與へた。かくて十月一日午前七時なるや各調査員一齊に活動を開始し申告書を取集めた。

其後各員に於て申告書一々に就き綿密なる調査をなし數回の會合を重ね各完全なるものとして町長に提出し町に於ては更に之を精査した上、串本町要計表を作成添附して全部一括郡長に提出した。要計表の結果は即本節初頭に表示した通りである。

經費 尙参考の爲め當町に於て木事業の爲め要した費用を擧げるに左の通りである。

但當町國勢調査總經費

金八拾四圓也	調査係員への手當
金八拾圓六拾參錢也	備人料
金拾四圓參拾四錢也	消耗品費
金拾八圓八拾錢也	雜費
金四拾圓也	宣傳用備人料
金四拾八圓四拾壹錢也	同印刷費
金四拾六圓五拾錢也	同雜費
右之内へ	
一金壹百九拾圓拾貳錢也	國庫よりの下附金

經費

第四章 自治行政

第一節 行政沿革の大要

串本町の沿革については既に第一章第二節串本沿革史の項に於て詳説した通りで、約説すれば、上古「縣」には各「里」を置き、後「郷」と改まり、其下に「莊」、「莊」の下に「村」名が生じたのである。而して我串本は「潮崎莊」に屬してゐた。潮崎莊は今の和深以東、姫、姫川、伊串までをいふ。南北朝時代には潮崎氏及び小山氏によつて領せられてゐたことは既に叙述した通りである。其後國主時代となり制度が改まると共に「江田組」に屬することゝなつた。是と同時に姫、姫川、伊串は「古座組」に入つた。而して江田組及古座組は共に紀州藩の直轄に屬したものである。

舊藩時代に於ては「庄屋」なるものその職務が頗る多端で、「大庄屋」の旨を受けて一切の村治を掌つたものである。「庄屋」の下には「肝煎」があり「庄屋」を補けて共に村治に携つたものである。

「大庄屋」「庄屋」「肝煎」の制度が廢せられたのは明治五年四月で、新に「戸長」「副戸長」が置かれた。而して「戸長」「副戸長」は明治二十二年二月に廢止せられて「村長」「助役」を置くこととなつた。今試に是等名稱の變遷を左に表示して見よう。

串本所屬管區の變遷

新設年代	地名	事務扱所名	長の名稱	次長の名稱
中古時代	湖崎莊串本村	串本浦外五ヶ村	庄屋	煎
藩政時代	江田組串本浦	串本浦長役場	長	煎
明治五年四月	第七大區第六小區	串本浦長役場	長	煎
明治十二年一月	西牟婁郡串本浦	串本浦長役場	長	煎
明治二十二年二月	西牟婁郡串本村	串本浦長役場	長	煎
明治三十年十一月	西牟婁郡串本町	串本町役場	長	煎

第二節 行 機 關

一、庄屋時代

庄屋時代に於て串本の行政に關係した人々の内現在分明してゐる者を擧げると次の様である。

年 代	庄 屋	肝 煎	備 考
天正十五年頃	塚腰宗左衛門		塚腰は田島俊平の祖也
慶長年間	助右衛門		
同	田島宗右衛門		宗左衛門の子
同	市瓦右衛門		

歴代の庄屋及
肝煎

慶安三年	田島平兵衛	作左衛門	平兵衛は田島宗右衛門の子
寛文七年	平之丞	新右衛門作	平兵衛の子
貞享三年	武左衛門	茂右衛門	幸右衛門は前芝嘉次郎(松屋)の祖
安永八年	幸右衛門	佐次郎	政次郎は神田政次郎の祖
天明三、四年	儀兵衛	政次郎	嘉四郎は田島嘉四郎の祖
同	寛政六年	喜兵衛	又平は今の田島又平の祖
文化四年	政次郎	政次郎	
文化四年	常四郎	政次郎	
同	又平	又平	
同	又平	又平	
弘化四年	嘉四郎	田島平助の祖	
嘉永四年	久兵衛	藤左衛門	藤左衛門は田島平三郎の祖
同	徳兵衛		
安政三年	藤左衛門		
同	藤左衛門		
同	長兵衛		田島政平の祖

代順	就職年月日	辭職年月日	氏名	名譽職又は有給職別
第一代	明治二十二年六月二十一日	明治二十三年六月九日	神田清右衛門	名譽
第二代	同 二十三年六月二十四日	同 二十四年三月五日	神田文左衛門	同
第三代	同 二十四年三月二十八日	同 二十五年三月十五日	矢倉源兵衛	同
第四代	同 二十五年三月三十日	同 二十六年四月二十二日	森島岩吉	同
第五代	同 二十六年四月二十三日	同 二十七年三月二十七日	神田佐七	同
第六代	同 二十七年五月二十四日	同 二十八年三月三十日	田島喜八	同
第七代	同 二十八年五月二十八日	同 二十九年十月二十五日	神田文左衛門	同
第八代	同 二十九年十一月十八日	同 三十一年十月二十四日	矢倉源兵衛	同
第九代	同 三十二年二月四日	同 三十五年十月二十一日	柏木補太郎	同
第十代	同 三十六年一月二十七日	同 三十八年九月五日	神田清右衛門	同
第十一代	同 三十八年九月二十九日	同 三十九年九月十七日	矢倉甚兵衛	同
第十二代	同 三十九年十一月二十二日	同 四十年十二月六日	神田佐七	同
第十三代	同 四十二年一月九日	同 四十三年七月二十三日	田島喜八	同
第十四代	同 四十三年八月九日	大正二年六月四日	森島岩之助	同
第十五代	大正二年八月六日	同 三年三月二十四日	神田清右衛門	同
第十六代	同 三年七月十六日	同 六年十一月二十日	中筋正真	同
第十七代	同 七年一月八日	同 七年十二月五日	神田佐七	同

(廿年十二月十二日より町となる)

歴代の助役

口、助 役

第十八代	大正七年十二月二十六日	大正九年一月十一日	矢倉源兵衛	名譽
第十九代	同 九年二月四日	同 十一年七月十四日	田島喜八	同
第二十代	同 十一年八月十五日	(現任)	田島嘉四郎	同
第一代	明治二十二年七月六日	明治二十三年六月二十四日	神田文左衛門	名譽
第二代	同 二十三年六月十九日	同 二十八年六月五日	南辰三郎	有給
第三代	同 二十八年七月十日	同 三十年三月十三日	佐藤整造	同
第四代	同 三十年六月十八日	同 三十二年二月四日	柏木補太郎	同
第五代	同 三十二年四月七日	同 三十四年七月九日	田島政平	同
第六代	同 三十四年八月二十七日	同 三十五年三月二十三日	西義助	同
第七代	同 三十五年六月九日	同 三十六年三月十八日	川島喜之助	同
第八代	同 三十六年四月二日	同 四十年四月一日	中筋正真	同
第九代	同 四十年四月十日	同 四十四年四月九日	同	同
第十代	同 四十四年四月七日	大正三年七月二十日	同	同
第十一代	大正三年十一月五日	同 七年一月七日	北野順吉	同
第十二代	同 七年二月十九日	同 八年一月十三日	西義助	同
第十三代	同 八年六月九日	同 九年十月十日	玉置喜代作	同

歴代の収入役

ハ、収入役

第十四代	大正九年十一月四日	目下 缺員	大正十二年四月十八日	中瀬 伊太郎	有 給
第一代	明治二十二年七月六日		明治二十三年四月三十日	矢倉 常七	
第二代	同 二十三年五月十一日		同 二十五年八月九日	矢倉 傳右衛門	
第三代	同 二十五年八月二十三日		同 二十七年六月六日	田島 俊平	
第四代	同 二十七年六月十二日		同 二十八年十月十日	神田 逸平	
第五代	同 二十八年十一月七日		同 三十一年一月四日	神田 道二郎	
第六代	同 三十一年三月二十一日		同 三十四年三月三十一日	田島 俊平	
第七代	同 三十四年四月十二日		同 三十五年四月二十六日	岩橋 源之助	
第八代	同 三十五年五月八日		同 三十九年五月七日	田島 善雄	
第九代	同 三十九年五月二十五日		同 四十三年五月二十四日	同	
第十代	同 四十三年五月三十日		大正三年五月二十九日	同	
第十一代	大正三年六月二日		同 七年六月一日	中瀬 伊太郎	
第十二代	同 七年六月二十日		同 九年十月二十三日	同	
第十三代	同 九年十一月二日		同 十一年五月三日	前芝 伊平次	
第十四代	同 十一年六月六日		同 十二年二月十二日	田島 政平	

第十五代 大正十二年六月二十五日

(現在)

中瀬 伊太郎

ニ、町吏員

町書記

現在町役場で事務を執つて居るものに町長、助役、収入役の外に五名の書記があり、左の分擔によつて事務を處理してゐる。

- 一、戸籍
- 一、兵事、社會事業、町報編輯
- 一、勸業、學事、社寺、統計、願届、衛生、地理、土木、議事、身分證明、農會、蠶業、管海官廳
- 一、會計、赤十字、愛國婦人會

今明治二十二年村役場開設以來書記として滿三年以上勤続した者の氏名を挙げておかう。

氏名	就職年月日	辭職年月日	勤続年月數
神田 逸平	明治二十二年九月十日	明治二十六年九月十三日	四年一ヶ月
中村 路一	同 三十二年四月二十日	大正七年八月三十一日	十九年五ヶ月
内田 林平	同 三十三年四月四日	明治四十二年三月三十一日	九年ヶ月
袋田 佐十郎	同 三十七年十二月一日	同 四十四年二月十七日	六年三ヶ月
中松 光次郎	同 四十三年四月一日	現任	
濱田 繁次郎	同 四十四年二月十七日	大正六年九月五日	六年八ヶ月
鈴木 市松	大正五年六月三十日	現任	